

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年5月29日

【計算期間】 第10期（自 平成30年12月1日 至 令和元年11月30日）

【ファンド名】 ダイワ・ファンド・シリーズ - ダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型）
- 通貨タワー -
(Daiwa Fund Series - Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency)
- 米ドル・コース(USD Unit)
- 豪ドル・コース(AUD Unit)
- NZドル・コース(NZD Unit)
- 南アフリカ・ランド・コース(ZAR Unit)
- 日本円・コース(JPY Unit)
- トルコ・リラ・コース(TRY Unit)
- 米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコース(USD (BRL Hedged) Unit)
- 米ドル建 豪ドル・ヘッジコース(USD (AUD Hedged) Unit)

【発行者名】 ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）
(Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman))

【代表者の役職氏名】 取締役 松葉 恭明

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309号、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド気付
(c/o Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 下瀬 伸彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 下瀬 伸彦

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」といいます。）、ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランドおよびトルコ・リラの円換算は、便宜上、2020年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.83円、1豪ドル＝66.09円、1ニュージーランド・ドル＝64.76円、1南アフリカ・ランド＝6.05円および1トルコ・リラ＝16.53円）によります。以下同じです。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されていますが、純資産総額は各コースの基準通貨（米ドル・コース受益証券については米ドル、豪ドル・コース受益証券については豪ドル、NZドル・コース受益証券についてはニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランド・コース受益証券については南アフリカ・ランド、日本円・コース受益証券については日本円、トルコ・リラ・コース受益証券についてはトルコ・リラ、米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコース受益証券については米ドル、米ドル建 豪ドル・ヘッジコース受益証券については米ドル）で算出されます。

- （注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- （注４）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもあります。）とは12月１日に始まり翌年11月30日に終了する一年を指します。ただし、第１会計年度は、2010年８月19日（ファンドの運用開始日）から2010年11月30日までの期間を指します。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型）- 通貨タワー - （以下「ファンド」といいます。）はアンブレラ・ファンドであるダイワ・ファンド・シリーズ（以下「ダイワ・ファンド・シリーズ」または「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。

ファンドの投資目的は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指すことです。

ファンドの信託金の限度額は、米ドル・コース受益証券については15億米ドル（約1,632億円）、豪ドル・コース受益証券については20億豪ドル（約1,322億円）、NZドル・コース受益証券については20億ニュージーランド・ドル（約1,295億円）、南アフリカ・ランド・コース受益証券については100億南アフリカ・ランド（約605億円）、日本円・コース受益証券については1,400億円、トルコ・リラ・コース受益証券については30億トルコ・リラ（約496億円）、米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコース受益証券については20億米ドル（約2,177億円）、米ドル建 豪ドル・ヘッジコース受益証券については20億米ドル（約2,177億円）です。

ファンドの特色

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立されました。

管理会社は、適格投資家に対して、ファンドの各取引日における申込価格でファンドの受益証券を発行することができます。

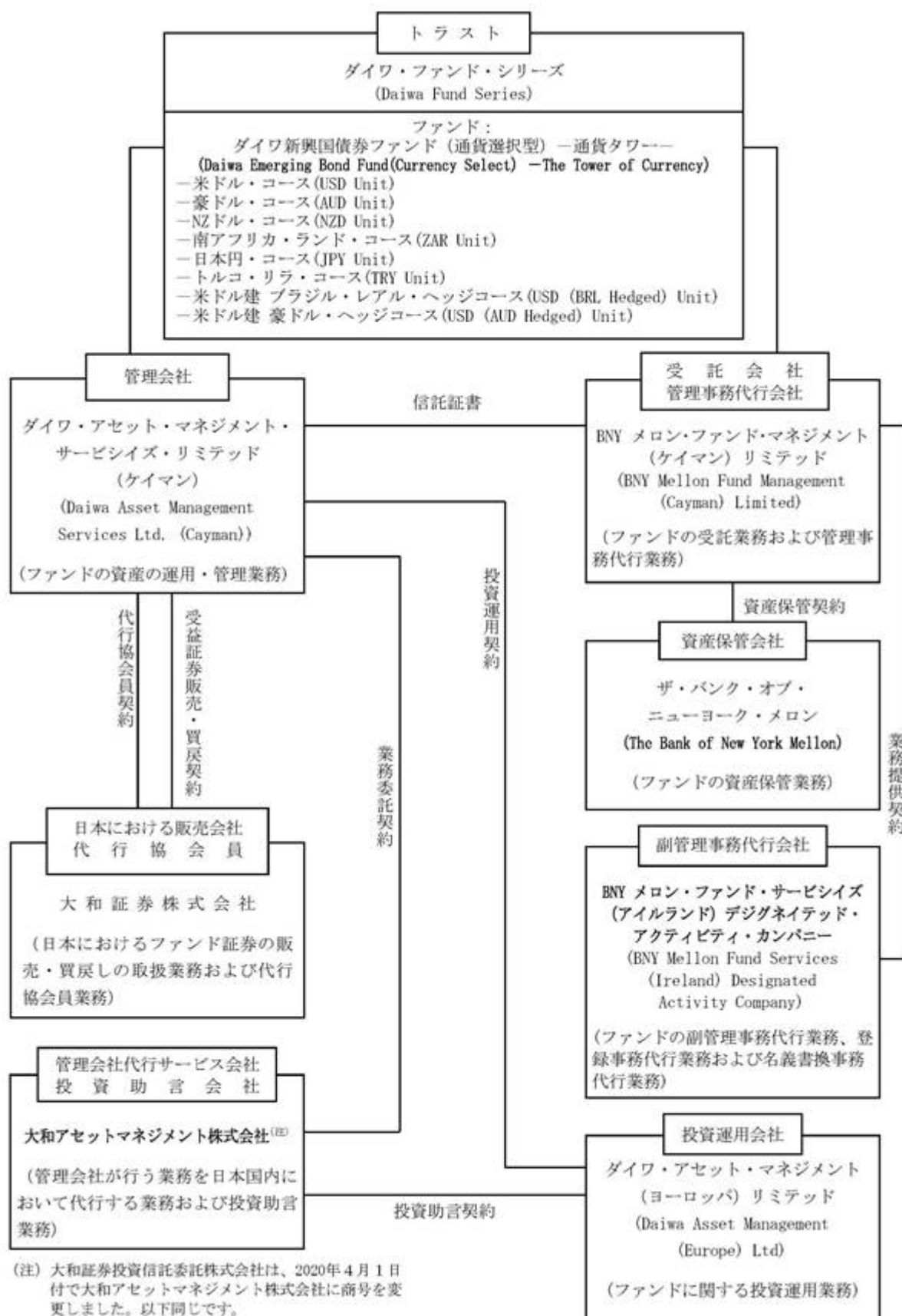
受益証券は、受益者からの請求があった場合、各評価日の評価時点現在の受益証券1口当たり純資産価格で、管理会社により買い戻されます。

（2）【ファンドの沿革】

2005年8月8日	管理会社の設立
2008年10月20日	基本信託証書締結
2009年7月10日	追補信託証書締結（改正再録基本信託証書の締結）
2010年7月9日	追補信託証書締結（ファンドの設定）
2010年8月19日	当初設定5コース（米ドル・コース、豪ドル・コース、NZドル・コース、南アフリカ・ランド・コースおよび日本円・コース）の運用開始
2011年9月22日	追加設定3コース（トルコ・リラ・コース、米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコース）の運用開始
2015年2月18日	信託期間の終了日を2020年11月30日に変更（当初は2015年11月30日）
2016年5月23日	変更証書締結
2020年1月17日	信託期間の終了日を2025年11月30日に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

会社名	ファンド運営上の役割	契約および委託内容
ダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ・リミテッド（ケイマン） (Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman))	管理会社	受託会社との間で締結された2008年10月20日付基本信託証書（2009年7月10日付追補信託証書により修正および再録済ならびに2010年7月9日付追補信託証書および2016年5月23日付変更証書により補足済）（以下併せて「信託証書」といいます。）に基づき、ファンドの資産の運用・管理等の業務を行います。
ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド (Daiwa Asset Management (Europe) Ltd)	投資運用会社	管理会社との間で締結された2010年7月9日付投資運用契約（注1）に基づき、管理会社に対して投資運用業務を行います。
BNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド (BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited)	受託会社 管理事務代行会社	管理会社との間で締結された信託証書に基づき、ファンドの受託業務および管理事務代行業務を行います。
BNY メロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー (BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company)	副管理事務代行会社	受託会社との間で締結された2007年6月27日付業務提供契約（注2）に基づき、ファンドの副管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を行います。
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (The Bank of New York Mellon)	資産保管会社	受託会社との間で締結された2010年7月9日付資産保管契約（注3）に基づき、ファンドの資産保管業務を行います。
大和アセットマネジメント株式会社	管理会社代行サービス会社 投資助言会社	管理会社との間で締結された2010年8月19日付業務委託契約（注4）に基づき、管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務を行います。 投資運用会社との間で締結された2010年7月30日付投資助言契約（注5）に基づき、投資運用会社に対して投資助言業務を行います。

大和証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	管理会社との間で締結された2010年7月13日付代行協会員契約（2015年8月28日付変更契約により修正済）（注6）および2010年7月13日付受益証券販売・買戻契約（2011年8月11日付変更契約により修正済）（注7）に基づき、日本におけるファンド証券の代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。
----------	---------------------	--

（注1）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、管理会社に対してファンドのために投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注2）業務提供契約とは、受託会社によって任命された副管理事務代行会社が、ファンドの副管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を提供することを約する契約です。

（注3）資産保管契約とは、受託会社によって任命された資産保管会社が、ファンドの資産保管業務を提供することを約する契約です。

（注4）業務委託契約とは、管理会社によって任命された管理会社代行サービス会社が、管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務を提供することを約する契約です。

（注5）投資助言契約とは、投資運用会社によって任命された投資助言会社が、投資運用会社に対してファンドのために投資助言業務を提供することを約する契約です。

（注6）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、基準価額の公表ならびに目論見書、決算報告書およびその他の書類の日本における販売会社への送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注7）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概要

（ ） 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島の会社法に基づいて、2005年8月8日に設立されました。

（ ） 事業の目的

管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ファンドのために受益証券の発行および買戻し、ファンド資産の管理・運用を行う義務があります。

（ ） 資本金の額

管理会社の資本金の額は、2020年3月末日現在、5,000万円です。

（ ） 会社の沿革

2005年8月8日設立

（ ） 大株主の状況

（2020年3月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000,000株	100%

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ダイワ・ファンド・シリーズは、ケイマン諸島の信託法（2020年改訂）（以下、「ケイマン諸島信託法」といいます。）に基づき設立されています。ダイワ・ファンド・シリーズは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改訂）により規制されています。

準拠法の内容

ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得しています。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改訂）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改訂）（以下「ケイマン規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ケイマン規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はケイマン規則に従って事業を行わねばなりません。

ケイマン規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含みます。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ケイマン規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、保有することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければなりません。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律（2020年改訂）の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいいます。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の

運営者の事前承認を得なければなりません。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければなりません。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければなりません。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁に対する開示

ダイワ・ファンド・シリーズは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者が、受益証券についての申込みまたは購入をするか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ダイワ・ファンド・シリーズについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ダイワ・ファンド・シリーズはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ダイワ・ファンド・シリーズに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づき定められた規則、金融庁法(2020年改訂)、マネーロンダリング防止規則(2020年改訂)またはダイワ・ファンド・シリーズの免許の条件を遵守せずに、事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

ダイワ・ファンド・シリーズの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。ダイワ・ファンド・シリーズの会計監査は、英国およびアイルランドで適用される財務報告基準102および104に基づいて行われます。

管理事務代行会社は、

- (a) ダイワ・ファンド・シリーズの資産の一部もしくは全部が、関連の目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または
- (b) 受託会社、管理会社もしくは投資運用会社が、その規約もしくは関連の目論見書に従い、ダイワ・ファンド・シリーズの業務または投資活動を実質的に実施していないことを知った場合には、可及的速やかに、

- () 当該事項を書面にて受託会社に報告し、
- () 当該報告書の写しおよび当該報告書に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ダイワ・ファンド・シリーズの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければなりません。

管理事務代行会社は、可及的速やかに、

- (a) ダイワ・ファンド・シリーズの販売または買戻しの停止、および当該停止の理由、ならびに
 - (b) ダイワ・ファンド・シリーズを清算する意図、および当該清算の理由
- をCIMAに対し書面にて通知しなければなりません。

受託会社は、各会計年度末から6か月後の月末から20日以内に、ダイワ・ファンド・シリーズの活動に関する報告書をCIMAに対し提出するか、提出せしめる必要があります。当該報告書には、以下が記載されなければなりません。

- (a) ダイワ・ファンド・シリーズの名称およびすべての過去の名称
- (b) 投資者に保有されている各受益証券の基準価額
- (c) 前回の報告時からの各受益証券の基準価額の変動比率

(d) 純資産総額

(e) 関連の報告期間において新たに販売された受益証券の口数および基準価額

(f) 関連の報告期間において買戻された受益証券の口数および基準価額

(g) 関連の報告期間末日における発行済み受益証券総数

受託会社は、

(a) 受託会社の知り得る限りで、ダイワ・ファンド・シリーズの投資ガイドライン、投資制限および規約が遵守されていること、ならびに

(b) ダイワ・ファンド・シリーズが、投資者や債権者の利益に反する方法で運用されていないこと

を確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。

ダイワ・ファンド・シリーズは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ダイワ・ファンド・シリーズは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ダイワ・ファンド・シリーズは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ダイワ・ファンド・シリーズは、会計年度末から6か月以内に当該会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

(ロ) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、会計年度末から6か月以内および半期終了時から4か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年11月30日に終了します。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供されます。

（６）【監督官庁の概要】

ダイワ・ファンド・シリーズは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を確実に遵守させるための監督および執行の権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、毎年CIMAに対する指定された詳細事項および監査済財務書類の届出を要求しています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ダイワ・ファンド・シリーズの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。かかるCIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金を課される結果となり、CIMAが、裁判所にダイワ・ファンド・シリーズの解散を請求する結果となることがあります。

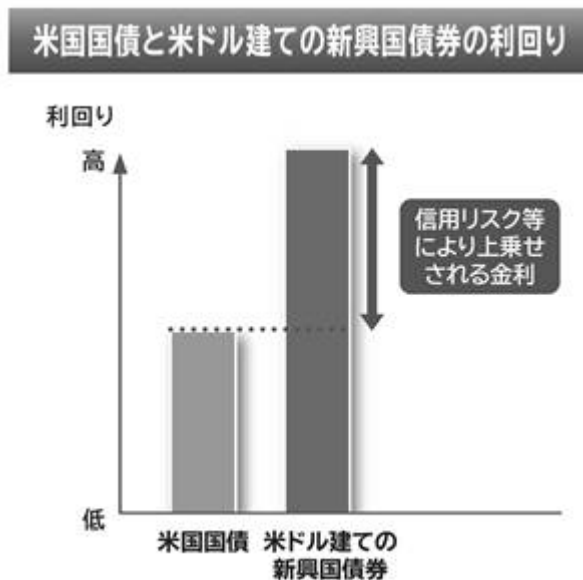
規制された投資信託が、その義務を履行できないまたはその可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ダイワ・ファンド・シリーズのような認可投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反して認可条件に従わずに業務を遂行または遂行を企図する場合、規制投資信託の監督および管理が適切な方法にて実施されていなかった場合、また規制投資信託の管理会社の立場にある者がその立場に適していない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ダイワ・ファンド・シリーズの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはダイワ・ファンド・シリーズの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みません。）を行使することができます。

ダイワ・ファンド・シリーズの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてCIMAの認可を受けています。受託会社は、CIMAの監督下にあります。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されています。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

ファンドの投資目的は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指すことです。投資運用会社は、主として、米ドル建ての新興国の政府、政府関係機関、州、その他の地方公共団体が発行する債券（以下、総称して「新興国債券」といいます。）に投資しますが、米ドル以外の通貨建ての新興国債券、米国の政府、政府関係機関、州、その他の地方公共団体および／または国際機関が発行または保証する債券（以下、総称して「対象債券」といいます。）に投資することができ、更に、新興国債券のパフォーマンスをシミュレートするデリバティブおよび債券に投資することもできます。一般に、米ドル建ての新興国債券は、米国国債よりも信用リスクが高いため、相対的に利回りが高くなっています。



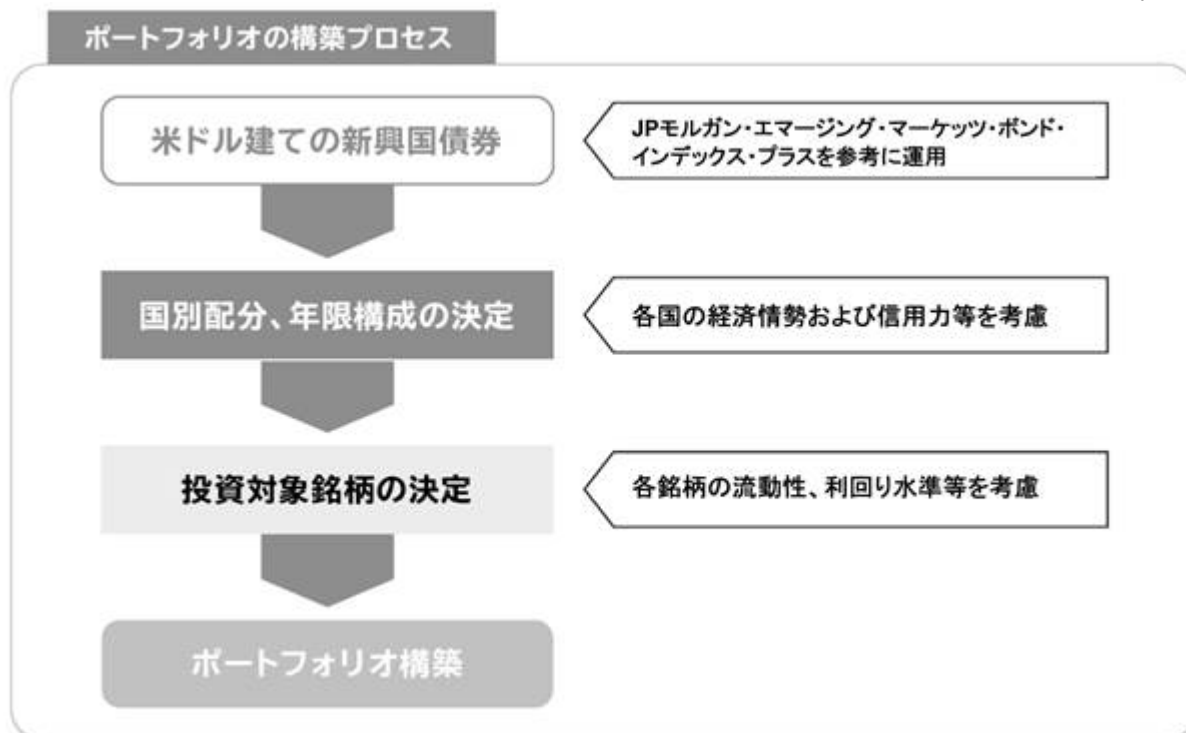
※上図表はイメージ図であり、実際の利回りとは異なります。

投資運用会社は、その絶対的裁量により、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスを参考に運用を行いますが、これに加えて、ファンド勘定で投資を行う場合、()ファンドのポートフォリオを構成する新興国債券および対象債券の国別配分および年限構成の決定については、各国の経済情勢および信用力等を、また、()投資対象銘柄の決定については、新興国債券または対象債券の流動性および利回り水準等を考慮します。JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している流動性の高い米ドル建ての新興国国債のパフォーマンスを表す代表的な指数です。投資運用会社が投資判断に当たって、必ずしもJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに拘束されない点にご留意下さい。

日本証券業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」（分散投資規制）では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。

- ・投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
- ・運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合

ファンドは、実質的な主要投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い特化型運用ファンドです。このため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。



米ドル以外の通貨（以下「投資通貨」といいます。）建ての債券への投資に関して、投資運用会社は、投資通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことができます。ファンドは、効率的なポートフォリオ運用を図るために、債券先物取引、金利先物取引またはその他の金融商品取引を行うことができます。

投資者は、8つのコースから選択して申込むことができます。米ドル・コースを除く各コースに関して、米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引が行われます。具体的には、以下の通りです。

豪ドル・コース、NZドル・コース、南アフリカ・ランド・コース、日本円・コースおよびトルコ・リラ・コース

豪ドル・コース、NZドル・コース、南アフリカ・ランド・コース、日本円・コースおよびトルコ・リラ・コースの受益証券について、米ドル建ての新興国債券および対象債券への投資を行う際の為替変動リスクの低減のために、当該コースの保有者の勘定において米ドル売りおよび当該コースの取引対象通貨買いの為替取引を行います。各コースの取引対象通貨は当該コースの基準通貨です。なお、為替取引を行う場合、当該コースの取引対象通貨の金利が米ドルの金利より高いときには、これらの金利差相当分が当該コースの勘定における収益（為替取引によるプレミアム）となることを期待されますが、当該コースの取引対象通貨の金利が米ドルの金利より低いときには、これらの金利差相当分が当該コースの勘定におけるコスト（為替取引によるコスト）となり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコース

米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコースの受益証券について、当該コースの保有者の勘定において米ドル売りおよび当該コースの取引対象通貨買いの為替取引を行います。米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコースの取引対象通貨は、それぞれブラジル・レアルおよび豪ドルです。なお、為替取引を行う場合、当該コースの取引対象通貨の金利が米ドルの金利より高いときには、これらの金利差相当分が当該コースの勘定における収益となることを期待されますが、当該コースの取引対象通貨の金利が米ドルの金利より低いときには、これらの金利差相当分が当該コースの勘定におけるコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

基準価額が各コースの基準通貨である米ドルで計算されるため、上記の為替取引が行われた結果、投資者は、米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコースに対する投資を通じて、当該コースの取引対象通貨と当該コースの基準通貨である米ドルとの間の為替変動に対するエクスポージャーを得ます。

したがって、他の条件に変更がないことを前提とすると、米ドルに対する各取引対象通貨の為替レートが上昇した場合、当該コースの基準価額の上昇要因となりますが、他方、米ドルに対する各取引対象通貨の為替レートが下落した場合、当該コースの基準価額の下落要因となります。

米ドル・コース

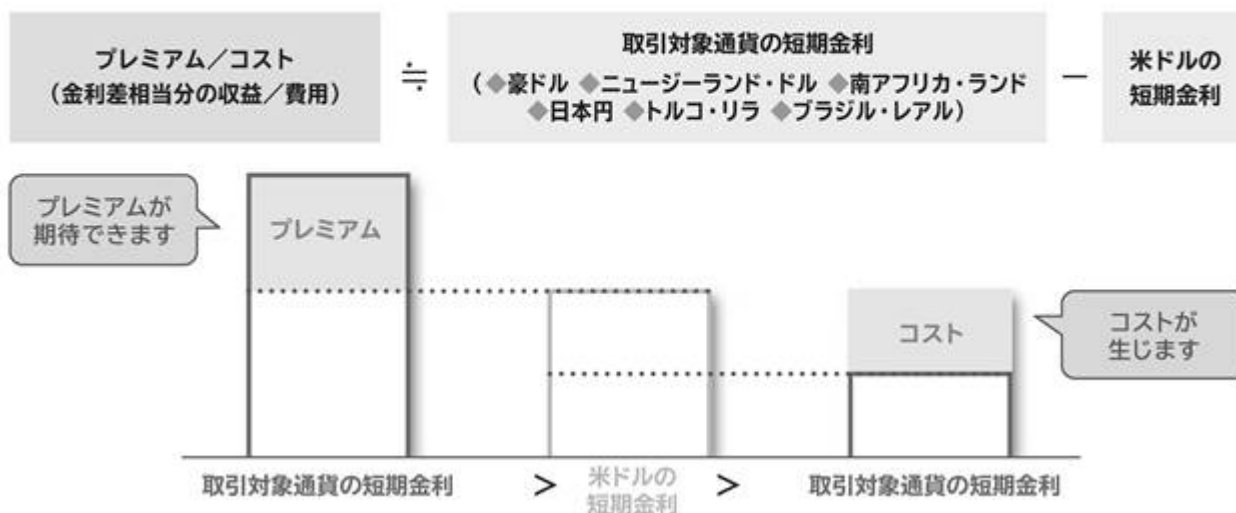
米ドル・コースについては、為替取引は行われず、米ドル以外の通貨に対するエクスポージャーの獲得を目指しません。

ファンドは、上記の為替取引を実行するために、外国為替予約取引、直物為替先渡取引（NDF取引）および／またはその他の金融商品取引を行うことができます。

ファンドは、副管理事務代行会社が取得申込みを受け付けた受益証券の見積額（追加設定予定額）を追加し、買戻請求を受け付けた受益証券の見積額（買戻予定額）を控除した上で、米ドル・コース以外のコース（以下「為替取引対象コース」といいます。）の純資産総額程度のエクスポージャーを上限として、為替取引対象コースの基準通貨に対して為替取引を行うことができます。上記の取得申込受付済みまたは買戻請求受付済みの受益証券の見積額は、投資運用会社がその単独の裁量により決定します。

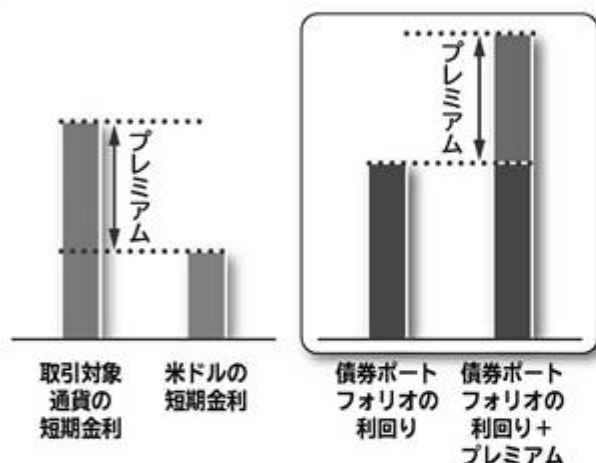
為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）について

- ◆ 各コースの取引対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利よりも高い場合、「プレミアム（金利差相当分の収益）」が期待できます。逆の場合には、「コスト（金利差相当分の費用）」となります。

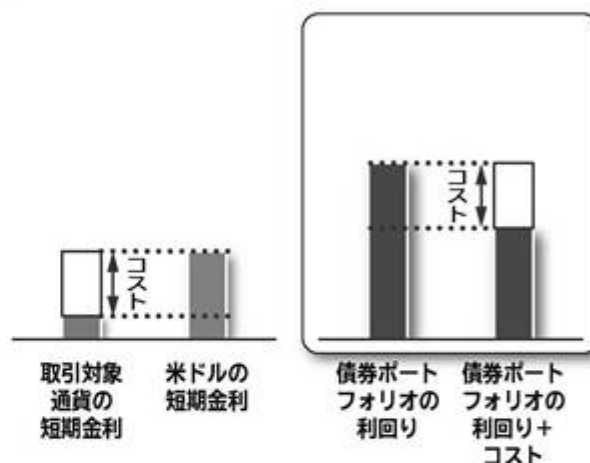


債券ポートフォリオの利回り+為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）

取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利 の場合



取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利 の場合



※上図表はイメージ図であり、実際のプレミアム／コストとは異なります。

※通貨間の為替変動を為替取引によって完全に排除することはできません。

※プレミアム／コストは、取引対象通貨と米ドルの金利差の変化を受けて変動します。

※為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、為替取引を行う際にNDF（ノン・デリバラブル・フォワード）取引を利用する場合があります。NDF取引を用いて為替取引を行う場合、プレミアム／コストは、需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※NDF取引とは、為替取引を行う場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いた受渡しは行われず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

※上図表は投資成果を示唆するものではなく、保証するものでもありません。

※実際の為替取引によるプレミアム／コストの水準は、需給要因等によって金利差相当分とは異なる水準となり、プレミアムの縮小、コストの拡大が生じることがあります。

ファンドの仕組み

◆ 以下の8つのコースで構成されています。

ダイワ・ファンド・シリーズ ダイワ新興国債券ファンド(通貨選択型)－通貨タワー

主要
投資対象

受益者				主要 投資対象
	基準通貨	コース名	取引対象通貨	
申込金(米ドル) 買戻金(米ドル)	米ドル	米ドル・コース	なし	米ドル建ての 新興国債券
申込金(豪ドル) 買戻金(豪ドル)	豪ドル	豪ドル・コース	豪ドル	
申込金(ニュージーランドドル) 買戻金(ニュージーランドドル)	ニュージーランドドル	NZドル・コース	ニュージーランドドル	
申込金(南アフリカ・ランド) 買戻金(南アフリカ・ランド)	南アフリカ・ランド	南アフリカ・ランド・コース	南アフリカ・ランド	
申込金(日本円) 買戻金(日本円)	日本円	日本円・コース	日本円	
申込金(トルコ・リラ) 買戻金(トルコ・リラ)	トルコ・リラ	トルコ・リラ・コース	トルコ・リラ	
申込金(米ドル) 買戻金(米ドル)	米ドル	米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコース	ブラジル・レアル	
申込金(米ドル) 買戻金(米ドル)	米ドル	米ドル建 豪ドル・ヘッジコース	豪ドル	

投資
(米ドル)

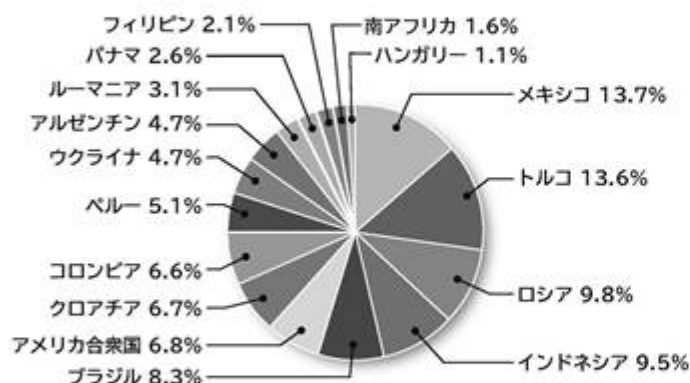
売買損益・
利子
(米ドル)

※ファンドの受益証券の基準価額は、これらの基準通貨建てにより表示されます。

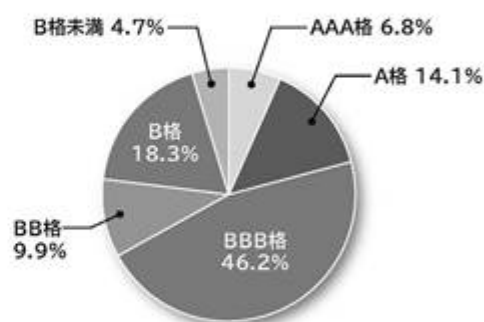
投資運用会社は、()大量の取得申込みもしくは買戻請求が行われたと単独で判断する場合、()その単独の裁量により、ファンドが投資を行う市場もしくは投資対象について急激もしくは重大な変化の発生が予想される場合および/または()ファンドの終了の準備のため、もしくはファンドの信託財産の規模を考慮した上で、合理的に必要であるとその単独の裁量により判断した場合、一時的に上記の投資方針から逸脱することがあります。

債券ポートフォリオの概況（2020年3月末日現在）

国別組入比率



格付別組入比率



※格付について、海外発行体はムーディーズ、S&Pの格付の高い方を採用し、算出しています。

※比率の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

※上図表は、2020年3月末日現在の情報であり、今後、変更となることがあります。

信用リスクと債券の格付について

	格付	
	ムーディーズの場合	S&Pの場合
投資適格	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C
		D

債券の格付とは、償還時までの債券の元本、利息の支払の確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズやS&Pといった格付会社が各債券の格付を行っています。付与された格付は、随時見直しが行われ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行われることがあります。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- ◆ 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

〈ファンドにおけるイメージ図〉

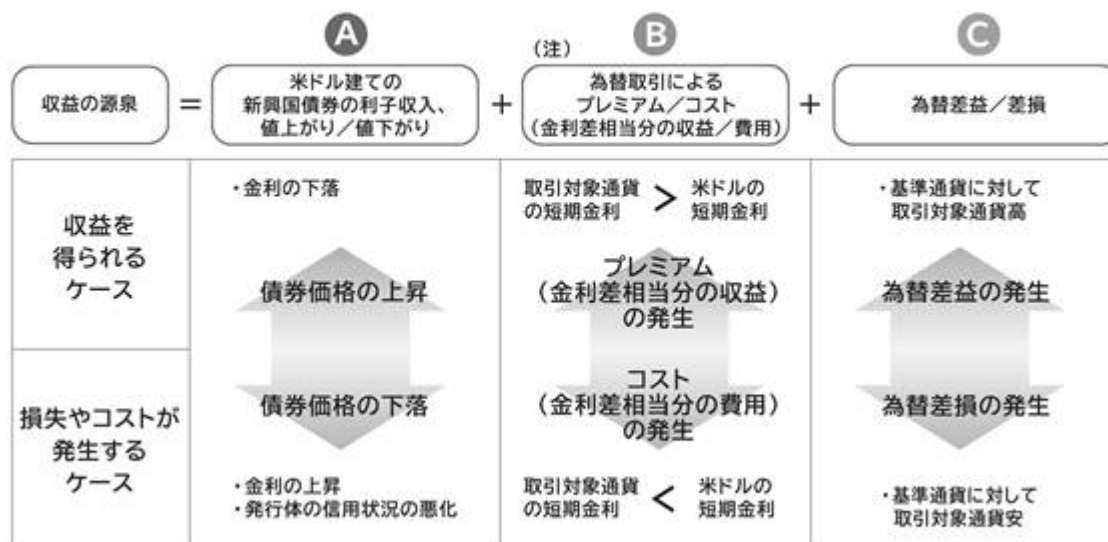


*米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコースは、取引対象通貨の対米ドルでの為替リスクが発生することに留意が必要です。

- ◆ ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

	米ドル・コース	豪ドル・コース	NZドル・コース	南アフリカ・ランド・コース	日本円・コース	トルコ・リラ・コース	米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコース	米ドル建 豪ドル・ヘッジコース
収益の源泉	(A) 米ドル建ての新興国債券の利子収入、値上がり／値下がり							
	(B) 為替取引によるプレミアム／コスト							
	(C) 為替差益／差損							



(注) 為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、為替取引を行う際にNDF取引を利用する場合があります。

NDF取引を用いて為替取引を行う場合、プレミアム／コストは、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※上図表はイメージ図であり、投資成果を示唆または保証するものではありません。

（２）【投資対象】

投資運用会社は、ファンドの勘定において新興国債券および対象債券に投資するほか、以下の投資対象に投資することができますが、これらに限られません。

- (a) 事業会社、各国の政府、政府関係機関、地方公共団体および／または国際機関が発行する債券
- (b) 債券先物取引および金利先物取引
- (c) 外国為替予約取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引（NDF取引）
- (d) 通貨スワップおよび金利スワップ
- (e) クレジット・デフォルト・スワップ
- (f) 現先取引（レボ契約および逆レボ契約）
- (g) その他の有価証券（株式関連証券を除きます。）
- (h) 定期預金

（３）【運用体制】

管理会社は、投資運用会社に運用を委託しています。投資運用会社の運用体制は、以下のとおりです。

会社概要（2020年3月末日現在）

資本金：50万スターリング・ポンド（以下「英ポンド」といいます。）（約6,666万円）（払込資本金）

（注）英ポンドの円換算は、便宜上、2020年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝133.32円）によります。以下同じです。

沿革：1987年3月 設立登記

1987年3月 営業開始

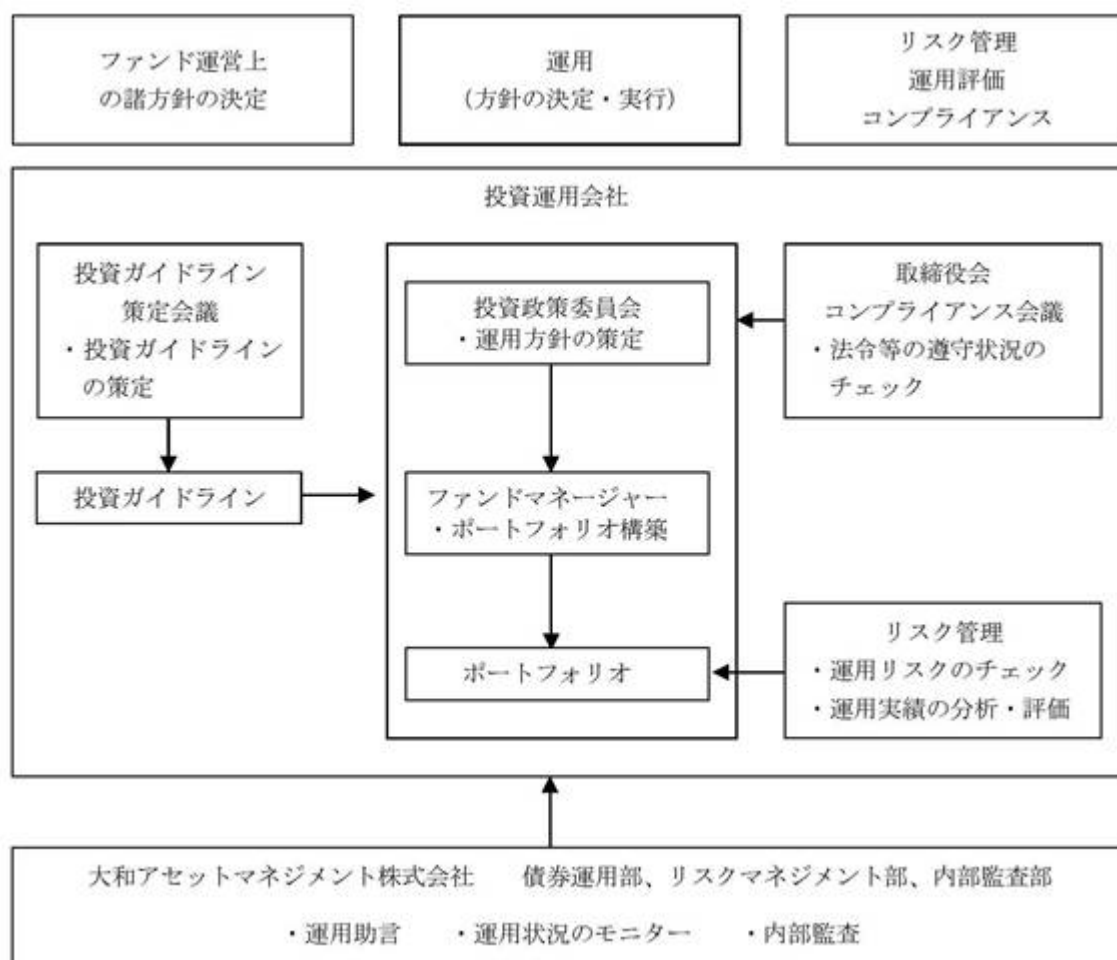
1995年5月 ダイワ・インベストメント・アドバイザー（ヨーロッパ）リミテッド
（Daiwa Investment Advisor(Europe)Ltd.）より社名変更

2004年2月 英国投資一任業（Investment manager）の資格取得

株主：大和アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 50万株（100.00%）保有

運用体制



運用方針の決定に係る過程

(イ) 投資ガイドラインの決定

投資運用会社は、ファンドの投資目的、投資方針、投資制限等を踏まえて、投資ガイドライン策定会議において、ファンドの投資ガイドラインを定めます。

(ロ) 運用方針の決定、実行

原則として月1回、投資政策委員会を開催し、運用方針を決定します。ファンド・マネージャーは、運用方針に基づき、ポートフォリオを構築し、取引を実行します。

(ハ) リスク管理、運用評価、コンプライアンス

運用リスクの状況が、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、運用実績の分析・評価を行います。

定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。社外のコンプライアンス・アドバイザーによる意見を求めることがあります。また、重要事項は取締役会に報告されます。

(注1) 投資ガイドラインの策定、運用方針の決定にあたっては、大和アセットマネジメント株式会社債券運用部からの助言を受けます。また、ファンドの運用実績、運用リスクの状況について、大和アセットマネジメント株式会社リスクマネジメント部がモニタリングします。

(注2) 定期的に大和アセットマネジメント株式会社内部監査部による内部監査を受けます。

< 職務権限 >

ファンド運用の意思決定機能を担うダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドにおいて、各職位の主たる職務権限は、以下の通りです。

(イ) ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド 社長（1名）

最高責任者として次の職務を遂行します。

- ・ ファンド運用に関する現地法人の組織運営
- ・ ファンド・マネージャーの任命・変更
- ・ 投資政策委員会の議長としての運用方針の決定
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

（ロ） ファンド・マネージャー

ファンドの運用方針を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築し、取引を実行します。

（ハ） リスク管理

運用リスクの状況が、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

<コンプライアンス会議>

コンプライアンス会議では、ファンド運用が適切に行われたかについて、法令等の遵守状況に関する報告を行い、必要事項を審議・決定します。重要事項は取締役会に報告されます。

<ファンドの関係法人（販売会社を除きます。）に対する管理体制等>

必要に応じてファンドの関係法人（販売会社を除きます。）の管理体制、コンプライアンス体制等について調査します。

ファンドの運用体制は、2020年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

ファンドは、現在、受益者に対して、収益の分配を行わない方針です。したがって、ファンドの純収益および実現売買益は、すべて再投資され、純資産総額に反映されます。ただし、受託会社は、管理会社と協議の上、管理会社が定める金額の分配を行うことができます。

（５）【投資制限】

管理会社は、投資運用会社に運用を委託しています。

投資運用会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の50%を超える部分を日本の金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券に投資します。

投資運用会社は、ファンドのために、以下の制限を遵守します。

いかなる株式にも投資しません。

有価証券の空売りを行いません。

本人として投資運用会社自身、管理会社、投資運用会社の取締役または管理会社の取締役と取引を行いません。

管理会社が自己または受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を行いません。

管理会社、投資運用会社、投資助言会社またはファンド以外の他の当事者の利益のための取引を行いません。

金融商品取引所に上場されておらず、かつ流動性に欠ける投資対象への投資は、当該投資の結果、投資直後にファンドの保有する当該投資対象の総額が純資産総額の15%を超える場合には行いません。

借入れ時に借入額がファンドの純資産総額の10%を超える借入れを行いません。ただし、合併等の特別の緊急事態により一時的に10%を超える場合はこの限りではありません。

日本証券業協会の規則に従い、信用リスク（ファンドが保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生しうる危険をいいます。）を適切に管理する方法としてあらかじめ管理会社もしくは投資運用会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行いません。ファンドは、日本証券業協会の規則（関連するガイドラインを含みます。）にいう「特化型」に分類されます。一の者に対するエクスポージャー（同規則に定める「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」のそれぞれを指します。）は純資産の35%以内とすることとします。

借入方針

投資運用会社は、ファンドの勘定において、金銭の借入れを行うことができます。ただし、借入時にファンドの借入残存総額が直近で入手可能な純資産総額の10%を超えることができません。

借入れは、ファンドの資産により全額担保されることができ、ファンドのためにのみ実施されます。

3 【投資リスク】

（１）リスク要因

投資者は、受益証券の価格が下落することもあれば上昇することもあることを理解しておく必要があります。ファンドへの投資は、重大なリスクを伴います。受益証券の流通市場が存在する可能性は低く、受益者は買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。当初の投資元本は保証されているものではなく、受益証券は当初の投資元本を下回る価額で買い戻されることがあります。ファンドの資産に関して発生する収益および損失はすべて受益者に帰属します。

以下は、受益証券への投資および／またはその保有に伴うリスクのすべてを網羅した完全なリストとして示すことを意図したものではありません。投資者は、受益証券の購入および保有にかかるリスクを慎重に検討する必要があります。

投資者は、受益証券の購入前に、ファンドへの投資に伴うリスクについて十分に理解しておく必要があります。

債券の価格変動(価格変動リスク、信用リスクまたは流動性リスク)

債券の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、債券の種類等により異なります。）。債券の価格はまた、発行体の信用状況の影響を受けます。特に、発行体が支払不能（債務不履行）の場合またはその可能性が予想される場合、通常、債券の価格は大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。更に、組入債券の市場規模や取引量が小さい場合、市場価格が急変した場合には、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引され、債券の価格が下落することがあります。新興国の債券は、先進国の債券と比較して価格変動が大きく、債務不履行を生じるリスクがより高いものになると考えられます。ファンドが保有する組入債券の価格下落により、基準価額が下落することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

ファンドの受益証券は、米ドル、豪ドル、ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランド、トルコ・リラおよび日本円建てです。各コースの受益証券の基準価額は、これらの通貨建てにより表示されるため、円貨から投資した場合には、円貨換算した基準価額は、円貨と当該基準通貨の間の外国為替レートの変動の影響を受けます。特に、新興国の為替レートは、短期間に大幅に変動することがあり、先進国の通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。NDF取引を用いて為替取引を行う場合、コストは、需給や規制等の影響により、金利差から予想される水準と大きく異なることがあります。コストの増加および変動により基準価額に悪影響が生じることがあります。

（豪ドル・コース）

豪ドル・コースの場合、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引により為替変動リスクの低減を図ります。しかし、為替取引により、米ドルの為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替レートの変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、為替取引を行う場合、豪ドル金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

（NZドル・コース）

NZドル・コースの場合、米ドル売り、ニュージーランド・ドル買いの為替取引により為替変動リスクの低減を図ります。しかし、為替取引により、米ドルの為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替レートの変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、為替取引を行う場合、ニュージーランド・ドル金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

（南アフリカ・ランド・コース）

南アフリカ・ランド・コースの場合、米ドル売り、南アフリカ・ランド買いの為替取引により為替変動リスクの低減を図ります。しかし、為替取引により、米ドルの為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替レートの変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、為替取引を行う場合、南アフリカ・ランド金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

（日本円・コース）

日本円・コースの場合、米ドル売り、日本円買いの為替取引により為替変動リスクの低減を図ります。しかし、為替取引により、米ドルの為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替レートの変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、為替取引を行う場合、日本円金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

（トルコ・リラ・コース）

トルコ・リラ・コースの場合、米ドル売り、トルコ・リラ買いの為替取引により為替変動リスクの低減を図ります。しかし、為替取引により、米ドルの為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替レートの変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、為替取引を行う場合、トルコ・リラ金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

（米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコース）

米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコースについて、これらのコースの勘定において、米ドル売り、当該コースの取引対象通貨買いの為替取引が行われます。かかる為替取引が行われる結果、各コースの投資者は、取引対象通貨と基準通貨である米ドルの為替変動に対する影響を受けます。したがって、他の条件に変更がないことを前提とすると、米ドルに対する取引対象通貨の為替レートが下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。特に、取引対象通貨が新興国通貨の場合、短期間で大きな為替変動が生じることがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

また、取引対象通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が当該コースが負担するコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。特に、取引対象通貨が新興国通貨の場合、為替取引について、外国投資に対する制限や政府方針の変更等多くの規制を受けることがあります。このため、コストは、需給や規制等により、取引対象通貨と米ドルの金利差から期待される水準とは大きく異なる場合があります。

市場リスク

ファンドの投資先となる市場のなかには、先進各国の市場よりも規制の厳しさが低いものがあり、非流動的、流動性が不十分、または随時変動性が高いことがあります。このことが、ファンドが買戻請求またはその他の資金調達要求に応じるためにポジションを換金する価格に影響することがあります。

新興市場

ファンドが新興市場の発行体が発行する有価証券に投資されている場合、さらなるリスクが課せられることがあります。かかるリスクには、以下のものが含まれます。

カントリーリスク：債券の発行体の属する国および各コースの取引対象通貨の国または地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。特に、新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクを伴います。

市場の性格：新興市場は、なお、発展の初期段階にあり、確立した市場に比べて取引量や流動性が少なく、またより変動が激しいことがあり、規制が十分に行われていません。取引の決済は、遅延や事務上の不確実性を伴うことがあります。

政治、規制、決済および副保管によるリスク

ファンドの資産の価額は、国際政治の展開、政府方針の変更、税制の変更、外国投資および本国への送金に対する制限、通貨変動、ならびに投資先の各国の法律および規制にかかるその他の発展の程度等の不確実な要因に影響されることがあります。更に、投資先の一定の諸国の法的インフラならびに会計、監査および報告基準が、主要な証券市場で一般に適用される基準と同程度の投資者保護または投資者向け情報を提供できるとは限りません。ファンドが、取引、決済および保管システムが十分に発展していない市場に投資することがあるため、そのような市場において、取引され、副保管会社に委託されている組入証券は、受託会社が責任を負わない状況でリスクにさらされることがあります。

流動性リスク

ファンドにより投資される投資対象のすべてが上場されまたは格付を付与されるわけではなく、その結果、流動性が低いことがあります。更に、一部の投資対象の買集めおよび保有の処分は、時間がかかることがあり、望ましくない価格で行われなければならないことがあります。ファンドはまた、流動性不足を招く低調な市況に起因して、公正価格で資産を処分することが困難になることもあります。

買戻請求の資金を手当てするためファンドの投資対象を売却する際、当該投資対象の市場規模や市場動向によっては当該売却により当該投資対象の市場実勢価格を押し下げするため、当初期待される価格で売却できないこともあります。かかる場合、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

ファンドが投資する投資対象の発行体が、当該投資対象に投資された金額または当該投資対象について期限の到来している支払の一部または全部の損失となる信用困難にさらされないことは保証できません。ファンドはまた、ファンドが取引を行いまたは金融デリバティブ商品における取引に関してマージンもしくは担保を設定している取引相手方に関する信用リスクにもさらされ、取引相手方の不履行のリスクを負うことがあります。

無保証

ファンドに対する投資は、保険で保護されておらず、また、政府、政府関係機関もしくは下部機構または銀行保証ファンドにより保証されてもいません。ファンドの受益証券は、銀行の預金もしくは債務ではなく、または銀行により保証もしくは承認されておらず、受益証券に投資された金額は、上昇することも下降することもあります。投資運用会社は、安定的な受益証券１口当たり純資産価格の維持に努めますが、安定的な純資産総額の維持は保証されていません。ファンドへの投資は、元本損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴います。

評価リスク

ファンドは、資産の一部を非流動的または非上場の投資対象に投資することができます。かかる投資対象は、元来評価が難しく、相当程度の不確実性を免れません。評価プロセスから生じた見積りが投資対象の実際の販売価格または「手仕舞い」価格を反映するという保証はありません。

償却原価法

ファンドの投資対象の一部または全部は、償却原価で評価されることがあります。

会計、監査および財務報告基準

ファンドの投資先である各国の多くの会計、監査および財務報告基準が米国および欧州連合諸国に適用されているものほど広範でないことがあります。

デリバティブならびに技法および手段のリスク

先物およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格は変動性が高くなっています。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、特に、金利、変化する需給関係、政府の貿易、会計、金融および為替管理のプログラムおよび方針、ならびに国内外の政治的・経済的事由および政策の影響を受けます。更に、政府は、随時、直接および規制により、一定の市場、特に通貨および金利関連先物およびオプションの市場に介入します。かかる介入は、しばしば、価格に影響を与えることを直接意図しており、他の要因と相まって、特に金利変動により、かかる市場全体を同じ方向に急速に変動させます。技法および手段の活用もまた、以下を含む一定の特別なリスクを伴います。()ヘッジされている投資対象の価格の変動および金利の変動の予測の可否への依存、()ヘッジ手段とヘッジされている投資対象または市場セクターの間の不完全な相関関係、()このような手段を使うのに必要とされる技能が投資対象を選択するために必要とされるものと異なるという事実、()特定の時期に特定の手段のための流動性のある市場が存在しない可能性、ならびに()効率的なポートフォリオ運用または買戻しに応じる能力に対する障害の可能性。

先物契約の流動性

先物ポジションは、一定の取引所が、「１日当たり価格変動制限」または「値幅制限」と称される規制により１日の間の一定の先物契約価格における変動を制限するため、非流動的であることがあります。かかる値幅制限の下では、１日中、値幅制限を超える価格での取引を行うことができま

せん。一旦、特定の先物についての契約の価格が値幅制限と同額で増減すると、トレーダーが値幅制限以内で取引を発効させることに異存がない限り、先物のポジションは、積み上げられることも流動化されることもできません。このことにより、ファンドが望ましくないポジションを流動化することを妨げるおそれがあります。

先渡取引

先渡契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されず、規格化されていません。むしろ、銀行およびディーラーが、このような市場で本人として行動し、個別に各取引を交渉します。先渡しおよび「現金」取引は、実質的な規制がありません。1日当たりの価格変動について制限はなく、投機的なポジション制限は適用されません。先渡市場で取引を行う本人は、自己が取引する通貨について市場を形成し続けることを要求されず、このような市場は非流動的な期間（時には相当の期間となります。）を生じる可能性があります。市場の非流動性または途絶は、ファンドにとって多大な損失となるおそれがあります。

証券貸付リスク

いかなる与信活動においても、遅延および回収のリスクがあります。組入証券の借主が財政的に破綻し、または証券貸付取引に基づくいずれかの債務を履行しなかった場合、当該取引に関連して提供された担保は実行されます。担保の価値は、譲渡された証券の価額と同額かまたはそれを上回るよう維持されます。しかし、担保の価値が譲渡された証券の価額を下回ることがあるというリスクがあります。更に、ファンドは、受領した現金担保を投資できるため、関連する証券の発行体の倒産または債務不履行など、当該投資対象に伴うリスクにさらされます。

債務証券一般

債務証券は、発行体が債務についての元利金支払に対応できないリスク（信用リスク）にさらされ、また、金利への感応度、発行体の信用度についての市場認識、および一般的な市場の流動性（市場リスク）などの要因に起因する価格変動にもさらされることがあります。投資運用会社は、ファンドのための投資決定を行う際には、信用リスクと市場リスクの双方を考慮します。

仕組債に関しては、より単純な証券よりも変動性が高く、流動性が低く、および正確に価格付けすることがさらに困難です。債務証券における売買取引のタイミングは、債務証券の価額が一般に実勢金利と逆に変化するため、元本の増減を招くことがあります。

換金性等が制限される場合

受託会社は、後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価 基準価額の計算の停止」に記載されたとおり、一定の状況において、純資産総額の計算および受益証券の買付け・買戻し（換金）を停止し、また受益証券の買戻請求を行った者に対して買戻代金の支払について延期することができます。かかる場合には、ファンドの投資対象の相当部分が上場され、相場を付けられ、取引されもしくは取り扱われている金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖されている期間（通常の週末および公休日の閉鎖を除きます。）、または当該取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間の全部または一部を含みます。受益証券の買戻しが停止される場合、受益者は、かかる停止による受付中止の前に行われた買戻請求を撤回することができます。ただし、受益者が買戻請求を撤回しない場合には、かかる買戻請求は、買戻停止を解除した後の最初の買戻日まで繰り越され、受益証券は、信託証書の規定に従い、当該買戻日の買戻価格により買い戻されます。

クロス・クラス・ライアビリティ

受益証券は異なるコースで発行され、あるコースの受益証券の保有者は、その他のコースの資産についてはいかなる権利も保有しません。しかしながら、ある特定のコースの受益証券の負債が、そのコースに帰属する資産を超える場合、ファンドの債権者は、他のコースの受益証券に帰属する資産に求償することができます。

（2）リスクに対する管理体制

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

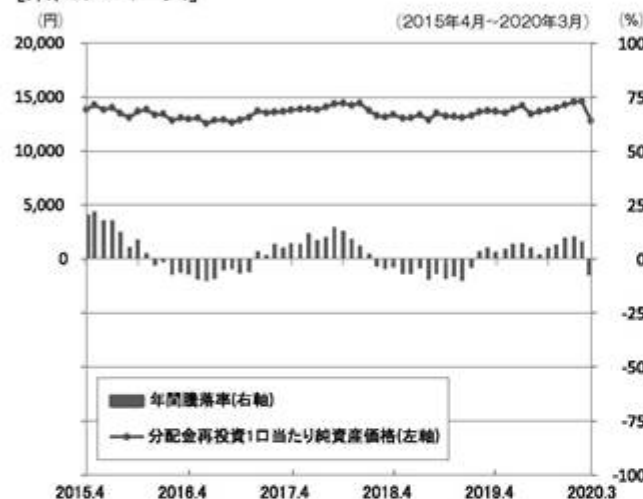
ファンドは、ヘッジ目的以外の目的でデリバティブ取引等を行っています。ファンドは、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、標準的方式の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理しています。

(3) リスクに関する参考情報

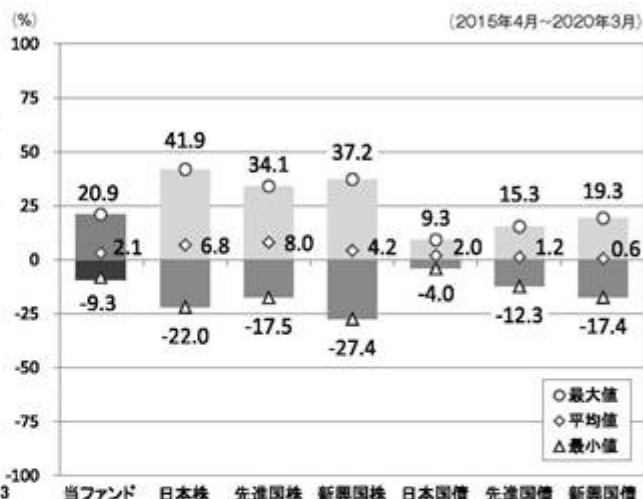
◆下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

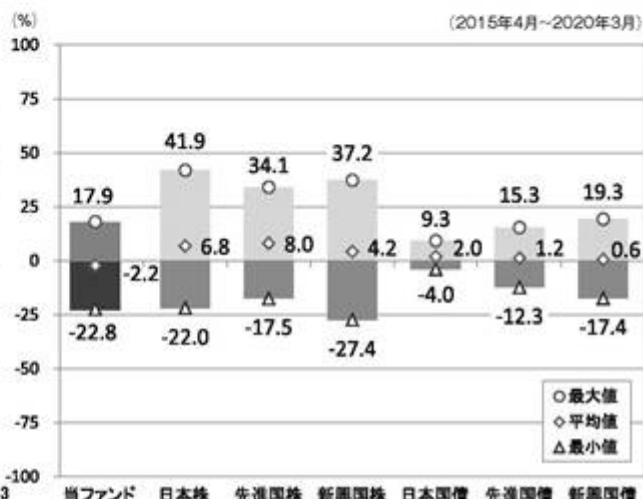
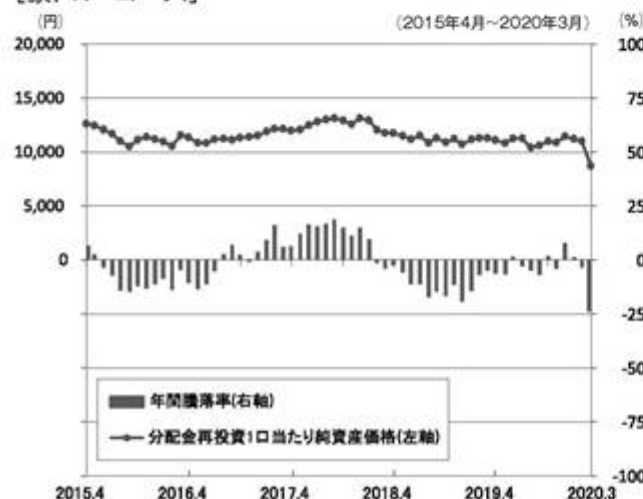
[米ドル・コース]



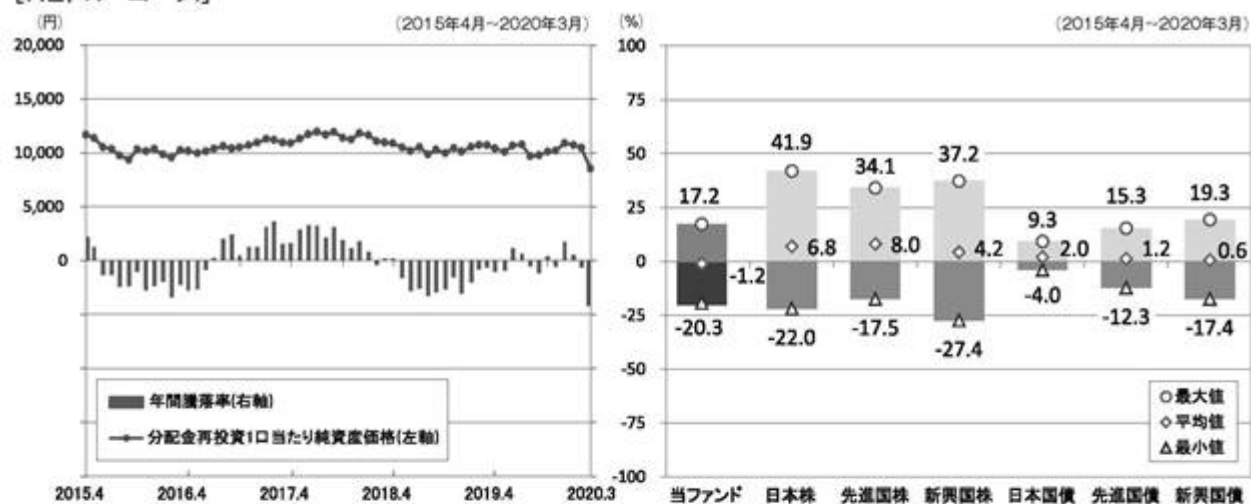
他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



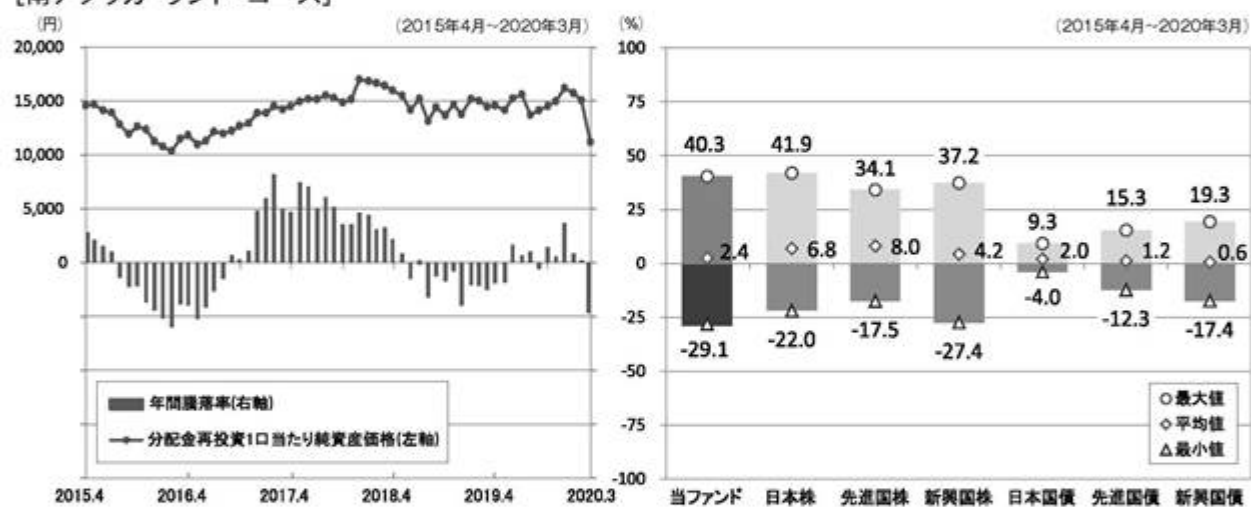
[豪ドル・コース]



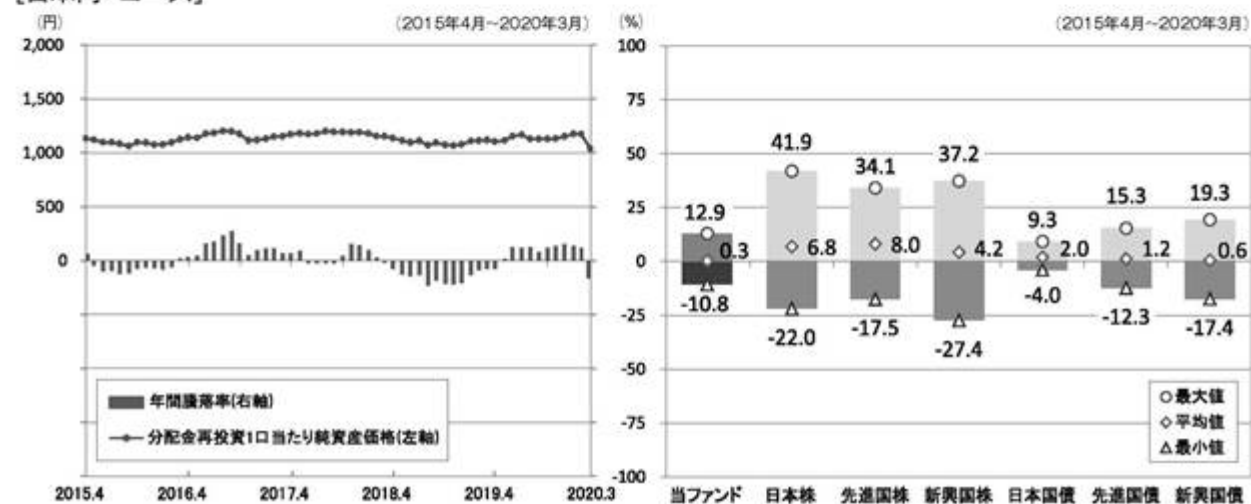
〔NZドル・コース〕



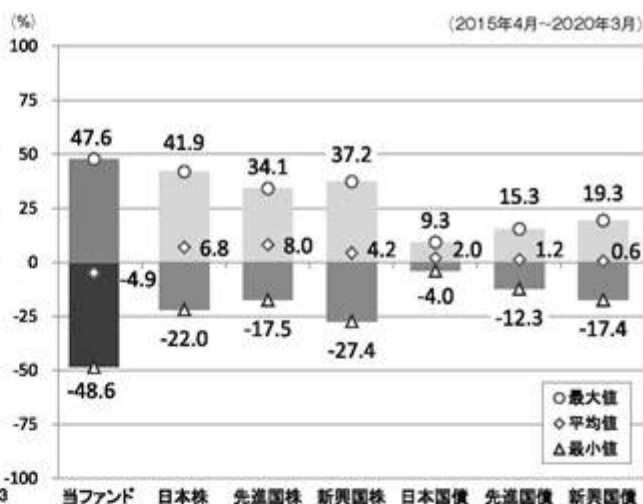
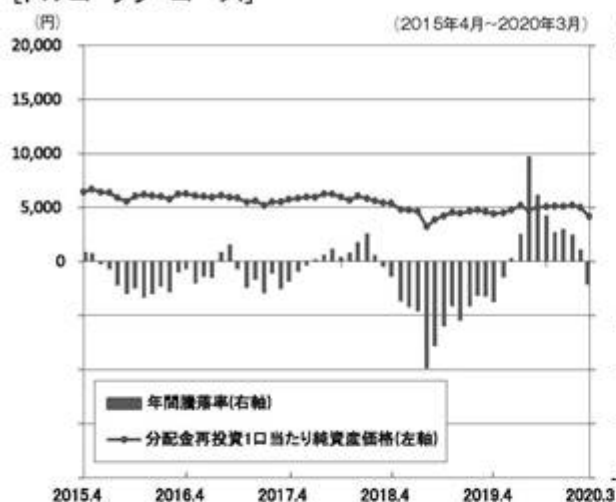
〔南アフリカ・ランド・コース〕



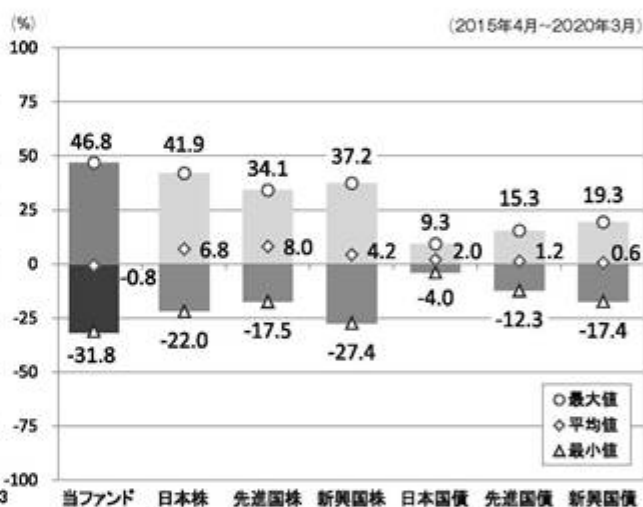
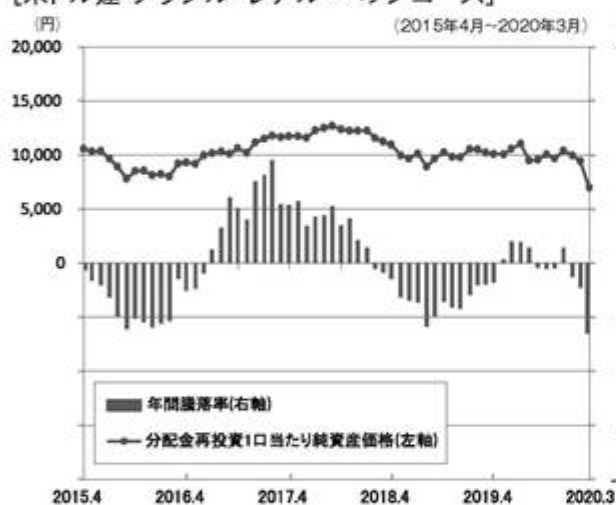
〔日本円・コース〕



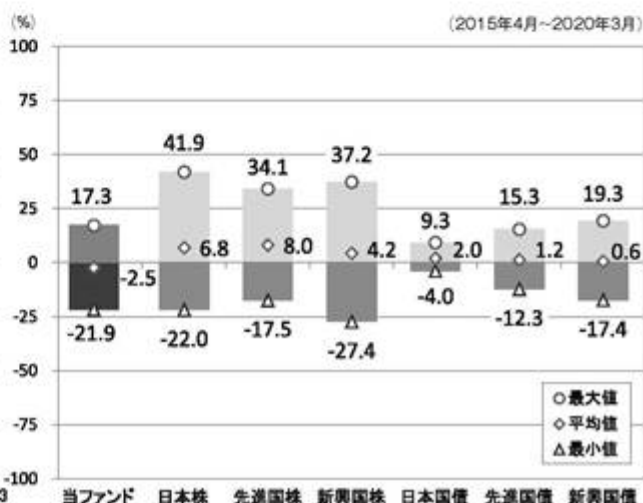
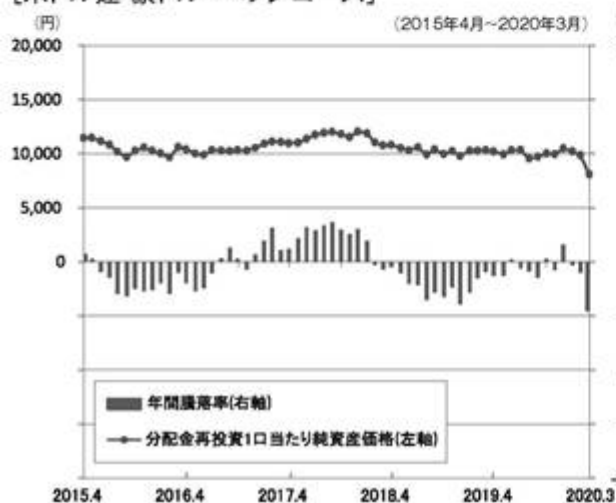
[トルコ・リラ・コース]



[米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコース]



[米ドル建 豪ドル・ヘッジコース]



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドは分配を行わないため、本項でいう「分配金再投資1口当たり純資産価格」の値は「1口当たり純資産価格」の値と同じとなります。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

(注) 上記のグラフにおいては、円換算した1口当たり純資産価格をもとに計算しています。

※資産クラスについて

日 本 株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド (円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券、米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコース受益証券および米ドル建 豪ドル・ヘッジコース受益証券については申込金額の3%（適用される消費税の額を除きます。）、日本円・コース受益証券については申込金額の2%（適用される消費税の額を除きます。）を上限とする申込手数料を徴収することができます。

日本における申込手数料

日本においては口数での申込みとします。

日本国内における申込手数料の額は、申込口数に応じて、次に掲げる率を乗じて得た額とします。

- () 米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券、米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコース受益証券および米ドル建 豪ドル・ヘッジコース受益証券

申込口数	申込手数料
5,000口未満	申込金額の3.30%（税抜3.00%）
5,000口以上5万口未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	申込金額の1.10%（税抜1.00%）
10万口以上	申込金額の0.55%（税抜0.50%）

- () 日本円・コース受益証券

申込口数	申込手数料
5万口未満	申込金額の2.20%（税抜2.00%）
5万口以上50万口未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
50万口以上100万口未満	申込金額の1.10%（税抜1.00%）
100万口以上	申込金額の0.55%（税抜0.50%）

（注）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社に支払われます。詳しくは販売会社に問い合わせのこと。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

日本における買戻し手数料

日本における買戻し手数料は徴収されません。

(3) 【管理報酬等】

ファンドには、以下の管理報酬等がかかります。管理報酬等は、各コースの純資産総額で按分して負担されます。

ファンドの報酬の合計額

ファンドの資産から支払われる総報酬は、純資産総額の年率1.34%程度および年間67,200米ドルです。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。総報酬を構成する個別の業務提供者の報酬の更なる詳細は、以下に記載されます。

（注）受託報酬および管理事務代行報酬ならびに資産保管報酬に最低報酬金額が設定されているため、各コースの純資産総額の合計額によっては、年率1.34%程度を上回ることがあります。

受託報酬および管理事務代行報酬

受託会社は、ファンドの資産から、年間80,000米ドル（最低報酬）以上の、ファンドの純資産総額の年率0.1%の受託報酬および管理事務代行報酬を受領する権利を有しています。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

受託報酬および管理事務代行報酬は、ファンドの受託業務および管理事務代行業務の対価として受託会社および管理事務代行会社に支払われます。

第10会計年度中のファンドの受託報酬および管理事務代行報酬は、98,360米ドルでした。

管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.02%の報酬を受領する権利を有しています。管理報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

管理報酬は、ファンドの資産の運用・管理業務の対価として管理会社に支払われます。

第10会計年度中のファンドの管理報酬は、19,609米ドルでした。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.4%の報酬を受領する権利を有しています。投資運用報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

投資運用会社は、投資助言会社の報酬の支払にかかる責任を負います。

投資運用報酬は、ファンドに関する投資運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

第10会計年度中のファンドの投資運用報酬は、392,283米ドルでした。

副管理事務代行報酬

副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、年間8,400米ドルに受益証券が発行されているコースの数を乗じた金額の報酬を受領する権利を有しています。副管理事務代行報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

また、副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、受益証券の買付けおよび買戻しの取引毎に報酬を受領する権利を有しています。

副管理事務代行報酬は、ファンドの副管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務の対価として副管理事務代行会社に支払われます。

第10会計年度中のファンドの副管理事務代行報酬は、83,966米ドルでした。

資産保管報酬

資産保管会社は、ファンドの資産から、年間12,000米ドル（最低報酬）以上の、ユーロ市場で保有されている資産の評価額の年率0.02%、アメリカ合衆国の国内市場で保有されている資産の評価額の年率0.0125%の各報酬を受領する権利を有しています。資産保管報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。また、資産保管会社は、ファンドのために行う有価証券取引毎におよびキャッシュ取引毎に報酬を受領する権利を有しています。

資産保管報酬は、ファンドの資産保管業務の対価として資産保管会社に支払われます。

第10会計年度中のファンドの資産保管報酬は、63,320米ドルでした。

管理会社代行サービス報酬

管理会社代行サービス会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.2%の報酬を受領する権利を有しています。当該管理会社代行サービス報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

管理会社代行サービス報酬は、ファンドの管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務の対価として管理会社代行サービス会社に支払われます。

第10会計年度中のファンドの管理会社代行サービス報酬は、196,082米ドルでした。

販売報酬および代行協会員報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.5%の報酬を受領する権利を有しています。販売報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.1%の報酬を受領する権利を有しています。代行協会員報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

販売報酬は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われます。

代行協会員報酬は、ファンド証券の（1口当たりの）純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われます。

第10会計年度中のファンドの販売報酬および代行協会員報酬は、490,213米ドルおよび98,035米ドルでした。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、さらに、以下を含むがそれらに限られない、直接の運営のコストおよび費用を負担する場合があります。

- ・ ファンドの資産および収益に対して支払われる可能性のあるすべての税金。
- ・ ファンドのポートフォリオにより保有されている証券を含む取引に関して支払われる通常の銀行手数料。
- ・ 券面の印刷費用、ならびに信託証書、および管轄当局（現地の証券業協会を含みます。）に届出られるまたは日本の投資家に配布される有価証券届出書および目論見書を含む、ファンドに関するその他すべての文書の作成または届出および印刷にかかる費用。
- ・ 年次報告書および半期報告書、ならびに適用ある法律または規則に基づき必要とされることがあるその他の報告書または文書を、ファンドの受益者のためにまたはファンドの受益者の実質的所有者のために必要な言語により、作成および配布する費用。
- ・ ファンドの受益者またはファンドの受益証券の実質的所有者に対する公告を作成および配布する費用。
- ・ ファンドの受益証券の販売促進費用（公表を含みます。）。
- ・ 法的、監査、および会計にかかる合理的な報酬および費用。

トラストの設定に関する費用および経費（以下「トラストの設立費用」といいます。）は、59,722.49米ドルでした。トラストの設立費用は、最初のサブ・ファンドの最初の5会計年度内、または受託会社との協議の上で、管理会社が決定的なことがあるその他の期間内に償却されますが、受託会社またはその適式に授權された代理人が、他の方法が適用される旨を決定する場合を除きます。トラストの設立費用は、全体として、最初のサブ・ファンドが負担します。しかし、追加のサブ・ファンドが当該期間の経過中に設定および設立された場合、その時点で未償却のトラスト設立費用は、新規サブ・ファンドの開始時点のそれぞれの純資産総額で按分してすべてのサブ・ファンドが負担します。

ファンドの設定および米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券および日本円・コース受益証券の募集に関する費用および経費（以下「当初設定費用」といいます。）は、142,295.03米ドルでした。かかる費用および経費は、管理会社が他の方法を適用する旨決定する場合を除いて、ファンドの設定日から最初の5会計年度内に償却されます。トルコ・リラ・コース受益証券、米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコース受益証券および米ドル建 豪ドル・ヘッジコース受益証券の設定および発行に関する費用および経費（以下「追加設定費用」といいます。）は、87,473.35米ドルでした。追加設定3コースの設定時に未償却の当初設定費用および追加設定費用は、各コースの純資産総額で按分して全てのコースで負担します。かかる費用および経費は、管理会社が他の方法を適用する旨決定する場合を除いて、ファンドの設定の日から最初の5会計年度内に償却されます。

その他の手数料等については、ファンドが負担することにより投資者が間接的に負担することになります。ただし、手数料および費用については、運用状況等によって変動するものであり、かかる費用および手数料は事前に見積もることができません。したがって、かかる費用および手数料の金額、料率または上限を正確に表示することはできません。

第10会計年度中のファンドのその他の手数料等は、20,711米ドルでした。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいています。投資者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識する必要があります。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けることが望まれます。

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- （ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (二) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。)

- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなります。

- (ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (二) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。)

- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなります。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の税制に関する以下の記載は、ケイマン諸島で施行されている法律および実務に関して管理会社が本書の日付現在受領した助言に基づきます。投資家は、税制のレベルおよび根拠が変更される可能性があること、また免税金額が納税者の個々の状況により異なることを認識すべきです。

ケイマン諸島の政府は、現行法に基づき、ファンドまたは受益者に対して所得税、法人税もしくは収益税、財産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、ファンドの報酬が適用するどの国とも二重課税防止条約を締結していません。本書の日付現在、ケイマン諸島に為替管理は存在しません。

トラストは、ケイマン諸島の総督から、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されない旨の保証書を受領しています。ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。

ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で2つの政府間協定に調印しました（以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」といいます。）。また、ケイマン諸島は、80カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準—共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」といいます。）を実施するための多国間協定に調印しました。

US IGA、UK IGAおよびCRS（以下「AEOI規則」と総称します。）の効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行されました。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」といいます。）は、US IGAおよびUK IGAならびにCRSの適用に関する手引書を公表しています。UK IGA、関係規則および手引書の規定は段階的に廃止され、CRSに置き換えられることが想定されています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録要件、デュー・ディリジェンス要件および報告要件を遵守する義務を負います。ただし、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関（関連するAEOI規則に定義されます。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合においては、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用されます。

AEOIの目的において、ファンドはトラストの一部となります。トラストは、非報告金融機関の免除に依拠することを企図していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図しています。

AEOI規則により、報告金融機関であるトラストは、特に、（ ）（US IGAのみとの関係において）グローバル仲介人識別番号（以下「GIN」といいます。）を取得するために米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知するこ

と、（ ）ＣＲＳに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、ならびに（ ）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられています。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告対象口座に関連する海外の財政当局（例えば、米国報告対象口座の場合はＩＲＳ）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信します。

ＵＳ ＩＧＡの定めにより、ＵＳ ＩＧＡを実施するＡＥＯＩ規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「米国ＦＡＴＣＡ」といいます。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがって、米国ＦＡＴＣＡの要件の「みなし遵守者」となり、ＦＡＴＣＡ源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力的口座を閉鎖する必要はありません。ケイマン諸島報告金融機関は、米国ＦＡＴＣＡ源泉徴収税の課税を免除されるために、自らの米国ＦＡＴＣＡ上の地位に関し、米国の納税申告用紙に証明書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合があります。ＵＳ ＩＧＡの条項に基づき、トラスト／ファンドへの支払に対して米国ＦＡＴＣＡ源泉徴収税は課されませんが、トラスト／ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（ＵＳ ＩＧＡに定義されます。）とみなされた場合には、この限りではありません。ＵＳ ＩＧＡを実施するＡＥＯＩ規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、米国ＦＡＴＣＡその他の口座保有者による支払または口座保有者に対する支払に対して税金を源泉徴収する義務を負いません。

ファンドへの投資ならびに／またはファンドへの投資の継続により、投資者は、トラストに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、トラストによるＡＥＯＩ規則の遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとします。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは解約を含み、これに限られないあらゆる措置を講じ、および／またはあらゆる救済を求める権利を留保します。ケイマン諸島税務情報局が発行したガイダンスに基づき、口座開設から90日以内に自己証明が得られない場合、ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければなりません。

受益証券の購入を検討する投資者は、ファンドに関する税金の勘案事項について自身の税務顧問に相談するべきです。

5 【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2020年3月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
国債	トルコ	9,238,678	12.68
	ロシア	6,650,205	9.12
	インドネシア	6,423,225	8.81
	メキシコ	6,114,583	8.39
	ブラジル	5,612,000	7.70
	アメリカ合衆国	4,622,422	6.34
	クロアチア	4,533,222	6.22
	コロンビア	4,493,924	6.17
	ペルー	3,445,032	4.73
	ウクライナ	3,217,559	4.41
	アルゼンチン	3,195,000	4.38
	ルーマニア	2,107,500	2.89
	パナマ	1,755,250	2.41
	フィリピン	1,416,250	1.94
	南アフリカ	1,118,317	1.53
	ハンガリー	772,500	1.06

政府機関債	メキシコ	3,200,337	4.39
小計		67,916,004	93.19
現金・その他の資産（負債控除後）		4,964,227	6.81
合計（純資産総額）		72,880,231 (約7,932百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2020年３月末日現在）

順位	銘柄の名称	発行地	種類	利率 (%)	償還期限	額面金額	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	Mexico Government International Bond	メキシコ	国債	7.500	2033年4月8日	USD 3,000,000	4,216,300	4,036,671	5.54
2	Russian Foreign Bond - Eurobond	ロシア	国債	5.875	2043年9月16日	USD 3,000,000	3,372,684	3,704,085	5.08
3	Croatia Government International Bond	クロアチア	国債	5.500	2023年4月4日	USD 3,300,000	3,615,150	3,451,982	4.74
4	Russian Foreign Bond - Eurobond	ロシア	国債	5.625	2042年4月4日	USD 2,400,000	2,553,420	2,946,120	4.04
5	Indonesia Government International Bond	インドネシア	国債	6.750	2044年1月15日	USD 2,000,000	2,469,000	2,614,880	3.59
6	Colombia Government International Bond	コロンビア	国債	7.375	2037年9月18日	USD 2,000,000	2,616,448	2,391,352	3.28
7	United States Government Bond	アメリカ合衆国	国債	2.000	2050年2月15日	USD 2,000,000	2,376,563	2,323,984	3.19
8	United States Treasury Note/Bond	アメリカ合衆国	国債	2.375	2029年5月15日	USD 2,000,000	2,005,293	2,298,438	3.15
9	Turkey Government International Bond	トルコ	国債	4.250	2026年4月14日	USD 2,700,000	2,324,106	2,251,152	3.09
10	Brazilian Government International Bond	ブラジル	国債	5.625	2047年2月21日	USD 2,200,000	2,017,237	2,235,750	3.07
11	Peruvian Government International Bond	ペルー	国債	4.125	2027年8月25日	USD 2,000,000	2,104,400	2,209,678	3.03
12	Turkey Government International Bond	トルコ	国債	11.875	2030年1月15日	USD 1,750,000	2,943,526	2,152,701	2.95
13	Indonesia Government International Bond	インドネシア	国債	4.625	2043年4月15日	USD 2,000,000	2,094,600	2,115,280	2.90
14	Romania Government International Bond	ルーマニア	国債	4.875	2024年1月22日	USD 2,000,000	2,109,200	2,107,500	2.89
15	Colombia Government International Bond	コロンビア	国債	5.625	2044年2月26日	USD 2,000,000	2,164,800	2,102,572	2.88
16	Turkey Government International Bond	トルコ	国債	4.875	2043年4月16日	USD 3,000,000	2,225,700	2,078,391	2.85
17	Mexico Government International Bond	メキシコ	国債	5.750	2110年10月12日	USD 2,000,000	2,034,050	2,077,912	2.85
18	Ukraine Government International Bond	ウクライナ	国債	9.750	2028年11月1日	USD 1,900,000	1,875,738	1,841,309	2.53
19	Turkey Government International Bond	トルコ	国債	6.125	2028年10月24日	USD 2,000,000	2,038,800	1,770,979	2.43
20	Panania Government International Bond	パナマ	国債	3.750	2025年3月16日	USD 1,700,000	1,827,500	1,755,250	2.41
21	Indonesia Government International Bond	インドネシア	国債	5.250	2042年1月17日	USD 1,500,000	1,578,750	1,693,065	2.32
22	Petroleos Mexicanos	メキシコ	政府機関債	6.875	2026年8月4日	USD 2,000,000	2,183,000	1,512,315	2.08
23	Philippine Government International Bond	フィリピン	国債	7.750	2031年1月14日	USD 1,000,000	1,434,500	1,416,250	1.94
24	Ukraine Government International Bond	ウクライナ	国債	7.750	2026年9月1日	USD 1,500,000	1,594,974	1,376,250	1.89
25	Peruvian Government International Bond	ペルー	国債	7.350	2025年7月21日	USD 1,000,000	1,325,000	1,235,354	1.70
26	Brazilian Government International Bond	ブラジル	国債	8.750	2025年2月4日	USD 1,000,000	1,469,138	1,225,000	1.68

27	Brazilian Government International Bond	ブラジル	国債	4.250	2025年1月7日	USD 1,100,000	1,096,068	1,152,250	1.58
28	Croatia Government International Bond	クロアチア	国債	6.000	2024年1月26日	USD 1,000,000	1,148,900	1,081,240	1.48
29	Argentine Republic Government International Bond	アルゼンチン	国債	7.500	2026年4月22日	USD 4,000,000	3,203,992	1,065,000	1.46
30	Brazilian Government International Bond	ブラジル	国債	8.250	2034年1月20日	USD 800,000	997,134	999,000	1.37

【投資不動産物件】

該当事項はありません（2020年3月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2020年3月末日現在）。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記合計年度末および2020年３月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

<米ドル・コース>

	純資産総額		１口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第１会計年度末 (2010年11月末日)	31,426	3,420	99.88	10,870
第２会計年度末 (2011年11月末日)	37,974	4,133	103.38	11,251
第３会計年度末 (2012年11月末日)	41,975	4,568	122.24	13,303
第４会計年度末 (2013年11月末日)	38,108	4,147	107.91	11,744
第５会計年度末 (2014年11月末日)	35,901	3,907	114.86	12,500
第６会計年度末 (2015年11月末日)	26,131	2,844	112.62	12,256
第７会計年度末 (2016年11月末日)	13,387	1,457	116.73	12,704
第８会計年度末 (2017年11月末日)	13,322	1,450	127.04	13,826
第９会計年度末 (2018年11月末日)	9,593	1,044	116.31	12,658
第10会計年度末 (2019年11月末日)	10,981	1,195	127.50	13,876
2019年４月末日	10,738	1,169	122.20	13,299
５月末日	10,876	1,184	123.70	13,462
６月末日	11,342	1,234	128.83	14,021
７月末日	11,493	1,251	130.73	14,227
８月末日	10,993	1,196	126.18	13,732
９月末日	10,943	1,191	126.56	13,774
10月末日	10,959	1,193	126.95	13,816
11月末日	10,981	1,195	127.50	13,876
12月末日	11,208	1,220	130.27	14,177
2020年１月末日	11,366	1,237	133.33	14,510
２月末日	11,020	1,199	133.41	14,519
３月末日	9,722	1,058	117.70	12,809

（注）各コース受益証券の運用開始日（設定日）は以下の通りです。

2010年８月19日：米ドル・コース、豪ドル・コース、NZドル・コース、南アフリカ・ランド・コースおよび日本円・コース

2011年９月22日：トルコ・リラ・コース、米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコース

< 豪ドル・コース >

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2010年11月末日)	66,344	4,385	100.66	6,653
第2会計年度末 (2011年11月末日)	89,266	5,900	108.36	7,162
第3会計年度末 (2012年11月末日)	92,710	6,127	132.28	8,742
第4会計年度末 (2013年11月末日)	63,201	4,177	118.73	7,847
第5会計年度末 (2014年11月末日)	56,383	3,726	129.33	8,547
第6会計年度末 (2015年11月末日)	45,375	2,999	129.27	8,543
第7会計年度末 (2016年11月末日)	31,096	2,055	135.28	8,941
第8会計年度末 (2017年11月末日)	28,070	1,855	147.99	9,781
第9会計年度末 (2018年11月末日)	25,125	1,661	135.05	8,925
第10会計年度末 (2019年11月末日)	24,718	1,634	146.47	9,680
2019年4月末日	25,328	1,674	141.53	9,354
5月末日	25,446	1,682	143.17	9,462
6月末日	26,267	1,736	148.93	9,843
7月末日	26,410	1,745	150.95	9,976
8月末日	24,850	1,642	145.36	9,607
9月末日	24,826	1,641	145.67	9,627
10月末日	24,672	1,631	145.95	9,646
11月末日	24,718	1,634	146.47	9,680
12月末日	25,045	1,655	149.49	9,880
2020年1月末日	25,469	1,683	152.87	10,103
2月末日	25,408	1,679	152.91	10,106
3月末日	20,661	1,365	131.60	8,697

< NZドル・コース >

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ニュージーランド・ドル	百万円	ニュージーランド・ドル	円
第1会計年度末 (2010年11月末日)	24,642	1,596	100.49	6,508
第2会計年度末 (2011年11月末日)	39,665	2,569	106.14	6,874
第3会計年度末 (2012年11月末日)	47,041	3,046	127.73	8,272
第4会計年度末 (2013年11月末日)	33,995	2,202	114.47	7,413

第 5 会計年度末 (2014年11月末日)	29,120	1,886	125.39	8,120
第 6 会計年度末 (2015年11月末日)	22,697	1,470	126.71	8,206
第 7 会計年度末 (2016年11月末日)	14,829	960	133.42	8,640
第 8 会計年度末 (2017年11月末日)	14,801	959	146.41	9,482
第 9 会計年度末 (2018年11月末日)	12,954	839	133.96	8,675
第10会計年度末 (2019年11月末日)	13,804	894	145.24	9,406
2019年 4 月末日	13,605	881	140.26	9,083
5 月末日	13,761	891	141.87	9,188
6 月末日	14,205	920	147.58	9,557
7 月末日	14,409	933	149.61	9,689
8 月末日	13,876	899	144.08	9,331
9 月末日	13,813	895	144.37	9,349
10月末日	13,908	901	144.69	9,370
11月末日	13,804	894	145.24	9,406
12月末日	14,105	913	148.23	9,599
2020年 1 月末日	14,502	939	151.59	9,817
2 月末日	14,508	940	151.65	9,821
3 月末日	12,597	816	131.72	8,530

< 南アフリカ・ランド・コース >

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千南アフリカ ・ランド	百万円	南アフリカ ・ランド	円
第 1 会計年度末 (2010年11月末日)	398,634	2,412	1,011.36	6,119
第 2 会計年度末 (2011年11月末日)	1,717,055	10,388	1,096.43	6,633
第 3 会計年度末 (2012年11月末日)	2,921,990	17,678	1,356.53	8,207
第 4 会計年度末 (2013年11月末日)	1,728,769	10,459	1,239.51	7,499
第 5 会計年度末 (2014年11月末日)	1,430,006	8,652	1,393.31	8,430
第 6 会計年度末 (2015年11月末日)	1,141,129	6,904	1,447.20	8,756
第 7 会計年度末 (2016年11月末日)	869,417	5,260	1,596.57	9,659
第 8 会計年度末 (2017年11月末日)	701,776	4,246	1,847.06	11,175
第 9 会計年度末 (2018年11月末日)	511,013	3,092	1,767.15	10,691
第10会計年度末 (2019年11月末日)	457,984	2,771	2,014.01	12,185
2019年 4 月末日	479,563	2,901	1,886.02	11,410
5 月末日	473,228	2,863	1,917.60	11,601

6 月末日	486,990	2,946	2,004.57	12,128
7 月末日	488,868	2,958	2,041.26	12,350
8 月末日	466,893	2,825	1,971.16	11,926
9 月末日	459,447	2,780	1,983.88	12,002
10月末日	456,618	2,763	1,998.40	12,090
11月末日	457,984	2,771	2,014.01	12,185
12月末日	462,655	2,799	2,065.50	12,496
2020年 1 月末日	469,870	2,843	2,124.31	12,852
2 月末日	473,226	2,863	2,132.35	12,901
3 月末日	409,095	2,475	1,849.75	11,191

< 日本円・コース >

	純資産総額	1 口当たりの純資産価格
	千円	円
第 1 会計年度末 (2010年11月末日)	400,563	997
第 2 会計年度末 (2011年11月末日)	243,187	1,024
第 3 会計年度末 (2012年11月末日)	218,098	1,204
第 4 会計年度末 (2013年11月末日)	184,508	1,062
第 5 会計年度末 (2014年11月末日)	132,556	1,120
第 6 会計年度末 (2015年11月末日)	120,406	1,094
第 7 会計年度末 (2016年11月末日)	91,124	1,114
第 8 会計年度末 (2017年11月末日)	71,244	1,189
第 9 会計年度末 (2018年11月末日)	59,954	1,067
第10会計年度末 (2019年11月末日)	50,181	1,132
2019年 4 月末日	55,429	1,103
5 月末日	56,007	1,115
6 月末日	58,027	1,155
7 月末日	56,846	1,167
8 月末日	54,587	1,129
9 月末日	50,029	1,129
10月末日	50,055	1,129
11月末日	50,181	1,132
12月末日	49,880	1,151
2020年 1 月末日	50,888	1,174
2 月末日	50,810	1,173
3 月末日	44,945	1,037

< トルコ・リラ・コース >

	純資産総額		1 口当たりの純資産価格	
	千トルコ・リラ	百万円	トルコ・リラ	円

第 2 会計年度末 (2011年11月末日)	311,024	5,141	102.41	1,693
第 3 会計年度末 (2012年11月末日)	394,429	6,520	129.34	2,138
第 4 会計年度末 (2013年11月末日)	212,269	3,509	118.82	1,964
第 5 会計年度末 (2014年11月末日)	160,321	2,650	137.20	2,268
第 6 会計年度末 (2015年11月末日)	111,801	1,848	147.30	2,435
第 7 会計年度末 (2016年11月末日)	76,449	1,264	166.39	2,750
第 8 会計年度末 (2017年11月末日)	90,599	1,498	199.71	3,301
第 9 会計年度末 (2018年11月末日)	96,064	1,588	206.46	3,413
第10会計年度末 (2019年11月末日)	121,118	2,002	268.94	4,446
2019年 4 月末日	110,903	1,833	234.79	3,881
5 月末日	114,200	1,888	243.06	4,018
6 月末日	119,695	1,979	256.17	4,234
7 月末日	123,991	2,050	264.40	4,371
8 月末日	121,484	2,008	259.44	4,289
9 月末日	121,767	2,013	262.26	4,335
10月末日	121,794	2,013	265.97	4,396
11月末日	121,118	2,002	268.94	4,446
12月末日	122,288	2,021	276.14	4,565
2020年 1 月末日	126,307	2,088	284.62	4,705
2 月末日	124,442	2,057	283.21	4,681
3 月末日	110,319	1,824	250.76	4,145

<米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコース>

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第2会計年度末 (2011年11月末日)	6,986	760	105.76	11,510
第3会計年度末 (2012年11月末日)	9,674	1,053	113.35	12,336
第4会計年度末 (2013年11月末日)	7,068	769	93.93	10,222
第5会計年度末 (2014年11月末日)	7,354	800	98.73	10,745
第6会計年度末 (2015年11月末日)	5,073	552	69.71	7,587
第7会計年度末 (2016年11月末日)	5,731	624	90.73	9,874
第8会計年度末 (2017年11月末日)	5,584	608	109.16	11,880
第9会計年度末 (2018年11月末日)	3,932	428	86.53	9,417
第10会計年度末 (2019年11月末日)	2,973	324	88.23	9,602
2019年4月末日	3,864	421	90.22	9,819
5月末日	3,898	424	91.97	10,009
6月末日	4,142	451	97.95	10,660
7月末日	4,288	467	101.57	11,054
8月末日	3,753	408	89.09	9,696
9月末日	3,009	327	88.63	9,646
10月末日	3,135	341	92.38	10,054
11月末日	2,973	324	88.23	9,602
12月末日	3,189	347	94.86	10,324
2020年1月末日	3,027	329	91.36	9,943
2月末日	1,605	175	86.10	9,370
3月末日	908	99	64.07	6,973

<米ドル建 豪ドル・ヘッジコース>

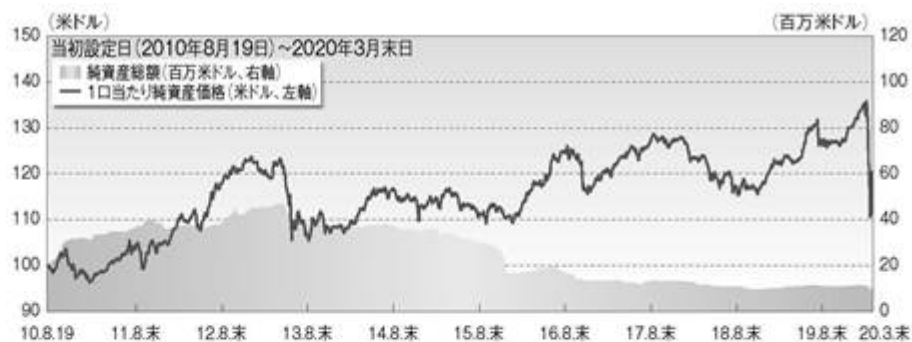
	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第2会計年度末 (2011年11月末日)	3,080	335	106.10	11,547
第3会計年度末 (2012年11月末日)	8,733	950	130.62	14,215
第4会計年度末 (2013年11月末日)	8,996	979	101.89	11,089
第5会計年度末 (2014年11月末日)	7,605	828	102.60	11,166
第6会計年度末 (2015年11月末日)	4,698	511	86.06	9,366
第7会計年度末 (2016年11月末日)	4,254	463	91.50	9,958

第8会計年度末 (2017年11月末日)	4,138	450	102.86	11,194
第9会計年度末 (2018年11月末日)	2,860	311	90.30	9,827
第10会計年度末 (2019年11月末日)	2,584	281	90.69	9,870
2019年4月末日	2,856	311	91.19	9,924
5月末日	2,792	304	90.82	9,884
6月末日	2,756	300	95.71	10,416
7月末日	2,743	299	95.26	10,367
8月末日	2,582	281	89.66	9,758
9月末日	2,583	281	89.94	9,788
10月末日	2,644	288	92.05	10,018
11月末日	2,584	281	90.69	9,870
12月末日	2,677	291	95.74	10,419
2020年1月末日	2,619	285	93.67	10,194
2月末日	2,521	274	90.15	9,811
3月末日	2,075	226	74.22	8,077

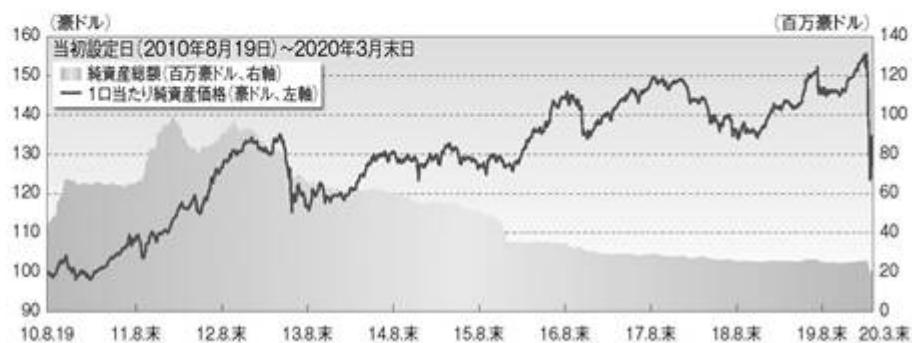
参考情報

基準価額・純資産の推移

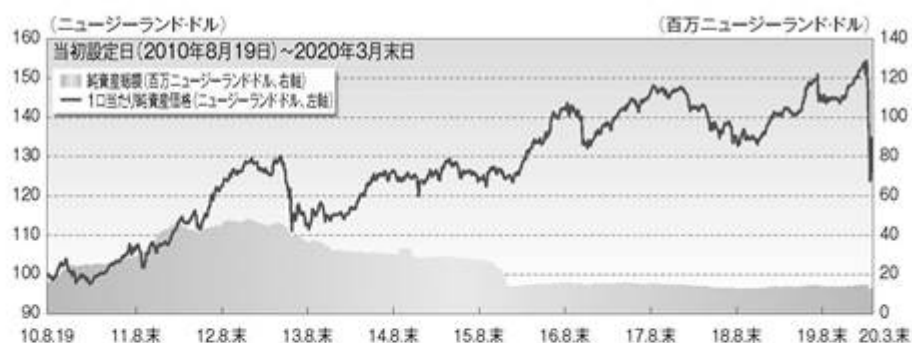
米ドル・コース



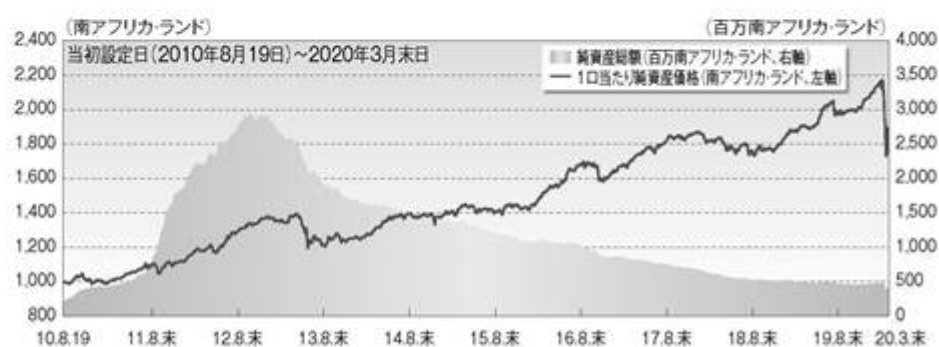
豪ドル・コース



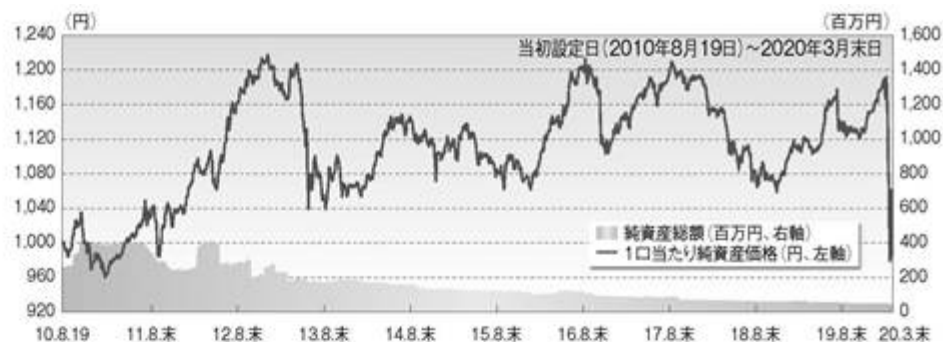
NZドル・コース



南アフリカ・ランド・コース



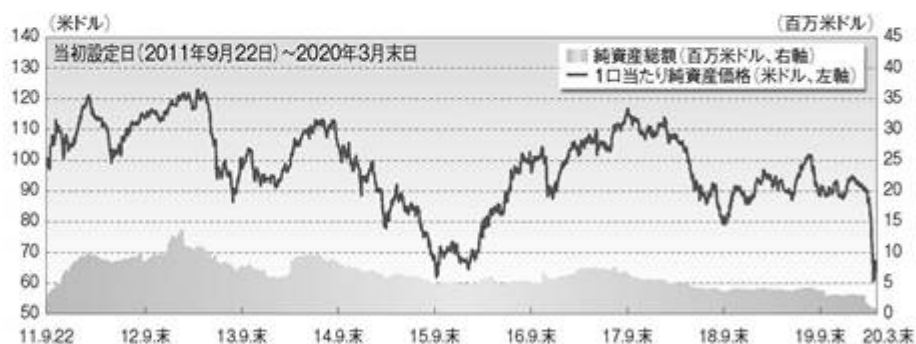
日本円・コース



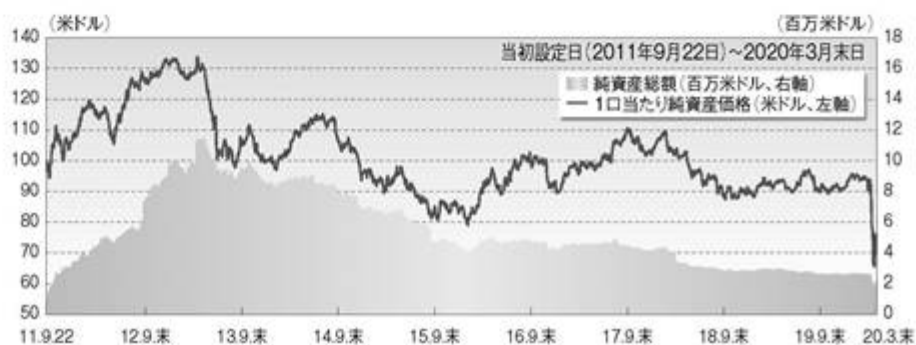
トルコ・リラ・コース



米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコース



米ドル建 豪ドル・ヘッジコース



【分配の推移】

< 米ドル・コース >

該当事項はありません。

< 豪ドル・コース >

該当事項はありません。

< NZドル・コース >

該当事項はありません。

< 南アフリカ・ランド・コース >

該当事項はありません。

< 日本円・コース >

該当事項はありません。

< トルコ・リラ・コース >

該当事項はありません。

< 米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコース >

該当事項はありません。

< 米ドル建 豪ドル・ヘッジコース >

該当事項はありません。

【収益率の推移】

トルコ・リラ・コース、米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコースについては、2011年9月22日に運用が開始されたため、第1会計年度については該当事項はありません。

< 米ドル・コース >

	収益率（注1）
第1会計年度 （2010年8月19日～2010年11月末日）	- 0.12%
第2会計年度 （2010年12月1日～2011年11月末日）	3.50%
第3会計年度 （2011年12月1日～2012年11月末日）	18.24%
第4会計年度 （2012年12月1日～2013年11月末日）	- 11.72%
第5会計年度 （2013年12月1日～2014年11月末日）	6.44%
第6会計年度 （2014年12月1日～2015年11月末日）	- 1.95%
第7会計年度 （2015年12月1日～2016年11月末日）	3.65%
第8会計年度 （2016年12月1日～2017年11月末日）	8.83%
第9会計年度 （2017年12月1日～2018年11月末日）	- 8.45%
第10会計年度 （2018年12月1日～2019年11月末日）	9.62%

< 豪ドル・コース >

	収益率（注１）
第１会計年度 （２０１０年８月１９日～２０１０年１１月末日）	０．６６％
第２会計年度 （２０１０年１２月１日～２０１１年１１月末日）	７．６５％
第３会計年度 （２０１１年１２月１日～２０１２年１１月末日）	２２．０７％
第４会計年度 （２０１２年１２月１日～２０１３年１１月末日）	- １０．２４％
第５会計年度 （２０１３年１２月１日～２０１４年１１月末日）	８．９３％
第６会計年度 （２０１４年１２月１日～２０１５年１１月末日）	- ０．０５％
第７会計年度 （２０１５年１２月１日～２０１６年１１月末日）	４．６５％
第８会計年度 （２０１６年１２月１日～２０１７年１１月末日）	９．４０％
第９会計年度 （２０１７年１２月１日～２０１８年１１月末日）	- ８．７４％
第１０会計年度 （２０１８年１２月１日～２０１９年１１月末日）	８．４６％

< NZドル・コース >

	収益率（注１）
第１会計年度 （２０１０年８月１９日～２０１０年１１月末日）	０．４９％
第２会計年度 （２０１０年１２月１日～２０１１年１１月末日）	５．６２％
第３会計年度 （２０１１年１２月１日～２０１２年１１月末日）	２０．３４％
第４会計年度 （２０１２年１２月１日～２０１３年１１月末日）	- １０．３８％
第５会計年度 （２０１３年１２月１日～２０１４年１１月末日）	９．５４％
第６会計年度 （２０１４年１２月１日～２０１５年１１月末日）	１．０５％
第７会計年度 （２０１５年１２月１日～２０１６年１１月末日）	５．３０％
第８会計年度 （２０１６年１２月１日～２０１７年１１月末日）	９．７４％
第９会計年度 （２０１７年１２月１日～２０１８年１１月末日）	- ８．５０％
第１０会計年度 （２０１８年１２月１日～２０１９年１１月末日）	８．４２％

<南アフリカ・ランド・コース>

	収益率（注１）
第１会計年度 （２０１０年８月１９日～２０１０年１１月末日）	１．１４％
第２会計年度 （２０１０年１２月１日～２０１１年１１月末日）	８．４１％
第３会計年度 （２０１１年１２月１日～２０１２年１１月末日）	２３．７２％
第４会計年度 （２０１２年１２月１日～２０１３年１１月末日）	- ８．６３％
第５会計年度 （２０１３年１２月１日～２０１４年１１月末日）	１２．４１％
第６会計年度 （２０１４年１２月１日～２０１５年１１月末日）	３．８７％
第７会計年度 （２０１５年１２月１日～２０１６年１１月末日）	１０．３２％
第８会計年度 （２０１６年１２月１日～２０１７年１１月末日）	１５．６９％
第９会計年度 （２０１７年１２月１日～２０１８年１１月末日）	- ４．３３％
第１０会計年度 （２０１８年１２月１日～２０１９年１１月末日）	１３．９７％

<日本円・コース>

	収益率（注１）
第１会計年度 （２０１０年８月１９日～２０１０年１１月末日）	- ０．３０％
第２会計年度 （２０１０年１２月１日～２０１１年１１月末日）	２．７１％
第３会計年度 （２０１１年１２月１日～２０１２年１１月末日）	１７．５８％
第４会計年度 （２０１２年１２月１日～２０１３年１１月末日）	- １１．７９％
第５会計年度 （２０１３年１２月１日～２０１４年１１月末日）	５．４６％
第６会計年度 （２０１４年１２月１日～２０１５年１１月末日）	- ２．３２％
第７会計年度 （２０１５年１２月１日～２０１６年１１月末日）	１．８３％
第８会計年度 （２０１６年１２月１日～２０１７年１１月末日）	６．７３％
第９会計年度 （２０１７年１２月１日～２０１８年１１月末日）	- １０．２６％
第１０会計年度 （２０１８年１２月１日～２０１９年１１月末日）	６．０９％

<トルコ・リラ・コース>

	収益率（注１）
第２会計年度 （２０１０年１２月１日～２０１１年１１月末日）	２．４１％
第３会計年度 （２０１１年１２月１日～２０１２年１１月末日）	２６．３０％
第４会計年度 （２０１２年１２月１日～２０１３年１１月末日）	- ８．１３％
第５会計年度 （２０１３年１２月１日～２０１４年１１月末日）	１５．４７％
第６会計年度 （２０１４年１２月１日～２０１５年１１月末日）	７．３６％
第７会計年度 （２０１５年１２月１日～２０１６年１１月末日）	１２．９６％
第８会計年度 （２０１６年１２月１日～２０１７年１１月末日）	２０．０３％
第９会計年度 （２０１７年１２月１日～２０１８年１１月末日）	３．３８％
第１０会計年度 （２０１８年１２月１日～２０１９年１１月末日）	３０．２６％

<米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコース>

	収益率（注１）
第２会計年度 （２０１０年１２月１日～２０１１年１１月末日）	５．７６％
第３会計年度 （２０１１年１２月１日～２０１２年１１月末日）	７．１８％
第４会計年度 （２０１２年１２月１日～２０１３年１１月末日）	- １７．１３％
第５会計年度 （２０１３年１２月１日～２０１４年１１月末日）	５．１１％
第６会計年度 （２０１４年１２月１日～２０１５年１１月末日）	- ２９．３９％
第７会計年度 （２０１５年１２月１日～２０１６年１１月末日）	３０．１５％
第８会計年度 （２０１６年１２月１日～２０１７年１１月末日）	２０．３１％
第９会計年度 （２０１７年１２月１日～２０１８年１１月末日）	- ２０．７３％
第１０会計年度 （２０１８年１２月１日～２０１９年１１月末日）	１．９６％

<米ドル建 豪ドル・ヘッジコース>

	収益率（注１）
第２会計年度 （２０１０年１２月１日～２０１１年１１月末日）	６．１０％
第３会計年度 （２０１１年１２月１日～２０１２年１１月末日）	２３．１１％
第４会計年度 （２０１２年１２月１日～２０１３年１１月末日）	- ２２．００％
第５会計年度 （２０１３年１２月１日～２０１４年１１月末日）	０．７０％
第６会計年度 （２０１４年１２月１日～２０１５年１１月末日）	- １６．１２％
第７会計年度 （２０１５年１２月１日～２０１６年１１月末日）	６．３２％
第８会計年度 （２０１６年１２月１日～２０１７年１１月末日）	１２．４２％
第９会計年度 （２０１７年１２月１日～２０１８年１１月末日）	- １２．２１％
第１０会計年度 （２０１８年１２月１日～２０１９年１１月末日）	０．４３％

（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の１口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

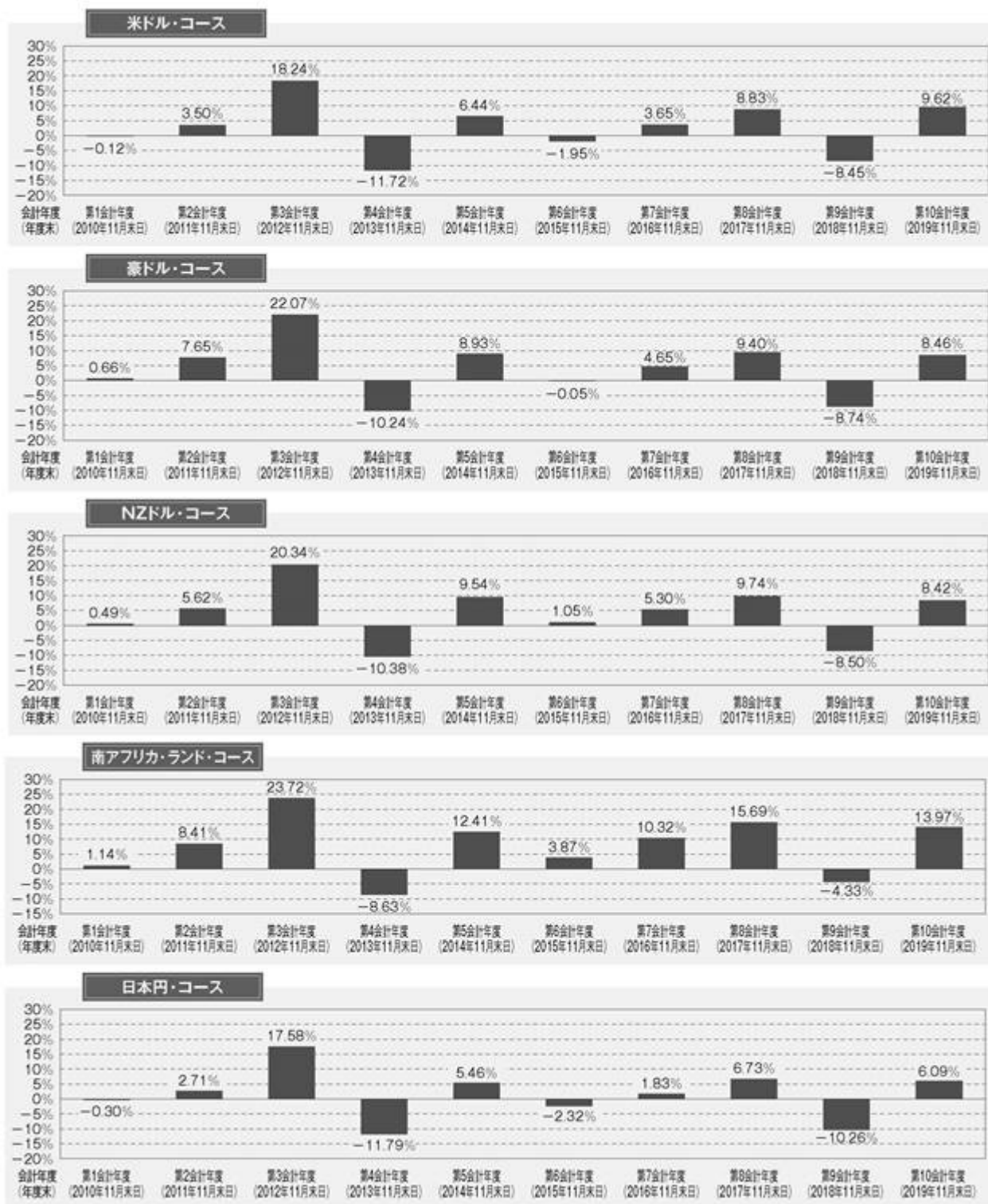
（ただし、第１会計年度については、１口当たり当初発行価格（米ドル・コースは１００．００米ドル、豪ドル・コースは１００．００豪ドル、NZドル・コースは１００．００ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランド・コースは１，０００．００南アフリカ・ランド、日本円・コースは１，０００円）また、第２会計年度のうち、トルコ・リラ・コース、米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコースについては、１口当たり当初発行価格（トルコ・リラ・コースは１００．００トルコ・リラ、米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコースは１００．００米ドル、米ドル建 豪ドル・ヘッジコースは１００．００米ドル））

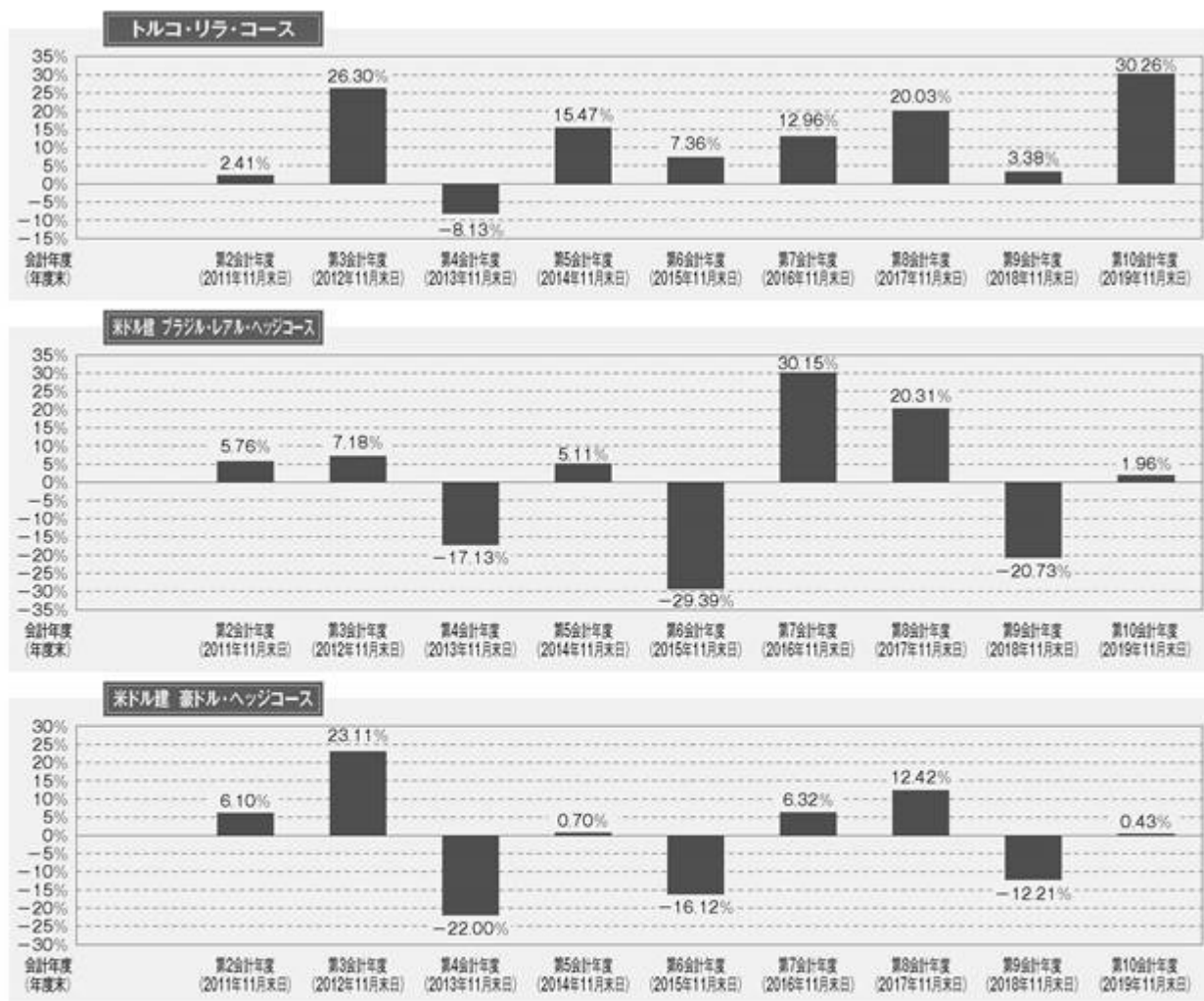
（注２）各コース受益証券の運用開始日（設定日）は以下の通りです。

２０１０年８月１９日：米ドル・コース、豪ドル・コース、NZドル・コース、南アフリカ・ランド・コースおよび日本円・コース

２０１１年９月２２日：トルコ・リラ・コース、米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコース

参考情報
年間収益率の推移





(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格（米ドル・コースは100.00米ドル、豪ドル・コースは100.00豪ドル、NZドル・コースは100.00ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランド・コースは1,000.00南アフリカ・ランド、日本円・コースは1,000円）また、第2会計年度のうち、トルコ・リラ・コース、米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコースについては、1口当たり当初発行価格（トルコ・リラ・コースは100.00トルコ・リラ、米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコースは100.00米ドル、米ドル建 豪ドル・ヘッジコースは100.00米ドル）

ファンドにはベンチマークはありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりです。

トルコ・リラ・コース、米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコースについては、2011年９月22日に運用が開始されたため、第１会計年度については該当事項はありません。

<米ドル・コース>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	315,843 (315,843)	1,197 (1,197)	314,646 (314,646)
第２会計年度	140,538 (140,538)	87,843 (87,843)	367,341 (367,341)
第３会計年度	135,618 (135,618)	159,563 (159,563)	343,396 (343,396)
第４会計年度	98,228 (98,228)	88,466 (88,466)	353,158 (353,158)
第５会計年度	33,798 (33,798)	74,388 (74,388)	312,568 (312,568)
第６会計年度	21,976 (21,976)	102,522 (102,522)	232,022 (232,022)
第７会計年度	27,326 (27,326)	144,661 (144,661)	114,687 (114,687)
第８会計年度	19,101 (19,101)	28,918 (28,918)	104,870 (104,870)
第９会計年度	6,139 (6,139)	28,529 (28,529)	82,480 (82,480)
第10会計年度	9,110 (9,110)	5,466 (5,466)	86,124 (86,124)

<豪ドル・コース>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	678,447 (678,447)	19,345 (19,345)	659,102 (659,102)
第２会計年度	416,726 (416,726)	252,016 (252,016)	823,812 (823,812)
第３会計年度	501,253 (501,253)	624,179 (624,179)	700,886 (700,886)
第４会計年度	88,628 (88,628)	257,196 (257,196)	532,318 (532,318)
第５会計年度	14,156 (14,156)	110,496 (110,496)	435,978 (435,978)
第６会計年度	20,130 (20,130)	105,100 (105,100)	351,008 (351,008)
第７会計年度	15,360 (15,360)	136,508 (136,508)	229,860 (229,860)
第８会計年度	11,286 (11,286)	51,476 (51,476)	189,670 (189,670)
第９会計年度	12,445 (12,445)	16,072 (16,072)	186,043 (186,043)
第10会計年度	5,807 (5,807)	23,096 (23,096)	168,754 (168,754)

<NZドル・コース>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	250,296 (250,296)	5,079 (5,079)	245,217 (245,217)
第 2 会計年度	206,400 (206,400)	77,926 (77,926)	373,691 (373,691)
第 3 会計年度	190,238 (190,238)	195,640 (195,640)	368,289 (368,289)
第 4 会計年度	43,065 (43,065)	114,376 (114,376)	296,978 (296,978)
第 5 会計年度	29,507 (29,507)	94,257 (94,257)	232,228 (232,228)
第 6 会計年度	7,289 (7,289)	60,391 (60,391)	179,126 (179,126)
第 7 会計年度	27,676 (27,676)	95,656 (95,656)	111,146 (111,146)
第 8 会計年度	5,553 (5,553)	15,606 (15,606)	101,093 (101,093)
第 9 会計年度	3,716 (3,716)	8,111 (8,111)	96,698 (96,698)
第10会計年度	4,189 (4,189)	5,844 (5,844)	95,043 (95,043)

< 南アフリカ・ランド・コース >

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	394,214 (394,214)	60 (60)	394,154 (394,154)
第 2 会計年度	1,342,549 (1,342,549)	170,668 (170,668)	1,566,035 (1,566,035)
第 3 会計年度	1,377,215 (1,377,215)	789,235 (789,235)	2,154,015 (2,154,015)
第 4 会計年度	81,846 (81,846)	841,137 (841,137)	1,394,724 (1,394,724)
第 5 会計年度	14,387 (14,387)	382,777 (382,777)	1,026,334 (1,026,334)
第 6 会計年度	6,090 (6,090)	243,914 (243,914)	788,510 (788,510)
第 7 会計年度	13,676 (13,676)	257,632 (257,632)	544,554 (544,554)
第 8 会計年度	12,727 (12,727)	177,339 (177,339)	379,942 (379,942)
第 9 会計年度	6,706 (6,706)	97,475 (97,475)	289,173 (289,173)
第10会計年度	7,397 (7,397)	69,171 (69,171)	227,399 (227,399)

< 日本円・コース >

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	402,960 (402,960)	1,000 (1,000)	401,960 (401,960)
第 2 会計年度	8,476 (8,476)	172,968 (172,968)	237,468 (237,468)
第 3 会計年度	243,992 (243,992)	300,245 (300,245)	181,215 (181,215)

第4会計年度	97,532 (97,532)	104,950 (104,950)	173,797 (173,797)
第5会計年度	1,250 (1,250)	56,732 (56,732)	118,315 (118,315)
第6会計年度	8,800 (8,800)	17,050 (17,050)	110,065 (110,065)
第7会計年度	17,640 (17,640)	45,895 (45,895)	81,810 (81,810)
第8会計年度	1,600 (1,600)	23,477 (23,477)	59,933 (59,933)
第9会計年度	0 (0)	3,738 (3,738)	56,195 (56,195)
第10会計年度	0 (0)	11,866 (11,866)	44,329 (44,329)

<トルコ・リラ・コース>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	3,044,700 (3,044,700)	7,548 (7,548)	3,037,152 (3,037,152)
第3会計年度	3,181,730 (3,181,730)	3,169,439 (3,169,439)	3,049,443 (3,049,443)
第4会計年度	316,944 (316,944)	1,579,870 (1,579,870)	1,786,517 (1,786,517)
第5会計年度	28,840 (28,840)	646,809 (646,809)	1,168,548 (1,168,548)
第6会計年度	24,860 (24,860)	434,397 (434,397)	759,011 (759,011)
第7会計年度	75,001 (75,001)	374,559 (374,559)	459,453 (459,453)
第8会計年度	108,455 (108,455)	114,249 (114,249)	453,659 (453,659)
第9会計年度	92,088 (92,088)	80,447 (80,447)	465,300 (465,300)
第10会計年度	75,569 (75,569)	90,521 (90,521)	450,348 (450,348)

<米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコース>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	66,057 (66,057)	0 (0)	66,057 (66,057)
第3会計年度	64,181 (64,181)	44,893 (44,893)	85,345 (85,345)
第4会計年度	47,409 (47,409)	57,504 (57,504)	75,250 (75,250)
第5会計年度	32,447 (32,447)	33,210 (33,210)	74,487 (74,487)
第6会計年度	2,450 (2,450)	4,155 (4,155)	72,782 (72,782)
第7会計年度	19,534 (19,534)	29,159 (29,159)	63,157 (63,157)
第8会計年度	10,497 (10,497)	22,504 (22,504)	51,150 (51,150)

第 9 会計年度	360 (360)	6,067 (6,067)	45,443 (45,443)
第10会計年度	0 (0)	11,744 (11,744)	33,699 (33,699)

<米ドル建 豪ドル・ヘッジコース>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 2 会計年度	34,075 (34,075)	5,050 (5,050)	29,025 (29,025)
第 3 会計年度	64,841 (64,841)	27,011 (27,011)	66,855 (66,855)
第 4 会計年度	33,626 (33,626)	12,188 (12,188)	88,293 (88,293)
第 5 会計年度	117 (117)	14,290 (14,290)	74,120 (74,120)
第 6 会計年度	1,730 (1,730)	21,263 (21,263)	54,587 (54,587)
第 7 会計年度	2,000 (2,000)	10,097 (10,097)	46,490 (46,490)
第 8 会計年度	1,950 (1,950)	8,210 (8,210)	40,230 (40,230)
第 9 会計年度	0 (0)	8,560 (8,560)	31,670 (31,670)
第10会計年度	0 (0)	3,180 (3,180)	28,490 (28,490)

（注１）括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表します。

（注２）第１会計年度の販売口数は、当初募集による販売口数を含みます。第２会計年度のトルコ・リラ・コース、米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコースの販売口数は、当初募集による販売口数を含みます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

申込み

各受益証券は、一定の例外的な場合を除いて、各取引日に適用ある購入価格で販売されます。

受益証券1口当たりの購入価格は、当該取引日にかかる評価日の評価時点（各評価日における午後4時（ロンドン時間）、または管理会社が、受託会社と協議の上、随時決定するその他の時間をいいます。以下同じです。）における純資産総額を当該評価日における発行済受益証券口数で除して、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券、米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコース受益証券および米ドル建 豪ドル・ヘッジコース受益証券については小数第2位まで、日本円・コース受益証券については1円単位まで四捨五入して計算されます。四捨五入の結果は、ファンドにより留保されます。

発行限度額

管理会社は、申込みが後記「4 資産管理等の概要 （5） その他 発行限度額」記載の限度額に違反する場合、当該申込みを受諾しません。

手続

各受益証券は、各取引日に販売されます。各受益証券の申込みを行おうとする者は、記入済の販売契約を（申込者の身元を証明するため要求された裏付情報および文書を添付した上で）当該取引日の午前12時（正午）（ダブリン時間）までにファクシミリで副管理事務代行会社へ送付しなければなりません。午前12時（正午）（ダブリン時間）以降に受領された買付申込みは、翌取引日に繰り越されます。決済資金は、当該取引日から起算して5営業日目の日までにファンドの口座に各コースの基準通貨で送金しなければなりません。

販売契約は、ファクシミリで送付することができます。管理会社、受託会社もしくは副管理事務代行会社またはそれらにより適式に任命された代理人もしくは代行者が、ファクシミリで送付された販売契約を受信できずもしくは判読できなかったことから発生した損失、または、ファクシミリにより受信し、それが適切に権限を付与された者から発信されたものであると誠実に信じて、何らかの措置を講じたために発生した損失について、責任を負わないことに投資者は、留意しなくてはなりません。

管理会社および／または受託会社は、投資運用会社と協議の上、払込期日に全額の支払が行われない申込みを失効させる権利を有しています。申込者は、払込みの懈怠または遅滞により生じたあらゆる損失について責任を負います。

すべての申込金は、申込人名義で保有されている口座から拠出されたものでなければなりません。第三者による支払は認められません。

管理会社および／または受託会社が副管理事務代行会社と協議の上、投資者との間で他の通貨建てによる支払に関する取決めを行っている場合を除き、支払は各コースの基準通貨で行わなければなりません。

受益証券を申し込む場合には、申込口数を指定して行うものとします。1口に満たない端数の受益証券を発行することはできません。

管理会社および／または受託会社は、投資運用会社と協議の上、その絶対的な裁量により、受益証券の申込みの全部または一部の拒絶を決定することができ、かかる場合、支払われた申込金またはその残額（場合によります。）は、実務上可能な限り迅速に、かつ申込者のリスクおよび費用負担において（利息を付さないで）支払銀行宛に返還されます。

受託会社は、後記「4 資産管理等の概要 （1）資産の評価 基準価額の計算の停止」の項に記載された一定の状況において、受益証券の発行の停止を宣言することができます。

記入済の申込書は、副管理事務代行会社により受領された後は撤回することができません。副管理事務代行会社は、記入済の販売契約、ならびに、必要な場合には、申込者の身元を証明するために副管理事務代行会社により要請されたすべての文書を受領した後、申込みが認められた申込者に対して所有確認契約証書を発行します。かかる所有確認契約証書は、通常、当該取引日の後1営業日以内に発行されます。副管理事務代行会社が、所有確認契約証書を発行する前に申込

者からの追加的な情報が必要であると判断する場合、副管理事務代行会社は、申込人に書簡を送り、必要な情報を請求します。

疑義を避けるために述べると、申込者の身元を証明するために要求されたすべての情報および文書を受領するまで、受益証券の申込みは処理されず、また、受益証券は発行されません。副管理事務代行会社が、かかる情報および文書を受領しない場合、副管理事務代行会社は、申込者に対して申込書を返却し、申込者が支払ったすべての申込金を申込者のリスクおよび費用負担で支払銀行に対して利息を付さないで返金することができます。これらを前提とした上で、受益証券は、当該取引日に発行されたものとみなされます。

非適格申込人

受益証券の申込みを行おうとする者は、販売契約の中で、特に関係法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負います。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被らずにすむはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社および／または受託会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することができません。

受益証券の申込者は、販売契約の中で、特にファンドに投資するリスクを評価するために金融問題に関する知識、専門性および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または売買する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければなりません。

受益証券の形式

すべての受益証券は記名式受益証券です。受益者の権利については、受益証券の券面ではなく、受益者名簿の記載がその証拠となります。

受益証券は1名の名義または4名を上限とする共同名義で登録することができます。受益証券が共同名義で登録されている場合、共同保有者は、保有する受益証券の一部または全部の譲渡または買戻しに関連して、副管理事務代行会社に対していずれか1名の共同保有者の書面の指示だけに基づいて行動する権限を授与する義務を負います。受益者名簿の写しは、合理的な通知後通常の営業時間中、副管理事務代行会社の事務所において受益者が自ら保有する受益証券にかかる部分について閲覧可能です。

マネーロンダリング防止規則

マネーロンダリングの防止において目標とされている制定法または規則を遵守するため、受託会社は、マネーロンダリング防止手続を採用および維持することを要求され、受益証券の申込人に対し、自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および申込金の支払資金源を証明する証拠を提出するよう要求することができます。許容される場合には、また一定の条件に従い、受託会社は、マネーロンダリング防止手続の維持（デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。）を、しかるべき者に代行させることもできます。

受託会社またはその代行者は、受益証券の申込人自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および申込金の支払資金源を証明するのに必要な情報を請求する権利を留保します。立証に必要とされる情報を提出する際に申込人の側においてその遅滞または不履行がある場合、受託会社またはその代行者は、申込みの受諾を拒絶することができ、その場合、受領されている資金は、申込人の費用およびリスク負担により、それらが元々支出された口座宛てに無利息で返還されます。

ケイマン諸島内の者が、他の者が犯罪行為を行うかまたはテロもしくはテロリストの資産に関与していることを知りまたは関与しているという疑念を持ち、または知りまたは疑念を持つ合理的な根拠を有する場合、また、当該認識または疑念についての情報を規制業種に属する事業の遂行過程において認めた場合であって、発覚が犯罪行為またはマネーロンダリングに関するものである場合、当該者は、かかる認識または疑念を、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2020年改訂）に従いケイマン諸島の金融報告局に対して、または発覚がテロまたはテロリストへの資金提供およびテロリストの資産との関わりに関する場合には、ケイマン諸島のテロに関する法律（2018年改訂）に従い巡査以上の階級を有する警察官に対して報告しなければなりません。当該報告は、法令等により課せられる情報の開示についての秘密漏洩または制約違反とは扱われないものとします。

申込みにより、申込人は、ケイマン諸島およびその他の法域双方のマネーロンダリングおよび類似の事項に関する要請に応じて、規制機関およびその他に対し、申込人についての情報の受託会社および副管理事務代行会社による開示に同意します。

（２）日本における販売

日本においては、以下の申込期間に取扱いが行われます。

2020年5月30日（土曜日）から2021年5月31日（月曜日）まで。

（注）各営業日（取引日）の日本における販売会社が定める時刻（午後5時）までに日本における販売会社が受け付けた買付申込みを、当該営業日の受付分として取り扱います。日本における販売会社が定める時刻を過ぎて行われる買付申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

発行価格は、取引日にかかる評価日に計算される1口当たり純資産価格です。

日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

日本においては口数での申込みとします。

日本国内における申込手数料の額は、申込口数に応じて、次に掲げる率を乗じて得た額とします。

- （ ）米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券、米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコース受益証券および米ドル建 豪ドル・ヘッジコース受益証券

申込口数	申込手数料
5,000口未満	申込金額の3.30%（税抜3.00%）
5,000口以上5万口未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	申込金額の1.10%（税抜1.00%）
10万口以上	申込金額の0.55%（税抜0.50%）

- （ ）日本円・コース受益証券

申込口数	申込手数料
5万口未満	申込金額の2.20%（税抜2.00%）
5万口以上50万口未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
50万口以上100万口未満	申込金額の1.10%（税抜1.00%）
100万口以上	申込金額の0.55%（税抜0.50%）

（注）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

なお、投資者は、受益証券の申込注文の成立を日本における約定日（通常、取引日の日本における翌営業日をいいます。）から起算して、日本における4営業日目の日までに申込金額および申込手数料を円貨または各コースの基準通貨で日本における販売会社に支払うものとします。ただし、トルコ・リラ・コースについては、基準通貨（トルコ・リラ貨）で支払うものとします。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社から発行価格および申込手数料の支払と引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときには、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

2 【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日に買い戻すことができます。

受益者は、当初の購入にかかる支払が受領されている決済された受益証券に関してのみ、買戻請求を提出することができます。

買戻請求は、ファクシミリにより送付することができます。

受益者は記入済の買戻請求を、副管理事務代行会社から要求されることがあるその他の情報および文書と共に、買戻日の午前12時（正午）（ダブリン時間）、または管理会社が特定の場合に決定するその他の時間までに副管理事務代行会社に送付しなければなりません。期限に遅れた買戻請求は、次の買戻日まで繰り越され、受益証券は、当該買戻日に適用ある買戻価格で買い戻されます。

管理会社が一般的にまたは特定の場合に別段の定め（後記「買戻しの停止」に記載する場合を含みます。）を行った場合を除き、買戻請求は撤回不能です。

買戻請求は、買戻しを希望する受益証券の口数を指定して提出しなければなりません。各買戻日におけるファンドの受益者一人当たりの最低買戻単位は1口以上1口の整数倍です。1口に満たない端数の受益証券の買戻しはできません。

受益者は、ファクシミリにより買戻請求を送付することを選択する場合、かかる買戻請求の不受領のリスクを負うことに留意しなくてはなりません。管理会社、受託会社もしくは副管理事務代行会社またはそれらにより適任に任命された代理人もしくは代行者は、ファクシミリで送付された買戻請求を受信できずもしくは判読できなかったことから発生した損失、または、ファクシミリを受信し、それが適切に権限を付与された者から発信されたものであると誠実に信じて、何らかの措置を講じたために発生した損失について、責任を負いません。

適用ある法域におけるマネーロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、副管理事務代行会社は、買戻請求を処理するために必要と考える情報および文書を請求する権利を留保します。副管理事務代行会社は、買戻のために受益証券を提出している受益者が、副管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞もしくは履行できない場合、または当該拒絶が管理会社、受託会社もしくは副管理事務代行会社がいずれかの法域においていずれかのマネーロンダリング対策のための法令遵守を確保するために必要である場合には、買戻請求の処理を拒絶し、または買戻代金の支払を延期することができます。

買戻価格

受益証券1口当たり買戻価格は、当該買戻日にかかる評価日の評価時点の純資産総額を当該評価日における発行済受益証券口数で除して得られた金額を、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券、米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコース受益証券および米ドル建 豪ドル・ヘッジコース受益証券については小数第2位まで、日本円・コース受益証券については1円単位まで四捨五入することにより計算されます。四捨五入の結果は、ファンドにより留保されます。受益証券の買戻価格を計算する目的上、受託会社は、受益証券1口当たり純資産価格から、買戻請求を充足する資金を調達するために資産を換価し、またはポジションを手仕舞いする際にファンドの勘定で負担することが予想される財務上の手数料および申込手数料を反映するのに適切と判断する引当金に相当する金額を控除することができます。

決済

本書に記載されているところに従い、買戻代金は、可能な場合には常に、当該買戻日から起算して4営業日目の午後5時（ダブリン時間）までに、またはそれより遅い場合には、副管理事務代行会社が、記入済みの買戻請求書および前記のように要求されるその他の情報を受領した時点で支払われます。支払は、買戻しを請求している受益者が当該受益証券を申し込むに当たり申込金の送金に当初使用したのと同じ口座宛てに、当該受益者のリスクおよび費用負担で、直接送金により各コースの基準通貨で行われます。ただし、副管理事務代行会社が、その単独の裁量により、別途合意する場合を除きます。買戻代金は、関連する受益証券の買戻しを請求している登録されている受益者にのみ支払われ、第三者に対する支払は認められません。

買戻しの停止

受託会社は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 基準価額の計算の停止」の項に記載された一定の状況において、受益証券の買戻しの停止を宣言することができます。

受益証券の買戻しが停止された場合、受益者は当該停止が解除される前に行われた買戻請求を撤回することができます。しかし、受益者が買戻請求を撤回しない場合には、当該買戻請求は当該停止が解除された後の翌買戻日まで繰り越され、当該受益証券は、信託証書の条項に従い、当該買戻日に適用ある買戻価格で買い戻されます。

かかる停止期間中はいかなる受益証券も買い戻されません。

買戻しの繰越し

受益者の利益を保護するために、管理会社は、その単独の裁量により、いずれかの買戻日に買い戻すことができる受益証券の総口数を発行済受益証券の口数の30%に制限することができます。かかる場合、上記の制限は比例按分ベースで適用し、当該買戻日に受益証券の買戻しを希望

するすべての受益者が同じ割合で受益証券を買い戻すことができるようにします。管理会社は、制限により影響を受ける受益者に通知を行います。当該買戻日に買戻しが行われなかったすべての受益証券に関する買戻請求は、その後に既述した所定の期限までに受け取ったすべての買戻請求と合わせて次の買戻日まで繰り越し、そこで（上記の制限および以下に定める規定に従って）買戻請求の対象となったすべての受益証券を買い戻すものとします。買戻請求を繰り越す場合、繰り越した買戻請求はその後の買戻日に、繰り越した期間の長さに応じて優先して買い戻すものとします。

強制的買戻し

受託会社が、受益証券が適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されている、またはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求され、税金の負担に服し、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断し、または受託会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入のための資金源の適法性に疑義を有する場合、受託会社は、管理会社と協議の上、その保有者に対し、受託会社が決定する期限内にかかる受益証券を（後記「3 受益証券の譲渡」の項に記載される規定に従い）売却し、かかる売却の証拠を受託会社に提出することを指示することができ、これに従わない場合には、かかる受益証券は買い戻されます。かかる強制的買戻しに関して支払われる価格は、かかる強制的買戻しの日に当たる評価日または強制買戻日の直前の評価日における評価時点で決定された受益証券1口当たり純資産価格について、関連する買戻しの資金を調達するために換金されようとしている関連する評価日におけるファンドの投資対象の公表された価額と当該投資対象がその後実際に換金された金額の差額に対する調整分を追加または控除し（管理会社の裁量によります。）、かつ、事前に控除されていない償却額に対する調整分を控除した額に相当する受益証券1口当たり純資産価格になります。

(2) 日本における買戻し

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。買戻請求は、日本における販売会社に対して行われます。

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日に買い戻すことができます。

（注）各営業日（取引日）の日本における販売会社が定める時刻（午後5時）までに日本における販売会社が受け付けた買戻請求を、当該営業日の受付分として取り扱います。日本における販売会社が定める時刻を過ぎて行われる買戻請求は、翌営業日の取扱いとなります。

買戻価格（基準価額）は、当該買戻日にかかる評価日の評価時点の純資産総額を当該評価日における発行済受益証券口数で除して、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券、米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコース受益証券および米ドル建 豪ドル・ヘッジコース受益証券については小数第2位まで、日本円・コース受益証券については1円単位まで四捨五入して計算されます。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とします。

買戻し手数料は課せられません。

日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（以下「日本における約定日」といいます。通常、取引日の日本における翌営業日）であり、日本における買戻代金の支払は、原則として、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に行われます。この場合、日本における買戻代金の支払は、円貨または各コースの基準通貨によるものとします。ただし、トルコ・リラ・コースについては、基準通貨（トルコ・リラ貨）で支払うものとします。

3 【受益証券の譲渡】

各受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を得た上で、自らの保有する受益証券を、受託会社が随時承認する様式の書面による証書をもって譲渡することができます。ただし、譲受人は、最初に、当該時点で有効なもしくは受託会社が別途要求する関連するまたは適用ある法域の法規または政府もしくはその他の要件もしくは規制、または受託会社の方針を遵守するため、受託会社により要求される情報を提供します。また、譲受人は、受託会社に対して、(a)受益証券の譲渡が関連する適格投資家に対するものであること、(b)譲受人が投資目的に限り自らの勘定で受益証券を取得すること、また(c)受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項に関することを書面により表明しなければなりません。

譲渡に関するすべての証書は、受託会社または管理会社が自らまたは譲渡人および譲受人に代わり署名することを要求されることがあります。譲渡人は、当該譲渡が登録され、かつ譲受人の氏名が受益者として関係する受益者名簿に記載されるまでは引続き受益者であるものとみなされ、また、当該譲渡対象の受益証券に対する権利を有するものとみなされます。譲渡の登録は、受託会社が譲渡証書の原本および上記の情報を受領するまで行われません。

4 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

純資産総額および基準価額の決定

ファンドの純資産総額は、ファンドがその各評価日の評価時点における通貨建てで、かつ、信託証書に記載されている原則に従い計算されます。ファンドの純資産総額は、ファンドの全資産の価額を確定し、そこからファンドの全負債を控除することにより計算されます。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を発行済みのファンドの受益証券口数で除することにより計算されます。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券、米ドル建てブラジル・リアル・ヘッジコース受益証券および米ドル建て豪ドル・ヘッジコース受益証券については小数第2位まで、日本円・コース受益証券については1円単位まで四捨五入されます。

ファンドの資産は、特に、以下の規定に従い、計算されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覽払約束手形、債権、前払費用、宣言されまたは発生済みかつ未受領の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覽払約束手形または債権がその全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、その価額は、管理会社が合理的な価額とする価額とみなされます。
- (b) (c)項が適用される運用ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所また、先物取引所または店頭市場において上場され、相場を付けられ、取引されまたは取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該計算が行われる日付に、当該場所の営業終了時点の当該投資対象についての主な取引所または市場における最終取引価格（または、売買がない場合には、入手可能な最終の買呼値および売呼値の仲値）を参照して行われ、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合、当該投資対象についてマーケット・メイクを行う個人、法人または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により相場を付けられた投資対象の価額に基づくすべての計算は、相場を付けられた最終の買呼値および売呼値の仲値を参照して行われます。ただし、常に、管理会社がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における支配的な価格がすべての状況において当該投資対象に関する価額のより公正な基準を示すと思料する場合には、管理会社は、当該価格を採用することができます。
- (c) 以下(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価される運用ファンドの各持分の価額は、当該日付で計算される当該運用ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該運用ファンドがファンドと同じ日付で評価されない場合、当該運用ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最終の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表償還価格もしくは買呼値とします。
- (d) 純資産総額、償還価格、買呼値および売呼値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるところに入手できない場合、関連する資産の価額は、管理会社が決定する方法により随時決定されます。
- (e) 相場を付けられ、上場され、取引されまたは市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社および管理会社は、ファンドの投資対象の評価に関して評価を送信する機械的または電子的システムを使用しかつ依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記(b)項の目的において最終の取引価格であるとみなされます。
- (f) ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（証券であるか現金であるかを問いません。）の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替の費用を考慮する状況において管理会社が適切とみなすレート（公式のものかその他のものを問いません。）により、ファンドの表示通貨に換算されます。

コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書は、減価償却後の取得原価基準（プレミアムの償却またはディスカウントによる増価を調整した取得価額）により、評価されます。ただし、管理会社は、かかる償却原価法による評価を検討し、その絶対的な裁量により、他の評価方法が当該投資対象の公正な価格をより反映すると考える場合には、その評価方法を採用します。

基準価額の計算の停止

受託会社は、その単独の裁量により、ファンドの純資産総額の計算もしくはファンド証券の発行および買戻しを停止することができ、または、買戻しのためにファンド証券を提出している者に対する買戻金の支払期間を、期間の全部もしくは一部の間、延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象の相当部分が上場され、相場を付けられ、取引されもしくは取り扱われている金融商品取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間（通常の週末および公休日の閉鎖を除きます。）、または当該取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間
- (b) 管理会社の意見によれば、結果的にファンドが投資対象の処分をすることが合理的に実際でない状況、または結果的に当該処分がファンドの受益者を著しく害するような状況が存在する場合
- (c) 投資対象の価額もしくはファンドの純資産総額を算定する際に通常採用されているいずれかの手段に故障が生じている場合、または何らかの他の理由によりいずれかの投資対象もしくは他の資産の価額もしくはファンドの純資産総額が、管理会社の意見によれば、合理的にもしくは公正に算定できない場合
- (d) ファンドの投資対象の償還もしくは換金または当該償還もしくは換金に伴う資金の移転が、管理会社の意見によれば通常の価格もしくは通常の為替レートで実行できない期間
- (e) ファンドの運営に関連する受託会社もしくは管理会社の事業運営が、流行病、戦争行為、テロリズム、反逆行為、革命、市民不安、騒乱、ストライキもしくは天災の結果またはそれらに起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される期間

ファンドの全受益者は、停止から30日以内に当該停止について書面で通知され、当該停止の終了時に速やかに通知されます。

（２）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

ファンドは、後記「（５）その他 ファンドの解散」に定める事由の発生により終了するまで存続します。

（４）【計算期間】

ファンドの会計年度は毎年11月30日に終了します。

（５）【その他】

発行限度額

受益証券の発行金額は、米ドル・コース受益証券については15億米ドル（約1,665億円）、豪ドル・コース受益証券については20億豪ドル（約1,573億円）、NZドル・コース受益証券については20億ニュージーランド・ドル（約1,506億円）、南アフリカ・ランド・コース受益証券については100億南アフリカ・ランド（約760億円）、日本円・コース受益証券については1,400億円、トルコ・リラ・コース受益証券については30億トルコ・リラ（約597億円）、米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコース受益証券については20億米ドル（約2,220億円）、米ドル建 豪ドル・ヘッジコース受益証券については20億米ドル（約2,220億円）を上限とします。

ファンドの解散

ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で終了されます。ファンドが終了する場合、受託会社は、ファンドの全受益者に対して、かかる終了の通知を発します。

- (a) ファンドを継続することまたはダイワ・ファンド・シリーズを別の法域に移転することが違法となるか、または、受託会社の意見によれば、実行不可能、不可能もしくは得策ではなくまたはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンドの受益者が、ファンド決議によりファンドの終了を決議した場合
- (c) 信託証書の日付に開始し、同日から150年後に終了する期間の終了
- (d) 受託会社が辞任する意図を書面により通知する場合、もしくは受託会社が強制的または自発的清算を開始した場合で、受託会社および管理会社がかかる受託会社の後任の受託者の地位を受諾する用意のある別の会社にかかる通知または清算開始から90日以内に選任または確保することができない場合
- (e) 管理会社が辞任する意図を書面により通知する場合、もしくは管理会社が強制的または自発的清算を開始した場合で、受託会社または管理会社がかかる管理会社の後任の管理者の地位を受諾する用意のある別の会社にかかる通知または清算開始から90日以内に選任または確保することができない場合

ファンドは、(a)2025年11月30日^(注)（ただし、管理会社が、かかる日の延長を事前に決定し、受託会社を書面により通知した場合を除きます。この場合、ファンドは、再延長されない限り、かかる延長された日に終了します。）、(b)いずれかの評価日において、各コースの純資産総額の米ドル換算額（当該コースの純資産総額を計算する際に使用されるのと同じの為替レートで米ドルに換算されます。）の合計が3,000万米ドルを下回り、かつ管理会社が受託会社に対し、書面によりファンドが解散されるべきである旨通知した場合、または(c)受託会社と管理会社がファンドの終了を合意した場合のいずれかが最初に生じた場合に解散されます。

（注）2020年1月17日に信託期間の終了日を2025年11月30日に延長することが決定されました。

ファンドが終了された場合、受託会社は、直ちに、ファンドの全受益者に対してかかる終了を通知します。

信託証書の変更

ダイワ・ファンド・シリーズは、ケイマン諸島の法律に基づき、管理会社と受託会社の間で締結される信託証書により、設定されました。

信託証書は、一定の場合における当事者の補償および責任からの免除の規定を有します。受益者および投資者となろうとする者は、信託証書の条項について助言を受けることが望まれます。本書と信託証書の間で相反がある場合には、信託証書の規定が優先されます。

当該時において有効な信託証書の写しは、管理会社および受託会社の営業所において、通常の営業時間中無料で閲覧することができます。

受益者に対する10日前の書面による通知（受益者決議またはファンド決議により放棄されることができます。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者の最善の利益となると考えられる態様および限度において、受託会社および管理会社は、信託証書の補遺に基づき、信託証書の規定に修正、改訂、変更または追加する権限を有します。

関係法人との契約の更改等に関する手続

代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

資産保管契約

資産保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

業務提供契約

業務提供契約は、一当事者が他の当事者に対し、30日前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資助言契約

投資助言契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

業務委託契約

業務委託契約は、一当事者が他の当事者に対し、1か月前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

5 【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

残余財産分配請求権

ダイワ・ファンド・シリーズおよびファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた詐欺行為、悪意、重過失、故意の不履行または職務懈怠の結果生じる損失について、賠償を請求する権利を有します。

議決権

受託会社は、信託証書の要項により要求される場合、提案された議案が受益者決議である場合には受益証券1口当たり純資産価格の総額が全サブ・ファンドの純資産総額の3分の1以上を保有する登録受益者の書面による要求に応じて、または議案がファンド決議である場合には当該ファンドの受益証券口数の3分の1以上を保有する登録受益者の書面による要求に応じて、招集通知に記載される日時および場所において、全受益者集会またはファンドの受益者集会（場合によります。）を招集します。各受益者集会について場所、日付および時間ならびに当該集会で提案される決議の概要を記載した15日前の書面による通知は、受託会社により、全受益者集会の場合には各受益者に対して、またはファンドの受益者集会の場合にはファンドの受益者に対して送付されます。受益者集会の基準日は、当該招集通知に明記される日付の21日以上前とします。不注意から招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該受益者集会の議事は無効とはなりません。受託会社または管理会社の取締役またはその他の授權された役員は、受益者集会に出席し、かつ発言することができます。定足数の要件は、受益者が1名である場合（かかる場合、定足数は当該1名の受益者としします。）を除き、2名の受益者としします。受益者集会において、受益者集会の議決に付される決議は、書面による投票で採決します。議案が受益者決議である場合には受益証券1口当たり純資産価格の総額が全サブ・ファンドの純資産総額の50%以上を保有する受益者により承認される場合、または議案がシリーズ・トラスト決議である場合には発行済の関連するサブ・ファンドの受益証券口数の

2分の1以上を保有する受益者により承認される場合、投票の結果は、受益者集会の決議とみなされます。受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会開催日の直前の関連する評価日の評価時点に行われます。投票において、議決は本人または代理人により行使することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはダイワ・ファンド・シリーズおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c . ファンドの原文の財務書類は、米ドル、豪ドル、ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランド、日本円またはトルコ・リラで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2020年3月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.83円、1豪ドル＝66.09円、1ニュージーランド・ドル＝64.76円、1南アフリカ・ランド＝6.05円および1トルコ・リラ＝16.53円）で換算されています。なお、1円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型） - 通貨タワー -
2019年11月30日現在の年次報告書および財務書類

財政状態計算書

資産	注記	2019年11月30日		2018年11月30日	
		米ドル	円	米ドル	円
現金および現金同等物	2.3,4	3,210,784	349,429,623	6,283,105	683,790,317
損益を通じて公正価値評価される					
金融資産	7,8	91,029,146	9,906,701,959	91,773,742	9,987,736,342
未収利息	2.5	1,198,848	130,470,628	1,494,449	162,640,885
未収資本受益証券	2.4	43,850	4,772,196	158,938	17,297,223
前払金および未収金		8,659	942,359	-	-
資産合計		<u>95,491,287</u>	<u>10,392,316,764</u>	<u>99,710,234</u>	<u>10,851,464,766</u>
負債					
損益を通じて公正価値評価される					
金融負債	7,8	(261,805)	(28,492,238)	(89,674)	(9,759,221)
未払資本受益証券	2.4	(40,277)	(4,383,346)	(15,597)	(1,697,422)
未払費用	2.6	(270,049)	(29,389,433)	(293,076)	(31,895,461)
負債合計（償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		<u>(572,131)</u>	<u>(62,265,017)</u>	<u>(398,347)</u>	<u>(43,352,104)</u>
償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産		<u>94,919,156</u>	<u>10,330,051,747</u>	<u>99,311,887</u>	<u>10,808,112,662</u>
米ドル・コース発行済受益証券口数					
	5	86,124口		82,480口	
豪ドル・コース発行済受益証券口数					
	5	168,754口		186,043口	
NZドル・コース発行済受益証券口数					
	5	95,043口		96,698口	
南アフリカ・ランド・コース発行済受益証券口数					
	5	227,399口		289,173口	
日本円・コース発行済受益証券口数					
	5	44,329口		56,195口	
トルコ・リラ・コース発行済受益証券口数					
	5	450,348口		465,300口	
米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジ					
コース発行済受益証券口数	5	33,699口		45,443口	
米ドル建 豪ドル・ヘッジコース発行済受益証券口数					
	5	28,490口		31,670口	
米ドル・コース償還可能参加型受益証券					
1口当たり純資産価格	5	127.50米ドル	13,876	116.31米ドル	12,658
豪ドル・コース償還可能参加型受益証券					
1口当たり純資産価格	5	146.47豪ドル	9,680	135.05豪ドル	8,925
NZドル・コース償還可能参加型受益証券					
1口当たり純資産価格	5	145.24ニュージーランド・ドル	9,406	133.96ニュージーランド・ドル	8,675
南アフリカ・ランド・コース償還可能参加型受益証券1口当たり純資産価格					
	5	2,014.01南アフリカ・ランド	12,185	1,767.15南アフリカ・ランド	10,691
日本円・コース償還可能参加型受益証券					
1口当たり純資産価格	5	1,132円		1,067円	
トルコ・リラ・コース償還可能参加型					
受益証券1口当たり純資産価格	5	268.94トルコ・リラ	4,446	206.46トルコ・リラ	3,413

米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジ

コース償還可能参加型受益証券 1 口当た

り純資産価格	5	88.23米ドル	9,602	86.53米ドル	9,417
--------	---	----------	-------	----------	-------

米ドル建 豪ドル・ヘッジコース償還可能

参加型受益証券 1 口当たり純資産価格	5	90.69米ドル	9,870	90.30米ドル	9,827
---------------------	---	----------	-------	----------	-------

添付の注記は当該財務書類と不可分なものです。

ヴィンセント・テルニエ - ジェネラル・マネージャー

BNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドを代表して

ダイワ・ファンド・シリーズ - ダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型） - 通貨タワー - の受託会社

日付：2020年 4 月 8 日

（２）【損益計算書】

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型） - 通貨タワー -
2019年11月30日に終了した会計年度の年次報告書および財務書類

包括利益計算書

	注記	2019年11月30日に終了した 会計年度		2018年11月30日に終了した 会計年度	
		米ドル	円	米ドル	円
収益					
債券利息収入	2.5	5,392,952	586,914,966	6,006,410	653,677,600
銀行利息収入	2.5	8,240	896,759	-	-
損益を通じて公正価値評価される金融資産 および負債に係る純利益 / (損失)	2.8,9	3,374,056	367,198,514	(15,849,830)	(1,724,936,999)
利益 / (損失) 合計		<u>8,775,248</u>	<u>955,010,240</u>	<u>(9,843,420)</u>	<u>(1,071,259,399)</u>
営業費用					
受託報酬および管理事務代行報酬	3	(98,360)	(10,704,519)	(114,171)	(12,425,230)
管理報酬	3	(19,609)	(2,134,047)	(22,883)	(2,490,357)
投資運用報酬	3	(392,283)	(42,692,159)	(457,955)	(49,839,243)
副管理事務代行報酬	3	(83,966)	(9,138,020)	(79,509)	(8,652,964)
資産保管報酬	3	(63,320)	(6,891,116)	(69,726)	(7,588,281)
管理会社代行サービス報酬	3	(196,082)	(21,339,604)	(228,838)	(24,904,440)
販売報酬	3	(490,213)	(53,349,881)	(572,093)	(62,260,881)
代行協会員報酬	3	(98,035)	(10,669,149)	(114,418)	(12,452,111)
監査報酬		(24,902)	(2,710,085)	(23,018)	(2,505,049)
弁護士報酬	3	6,346	690,635	(26,839)	(2,920,888)
その他の手数料等		(2,155)	(234,529)	(41,807)	(4,549,856)
営業費用合計		<u>(1,462,579)</u>	<u>(159,172,473)</u>	<u>(1,751,257)</u>	<u>(190,589,299)</u>
純利益 / (損失)		7,312,669	795,837,767	(11,594,677)	(1,261,848,698)
銀行利息費用		(15)	(1,632)	-	-
		<u>(15)</u>	<u>(1,632)</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
営業活動による償還可能参加型受益証券保 有者に帰属する純資産の増加 / (減少) 額		<u>7,312,654</u>	<u>795,836,135</u>	<u>(11,594,677)</u>	<u>(1,261,848,698)</u>

添付の注記は当該財務書類と不可分なものです。

すべての損益は継続事業からのみ発生しています。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型） - 通貨タワー -
2019年11月30日に終了した会計年度の年次報告書および財務書類

償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

	注記	2019年11月30日に終了した 会計年度		2018年11月30日に終了した 会計年度	
		米ドル	円	米ドル	円
償還可能参加型受益証券保有者に 帰属する純資産期首残高		99,311,887	10,808,112,662	129,781,438	14,124,113,898
営業活動による償還可能参加型受 益証券保有者に帰属する純資産の 増加 / (減少) 額		7,312,654	795,836,135	(11,594,677)	(1,261,848,698)
受益証券の取引					
償還可能参加型受益証券の発行	5	6,350,704	691,147,116	7,192,884	782,801,566
償還可能参加型受益証券の買戻し	5	(18,225,990)	(1,983,534,492)	(25,091,411)	(2,730,698,259)
平準化	2.12	169,901	18,490,326	(976,347)	(106,255,844)
受益証券の取引による純資産の 純減少額		<u>(11,705,385)</u>	<u>(1,273,897,050)</u>	<u>(18,874,874)</u>	<u>(2,054,152,537)</u>
償還可能参加型受益証券保有者に 帰属する純資産期末残高		<u>94,919,156</u>	<u>10,330,051,747</u>	<u>99,311,887</u>	<u>10,808,112,662</u>

添付の注記は当該財務書類と不可分なものです。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型）- 通貨タワー -

2019年11月30日に終了した会計年度の年次報告書および財務書類
財務書類に対する注記

1. 組織

ダイワ・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」といいます。）は、ケイマン諸島法に基づき、2008年10月20日付の信託宣言（以下「信託証書」といいます。）により設立されたオープン・エンド型のアンブレラ投資信託です。ダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型）- 通貨タワー -（以下「ファンド」といいます。）は、2010年8月19日に設立され、信託証書に準拠して設定された別々のコースのトラストの受益証券で構成され、トラストのサブ・ファンドを形成しています。当トラストはケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂）に基づき、ミューチュアル・ファンドとして登録され、かかる法律に準拠して規制されています。

トラストはアンブレラ型投資信託として設立されました。別のポートフォリオまたはファンドを創設、設定することができ、当該ファンドに帰属する資産および負債が適用されることとなります。各ファンドに専属して関係する受益証券が発行されます。各ファンドに固有の詳細については、目論見書の個別の添付資料に記載されています。

信託証書は、ケイマン諸島法により規制されています。すべての受益証券保有者は、信託証書およびそれに付随する信託証書の条項による利益を受ける権利があり、かかる信託証書に対する義務があり、またかかる信託証書から通知を受け取るものとみなされます。(a)目論見書およびファンドに関連した該当する添付資料の条項、および(b)信託証書およびかかるファンドに関連する付随する信託証書との間に矛盾が生じた場合は、後者の文書の条項が優先されます。

ファンドは米ドル建てです。受益証券の各コースは以下のような通貨建てです（受益証券の該当するコースのコース基準通貨）。米ドル・コース受益証券は米ドル建て、豪ドル・コース受益証券は豪ドル建て、NZドル・コース受益証券はニュージーランド・ドル建て、および南アフリカ・ランド・コース受益証券は南アフリカ・ランド建て、日本円・コース受益証券は円建て、トルコ・リラ・コース受益証券はトルコ・リラ建て、米ドル建ブラジル・レアル・ヘッジコース受益証券は米ドル建て、米ドル建豪ドル・ヘッジコース受益証券は米ドル建てです。

ファンドの投資目的は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指すことです。投資運用会社は、ファンドのために、主として新興国の政府、政府系機関、州および地方自治体が発行する米ドル建ての債券（以下、総称して「新興国債券」といいます。）に投資します。ただし、投資運用会社は、米ドル建て以外の新興国債券、米国の政府、政府系機関、地方自治体および／または国際機関によって発行および／または保証された債券（以下、総称して「対象債券」といいます。）に投資することもあります。投資運用会社は、ファンドのために、為替先渡契約に投資します。ファンドは、米ドル通貨以外のコースにかかる原証券を売買するために為替先渡契約に投資します。一般的に、米ドル建ての新興国債券の信用リスクが米国長期国債の信用リスクよりも高いため、前者の利回りは後者の利回りよりも比較的高くなります。

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）は管理会社であり、信託証書に基づき、ファンドの各コースの資産の投資および再投資の運用、ファンドの各コースに関して資金借入れの実行およびファンドの各コースの受益証券の発行および買戻しに対する責務があります。

ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドは投資運用会社であり、ファンドの各コースの資産の投資および再投資の運用に対する責務があります。

BNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドは受託会社であり、管理および現地当局への法令遵守などの業務事項に対する責務があり、またファンドが統括文書を遵守しているか監視しています。受託会社は、トラストの管理を、副管理事務代行会社であるBNY メロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーに委託しています。

BNY メロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーは、受託会社との業務提供契約に従ったファンドの副管理事務代行会社であり、ファンドの日々の管理を実施しています。

2. 重要な会計方針

2.1 作成の基礎

2019年11月30日に終了した会計年度の当監査済年次財務書類は、財務報告評議会によって発表され、財務報告基準（以下「FRS」といいます。）第102号「英国およびアイルランド共和国において適用可能な財務報告基準」（アイルランドにおいて一般に認められている会計基準）を含むアイルランド勅許会計士協会によって発表された会計基準に準拠して作成されています。

ファンドは、FRS第102号の第7項に基づき、流動性が高く、かつ公正価値で評価される投資有価証券が保有割合の大部分を占めるオープン・エンド型投資ファンドに適用される免除規定を採用し、キャッシュ・フロー計算書を作成していません。

財務書類の作成には、一定の重大な会計見積りの使用が要求されます。また、ファンドの会計方針を適用する過程において、経営陣が判断を行使することも要求されます。かかる見積りならびに付随する判断は、過去の経験およびその状況下で合理的と考えられる複数のその他の要因に基づくものであり、その結果は、その他の情報源からは容易に明らかにならない資産および負債の帳簿価額についての判断を行う基礎となります。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があります。経営陣は、将来に関する見積りおよび仮定を行います。本質的に、会計上の見積りが実際の結果と等しくなることは滅多にありません。

2.2 損益を通じて公正価値評価される金融商品

損益を通じて公正価値評価されるものとして分類されたすべての商品は、公正価値で評価され、公正価値の変動は包括利益計算書に認識されます。

投資の売買は、取引日ベース、つまりファンドが当該資産の購入または売却を確約した日に認識されます。

ファンドは、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が喪失した場合、または金融資産を譲渡した場合で当該譲渡がアイルランドにおいて一般に認められている会計基準に準拠して認識の中止の条件を満たしている場合に、金融資産の認識を中止します。金融負債は、契約上定められた義務が解除、取消または失効した場合に、認識を中止します。

2.3 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、適用ある場合、関連する営業日の関連評価時点における経過利息を含め、額面価格で評価されます。現金同等物には、銀行通知預金および活発な市場における当初満期が3日以内のその他の短期投資有価証券を含みます。

2.4 未収資本受益証券および未払資本受益証券

未収資本受益証券および未払資本受益証券は、契約済みであるものの、会計年度末までに受渡しが済んでいない受益証券の発行に係る未収金および受益証券の買戻しに係る未払金を表します。（会計年度末時点の純資産に基づく）会計年度末以降に支払われた買戻しおよび発行は、2019年11月30日および2018年11月30日現在の財政状態計算書の未収資本受益証券および未払資本受益証券に反映されます。

2.5 利息収益 / 未収利息

銀行預金の受取利息および債券利息収入は実効金利法で会計処理されます。ファンドに対する利息収益は、財政状態計算書の未収利息に計上されます。

2.6 費用

信託証書の規定に従い、費用は発生主義に基づいて収益に対し計上されます。

2.7 投資

FRS第102号により、報告事業体は、その金融商品を計上する際に、a) 基本的金融商品およびその他の金融商品に関するFRS第102号の全要件、b) IAS第39号「金融商品：認識および測定」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関連するFRS第102号の開示要件のみ、またはc) IFRS第9号「金融商品」の規定の認識および測定、IAS第39号（IFRS第9号に改訂済み）ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関連するFRS第102号の開示要件のみ、のいずれかを適用することを要求されます。ファンドは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関連するFRS第102号の開示要件のみの実施を選択しています。

上場

取引されている投資商品の公正価値は、財政状態計算書日の公表相場価格に基づきます。投資商品は、仲値で評価されます。トラストが保有する金融資産に使用される公表相場価格とは、トラストの評価方針に従った午後4時（グリニッジ標準時間）時点のものです。

上場しているが、理由があってその市場での価格が入手できない投資商品の場合、その価値は実現可能な見込金額とされ、当該価値は管理会社により任命され、また受託会社により当該目的のために承認された適切な人物によって慎重かつ誠実に見積られなければなりません。

非上場

非上場証券は独立した第三者によって提供された情報に基づき値付けされ、また管理会社により任命され、また受託会社により当該目的のために承認された適切な人物によって慎重かつ誠実に見積られなければなりません。許可を受けた証券取引所または証券取引所で取引されていない金融商品に関してはブローカー・ディーラーから時価を入手できない場合、当該商品の公正価値は、直近の独立第三者間の市場取引、実質的に同じである別の商品の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー手法、オプション・プライシング・モデルまたは実際の市場取引から入手した価格の信頼できる見積りを提供するその他の評価手法を含む評価手法を使用して見積られます。

2.8 実現および未実現損益

当会計年度中に発生したすべての実現および未実現損益は包括利益計算書に含まれ、当会計年度中の営業活動による償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産の増加を表しています。信託証書に準拠して、投資に係る純実現および未実現利益は分配されません。

2.9 償還可能参加型受益証券

ファンドは受益証券保有者の選択で償還可能である償還可能受益証券を発行し、負債として分類しています。

2.10 償還可能受益証券保有者への分配

受託会社は、管理会社が決定するとおり当該金額（もしあれば）の分配を実施するための裁量権を留保しており、その場合には、分配はまず利益から支払われ、その後ファンドの資本から支払われることになります。2019年11月30日に終了した会計年度において、分配金はありませんでした（2018年11月30日に終了した会計年度：0米ドル）。

2.11 機能通貨および表示通貨

ファンドの機能通貨は米ドルであり、それはファンドの投資商品の大半が米ドル建てであるという事実を反映しています。表示通貨は米ドルです。

2.12 平準化

ファンドは平準化勘定を維持しているため、受益証券のすべてのコースに関して分配される金額は、発行日の違いに関わらず、同じ種類のすべての受益証券について同じになります。これは、現在の受益者の利益の希薄化を防止するために適用されています。発行日までに計上された利益（もしあれば）を反映する受益証券の発行価格と同じ金額が平準化支払額とみなされます。これは、受益証券が発行された期間と同じ期間に受益者に権利があるファンドに対する最初の分配と一緒に受益者への返金または累積金として取り扱われます。ファンドは、受益証券の最初の発行に関しては平準化を行いません。

3 関連会社との重要な契約および取引

管理会社

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ・リミテッド（ケイマン）がトラストの管理会社です。管理会社はファンドの純資産総額の年率0.02%を受領する権利を有しています。

当会計年度中に、ファンドは19,609米ドル（2018年11月30日：22,883米ドル）の管理報酬を計上し、うち1,503米ドル（2018年11月30日：1,640米ドル）は当会計年度末現在未払いです。

受託会社および管理事務代行会社

BNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドがファンドの受託会社および管理事務代行会社として任命されています。受託会社は、年間80,000米ドルを最低報酬とする条件で、ファンドの資産からファンドの純資産総額の年率0.10%を受託報酬および管理事務代行報酬として受領する権利を有しており、当該報酬は各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。この最低報酬要件は設定日から6か月間は適用されない条件になっています。

当会計年度中に、ファンドは98,360米ドル（2018年11月30日：114,171米ドル）の受託報酬および管理事務代行報酬を計上し、うち40,741米ドル（2018年11月30日：24,259米ドル）は当会計年度末現在未払いです。

投資運用会社

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資を運用するために管理会社の責務をダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドに委譲しています。投資運用会社は、ファンドの資産からファンドの純資産総額の年率0.4%を報酬として受領する権利を有しており、当該報酬は各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。

当会計年度中に、ファンドは392,283米ドル（2018年11月30日：457,955米ドル）の投資運用報酬を計上し、うち30,057米ドル（2018年11月30日：32,713米ドル）は当会計年度末現在未払いです。

投資助言会社

大和アセットマネジメント株式会社は、日本でファンドのために投資助言会社として行動し、ファンドに対して裁量により投資助言を提供する責任があります。

投資助言報酬は投資運用会社によって支払われ、ファンドの資産から支払われることはありません。

資産保管会社

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンはファンドの資産保管会社を務めています。資産保管会社は、年間12,000米ドルを最低報酬とする条件で、ファンドの資産からユーロ市場で保有する資産額の年率0.02%、米国市場で保有する資産額の年率0.0125%を資産保管報酬として受領する権利を有しており、当該報酬は各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。

当会計年度中に、ファンドは63,320米ドル（2018年11月30日：69,726米ドル）の資産保管報酬を計上し、うち24,857米ドル（2018年11月30日：20,483米ドル）は当会計年度末現在未払いです。

管理会社代行サービス会社

管理会社は、大和アセットマネジメント株式会社を管理会社代行サービス会社として任命しています。管理会社代行サービス会社は、ファンドの資産から純資産総額の年率0.2%を報酬として受領する権利を有しており、当該報酬は各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。

当会計年度中に、ファンドは196,082米ドル（2018年11月30日：228,838米ドル）の管理会社代行サービス報酬を計上し、うち15,031米ドル（2018年11月30日：16,413米ドル）は当会計年度末現在未払いです。

副管理事務代行会社

受託会社は、業務提供契約に従い、BNY メロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーをファンドの副管理事務代行会社として任命し、ファンドの日々の管理を実施しています。副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、8,400米ドルに年間の発行済受益証券のコース数を乗じた金額を受領する権利を有しており、当該報酬は各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。さらに、受益証券が募集または買い戻された場合はいつでも、副管理事務代行会社はファンドの資産から取引手数料を受領する権利を有しています。

当会計年度中に、ファンドは83,966米ドル（2018年11月30日：79,509米ドル）の副管理事務代行報酬を計上し、うち32,986米ドル（2018年11月30日：20,100米ドル）は当会計年度末現在未払いです。

販売会社

販売会社は、ファンドの資産から純資産総額の年率0.5%を報酬として受領する権利を有しており、当該報酬は各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。

当会計年度中に、ファンドは490,213米ドル（2018年11月30日：572,093米ドル）の販売報酬を計上し、うち37,576米ドル（2018年11月30日：41,029米ドル）は当会計年度末現在未払いです。

代行協会員

代行協会員は、ファンドの資産から純資産総額の年率0.1%を報酬として受領する権利を有しており、当該報酬は各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。

当会計年度中に、ファンドは98,035米ドル（2018年11月30日：114,418米ドル）の代行協会員報酬を計上し、うち7,515米ドル（2018年11月30日：8,205米ドル）は当会計年度末現在未払いです。

弁護士報酬

当会計年度中に、ファンドは(6,346)米ドル（2018年11月30日：26,839米ドル）の弁護士報酬を計上し、うち5,784米ドル（2018年11月30日：35,825米ドル）は当会計期間末現在未払いです。

４．現金および現金同等物

会計年度末現在、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンに以下の通り現金が保有されています。

	2019年11月30日 米ドル	2018年11月30日 米ドル
銀行預金	3,210,784	6,283,105
	<u>3,210,784</u>	<u>6,283,105</u>

５．発行済受益証券および受益証券１口当たり純資産価格

	米ドル・ コース	豪ドル・ コース	NZドル・ コース	南アフリカ・ ランド・ コース	日本円・ コース	トルコ・ リラ・ コース	米ドル建 ブラジル・ リアル・ ヘッジ コース	米ドル建 豪ドル・ ヘッジ コース
2019年11月30日 2018年11月30日現在 発行済受益証券	82,480	186,043	96,698	289,173	56,195	465,300	45,443	31,670
発行された受益証券	9,110	5,807	4,189	7,397	-	75,569	-	-
買い戻された受益証券	(5,466)	(23,096)	(5,844)	(69,171)	(11,866)	(90,521)	(11,744)	(3,180)
2019年11月30日現在 発行済受益証券	<u>86,124</u>	<u>168,754</u>	<u>95,043</u>	<u>227,399</u>	<u>44,329</u>	<u>450,348</u>	<u>33,699</u>	<u>28,490</u>

	米ドル	豪ドル	ニュージー ランド・ ドル	南アフリカ・ ランド	日本円	トルコ・ リラ	米ドル (ブラジル・ リアル・ ヘッジ コース)	米ドル (豪ドル・ ヘッジ コース)
2019年11月30日現在 受益証券１口当たり 純資産価格	127.50	146.47	145.24	2,014.01	1,132	268.94	88.23	90.69

	米ドル・ コース	豪ドル・ コース	NZドル・ コース	南アフリカ・ ランド・ コース	日本円・ コース	トルコ・ リラ・ コース	米ドル建 ブラジル・ リアル・ ヘッジ コース	米ドル建 豪ドル・ ヘッジ コース
2018年11月30日 2017年11月30日現在 発行済受益証券	104,870	189,670	101,093	379,942	59,933	453,659	51,150	40,230
発行された受益証券	6,139	12,445	3,716	6,706	-	92,088	360	-
買い戻された受益証券	(28,529)	(16,072)	(8,111)	(97,475)	(3,738)	(80,447)	(6,067)	(8,560)
2018年11月30日現在 発行済受益証券	<u>82,480</u>	<u>186,043</u>	<u>96,698</u>	<u>289,173</u>	<u>56,195</u>	<u>465,300</u>	<u>45,443</u>	<u>31,670</u>

	米ドル	豪ドル	ニュージ ランド・ ドル	南アフリカ・ ランド	日本円	トルコ・ リラ	（ブラジル・ リアル・ ヘッジ コース）	米ドル （豪ドル・ ヘッジ コース）
2018年11月30日現在								
受益証券 1 口当たり								
純資産価格	116.31	135.05	133.96	1,767.15	1,067	206.46	86.53	90.30

議決権

受託会社は、信託証書の要項により要求される場合、提案された議案が受益者決議である場合には受益証券 1 口当たり純資産価格の総額が全サブ・ファンドの純資産総額の 3 分の 1 以上を保有する登録受益者の書面による要求に応じて、または提案された議案がファンド決議である場合には当該ファンドの受益証券口数の 3 分の 1 以上を保有する登録受益者の書面による要求に応じて、招集通知に記載される日時および場所において、全受益者集会またはファンドの受益者集会（場合によります。）を招集します。全受益者集会について場所、日付および時間ならびに当該集会で提案される決議の概要を記載した15日前の書面による通知は、受託会社により、全受益者会議の場合には各受益証券保有者に対して、またはファンドの受益者会議の場合はかかるファンドの受益証券保有者に対して送付されます。受益者集会の基準日は、当該招集通知に明記される日付の21日以上前とします。不注意から招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該受益者集会の議事は無効とはなりません。受託会社または管理会社の取締役またはその他の授權された役員は、受益者集会に出席し、かつ発言することができます。定足数の要件は、受益者が 1 名である場合（かかる場合、定足数は当該 1 名の受益者としてします。）を除き、2 名の受益者としてします。受益者集会において、受益者集会の決議に付される決議は、書面による投票で採決します。議案が受益者決議である場合には受益証券 1 口当たり純資産価格の総額が全サブ・ファンドの純資産総額の 50% 以上を保有する受益者により承認される場合、または議案がファンド決議である場合には発行済の関連するサブ・ファンドの受益証券口数の 2 分の 1 以上を保有する受益者により承認される場合、投票の結果は、受益者集会の決議とみなされます。受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会開催日の直前の関連する評価日の評価時点に行われます。投票において、議決は本人または代理人により行使することができます。

受益証券の停止

受託会社は、その単独の裁量により、各コースのファンドの受益証券の発行および買戻しの計算の停止、および / または、買戻しのためにファンドの受益証券を提出している者に対する買戻金の支払期間の延長を、以下の期間の全部もしくは一部の間行うことができます。

- かかるファンドの投資対象の相当部分が上場され、相場が付され、取引されもしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭取引市場が閉鎖されている期間（通常の週末および公休日の閉鎖を除きます。）、または当該取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間
- 管理会社の意見によれば、結果的にファンドが投資対象の処分をすることが合理的に实际的でない状況、または結果的に当該処分がファンドの受益者を著しく害するような状況が存在する場合
- 投資対象の価額もしくはファンドの純資産総額を確定する際に通常採用されているいずれかの手法に問題が生じている場合、または何らかの他の理由により、いずれかの投資対象もしくは他の資産の価額もしくはファンドの純資産総額が、管理会社の意見によれば、合理的にもしくは公正に確定できない場合
- ファンドの投資対象の償還もしくは換金または当該償還もしくは換金に伴う資金の移転が、管理会社の意見によれば、通常の価格もしくは通常の為替レートで実行できない場合
- ファンドの運営に関連する受託会社もしくは管理会社の事業運営が、伝染病、戦争行為、テロリズム、反逆行為、革命、市民不安、騒乱、ストライキもしくは天災の結果またはそれらに起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される期間

ファンドの全受益者には、停止から30日以内に当該停止に関して書面で通知され、当該停止の終了時には速やかに通知されます。

6 . ソフト・コミッション

2019年11月30日および2018年11月30日に終了した会計年度において、ファンドの管理会社と管理事務代行会社が関与するソフト・コミッション契約はありません。

7. 金融商品および関連するリスク

ファンドはその活動により、様々な金融リスクにさらされています。金融リスクとは、市場リスク（為替リスク、金利リスクおよび市場価格変動リスクを含みます。）、信用・取引相手リスクおよび流動性リスクをいい、当注記において説明されています。

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ・リミテッド（ケイマン）はファンドの管理会社です。信託証書に基づき、管理会社はファンドの各コースの資産の投資および再投資の運用、ファンドの各コースに関して資金を借り入れる権力の行使、ファンドの各コースの受益証券の発行および買戻し、ならびにファンドの各コースのリスク管理に対する責務があります。

(a) 市場リスク

市場リスクとは、ある金融商品の将来キャッシュ・フローの公正価値が市場価格の変化により変動するリスクです。市場リスクは、金利リスク、為替リスクおよび市場価格変動リスクという3種類のリスクから構成されます。

ファンドは、債券および債券市場での短期の市場変動に対して優位に立つために、金融商品を取引し、取引所で取引されるデリバティブおよび店頭デリバティブによるポジションをとります。従って、ファンドは為替先渡契約、オプションおよび金融先物を売買することがあります。ファンドは定められた制限内でそのような取引を行います。

2019年11月30日および2018年11月30日に終了した会計年度において、ファンドはデリバティブ為替先渡契約のオープン・ポジションを有しています。

すべての証券投資には資本損失リスクがあります。投資運用会社は、ファンドの投資目的により明記された制限内で証券およびその他の金融商品を注意深く選択することで当該リスクを緩和しています。金融商品から生じる最大限のリスクは、当該金融商品の公正価値によって決定されます。

市場リスクは、投資運用会社により毎日監視されています。

() 為替リスク

為替リスクとは、為替レートの変動により金融商品の公正価値が変動するリスクとして定義されています。当該リスクは、測定に使用する機能通貨以外の通貨建ての金融資産に関して発生します。投資運用会社は、基準通貨以外のコースの為替リスクをヘッジするために、または、基準通貨コース以外の通貨の投機のために、為替先渡契約などのデリバティブ商品を使用します。為替先渡契約について生じた損益は、これら個別の発行済受益証券に配賦されます。すべての為替取引は満期が1～3か月の為替先渡契約を通じてヘッジされています。

豪ドル・コース、NZドル・コース、南アフリカ・ランド・コース、日本円・コース、トルコ・リラ・コースに関しては、投資運用会社は、為替取引を利用して、米ドルを売却し、受益証券の基準通貨を購入することで為替リスクの軽減を図っています。米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび米ドル建 豪ドル・ヘッジコースでは、為替取引は米ドルを売却し、該当する取引対象通貨を購入してかかる受益証券の受益者の計算において締結されます。かかる為替取引の結果、かかる受益証券コースの投資家は該当する取引対象通貨と受益証券コースの基準通貨である米ドルとの間の為替変動リスクにさらされることになります。

2019年11月30日および2018年11月30日現在、ファンドが保有する為替先渡契約は以下の通りです。

2019年11月30日

為替先渡契約 - 未実現利益

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益 米ドル
豪ドル・コース					
米ドル	9,460	豪ドル	13,937	2019年12月30日	25
NZドル・コース					
ニュージーランド・ドル	13,733,925	米ドル	8,806,809	2019年12月30日	13,568

米ドル建 豪ドル・ヘッジコース

米ドル	20,875	豪ドル	30,707	2019年12月30日	86
米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコース					
米ドル	21,425	ブラジル・リアル	90,582	2019年12月30日	37
南アフリカ・ランド・コース					
南アフリカ・ランド	455,309,059	米ドル	30,857,033	2019年12月30日	74,380
為替先渡契約に係る未実現利益合計					88,096

為替先渡契約 - 未実現損失

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現損失 米ドル
豪ドル・コース					
豪ドル	24,605,417	米ドル	16,726,976	2019年12月30日	(68,464)
日本円・コース					
日本円	49,934,085	米ドル	460,822	2019年12月30日	(3,512)
トルコ・リラ・コース					
トルコ・リラ	120,807,737	米ドル	21,025,427	2019年12月30日	(166,881)
米ドル	102,863	トルコ・リラ	598,066	2019年12月30日	(409)
米ドル建 豪ドル・ヘッジコース					
豪ドル	3,850,203	米ドル	2,617,402	2019年12月30日	(10,723)
米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコース					
ブラジル・リアル	13,227,658	米ドル	3,135,077	2019年12月30日	(11,798)
南アフリカ・ランド・コース					
米ドル	7,461	南アフリカ・ランド	110,097	2019年12月30日	(18)
為替先渡契約に係る未実現損失合計					(261,805)

上記の為替先渡契約の契約相手はすべてザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンです。

2018年11月30日

為替先渡契約 - 未実現利益

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益 米ドル
豪ドル・コース					
豪ドル	25,220,926	米ドル	18,317,025	2018年12月28日	109,721
NZドル・コース					
ニュージーランド・ドル	12,971,575	米ドル	8,874,082	2018年12月28日	40,138
トルコ・リラ・コース					
トルコ・リラ	96,049,698	米ドル	17,741,971	2018年12月28日	261,347
米ドル	15,591	トルコ・リラ	81,872	2018年12月28日	253
米ドル建 豪ドル・ヘッジコース					
豪ドル	3,922,400	米ドル	2,848,694	2018年12月28日	17,073
南アフリカ・ランド・コース					
南アフリカ・ランド	513,998,357	米ドル	36,826,940	2018年12月28日	114,324
為替先渡契約に係る未実現利益合計					542,856

為替先渡契約 - 未実現損失

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現損失 米ドル
豪ドル・コース					
米ドル	41,337	豪ドル	57,239	2018年12月28日	(482)
日本円・コース					
日本円	60,064,571	米ドル	532,708	2018年12月28日	(2,092)
トルコ・リラ・コース					

米ドル	49,727	トルコ・リラ	265,699	2018年12月28日	(64)
米ドル建 豪ドル・ヘッジコース					
米ドル	32,985	豪ドル	45,673	2018年12月28日	(384)
米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコース					
ブラジル・リアル	15,582,790	米ドル	4,102,912	2018年12月28日	(86,418)
米ドル	10,337	ブラジル・リアル	40,285	2018年12月28日	(47)
南アフリカ・ランド・コース					
米ドル	282,531	南アフリカ・ランド	3,933,760	2018年12月28日	(187)
為替先渡契約に係る未実現損失合計					<u>(89,674)</u>

上記の為替先渡契約の契約相手はすべてザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンでした。

為替リスク感応度分析

2019年11月30日現在、米ドルが豪ドル、ブラジル・リアル、日本円、ニュージーランド・ドル、トルコ・リラおよび南アフリカ・ランドに対して5%ドル高となった場合、償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産は以下に示す通り（増）減することになります。

	貨幣性	非貨幣性	為替 エクスポージャー	感応度の 変化	2019年
	米ドル	米ドル	米ドル	%	米ドル
豪ドル	19,280,072	-	19,280,072	5 %	964,004
合計	19,280,072	-	19,280,072		964,004
ブラジル・リアル	3,101,891	-	3,101,891	5 %	155,095
合計	3,101,891	-	3,101,891		155,095
日本円	491,358	-	491,358	5 %	24,568
合計	491,358	-	491,358		24,568
ニュージーランド・ドル	8,883,399	-	8,883,399	5 %	444,170
合計	8,883,399	-	8,883,399		444,170
トルコ・リラ	20,941,384	-	20,941,384	5 %	1,047,069
合計	20,941,384	-	20,941,384		1,047,069
南アフリカ・ランド	31,153,909	-	31,153,909	5 %	1,557,695
合計	31,153,909	-	31,153,909		1,557,695

上記の感応度分析は、他のすべての変数が一定とした場合の、為替レート of の合理的な変動に関する仮定に基づいています。実際の取引結果は上記の感応度分析とは異なり、大きな差額が生じる可能性があります。

2018年11月30日現在、米ドルが豪ドル、ブラジル・リアル、日本円、ニュージーランド・ドル、トルコ・リラおよび南アフリカ・ランドに対して5%ドル高となった場合、償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産は以下に示す通り（増）減することになります。

	貨幣性	非貨幣性	為替 エクスポージャー	感応度の 変化	2018年
	米ドル	米ドル	米ドル	%	米ドル
豪ドル	21,273,509	-	21,273,509	5 %	1,063,675
合計	21,273,509	-	21,273,509		1,063,675
ブラジル・レアル	4,006,111	-	4,006,111	5 %	200,306
合計	4,006,111	-	4,006,111		200,306
日本円	563,092	-	563,092	5 %	28,155
合計	563,092	-	563,092		28,155
ニュージーランド・ドル	8,982,506	-	8,982,506	5 %	449,125
合計	8,982,506	-	8,982,506		449,125
トルコ・リラ	18,246,517	-	18,246,517	5 %	912,326
合計	18,246,517	-	18,246,517		912,326
南アフリカ・ランド	36,958,915	-	36,958,915	5 %	1,847,946
合計	36,958,915	-	36,958,915		1,847,946

上記の感応度分析は、他のすべての変数が一定とした場合の、為替レートの合理的な変動に関する仮定に基づいています。実際の取引結果は上記の感応度分析とは異なり、大きな差額が生じる可能性があります。

（ ） 金利リスク

ファンドの金融資産の大半は利付商品です。その結果、ファンドは公正価値金利変動リスクにさらされています。これは市場金利水準の変動により、金融資産の公正価値が変化するリスクです。ファンドは経済データを利用して、金利見通しをたてています。データはブルームバーグ経由で集められ、毎日監視されます。これに加え、投資銀行、中央銀行およびその他の資産運用会社を含む様々な情報源の見解が考慮されます。技術的分析の使用の程度は低いですが、財務省証券価格、スワップ価格および為替など金利に左右される商品の分析の際には有効です。この追加データは、現在の経済情勢の展開とともに、より大きな構図の一部として考慮されます。金利リスクは、ファンドが経済サイクルのどの位置にいるのか、また現在の投資利回りが金利の将来の方向性に関する見解を織り込んでいるかどうかにより管理されます。一般的には、特定の見解に対し適度な傾度を持つバランスのとれたポートフォリオを保有することを方針としています。そうすることで、ポートフォリオに対する予期しないショックを最小限に抑えることができ、また金利情勢が明らかになった場合にファンドは利益が獲得できると考えられる時点でポジションを積み増すことができます。

金利エクスポージャーは、ポートフォリオのデュレーションの計算によって算出されます。指標値からのデュレーションの偏差は、投資運用会社により毎日比較され、注視されています。

修正デュレーション

修正デュレーションは確定利付債券価格の変動であり、金利の変動により生じます。デュレーションは年数で表されます。例えば、8.38年のデュレーションは、もし金利が1%上昇すれば債券価格が8.38%下落し、もし金利が1%下落すれば債券価格が8.38%上昇することを意味します。デュレーションは債券が返済される期間の長さに関する加重測定値です。満期日とは異なり、デュレーションは債券の保有期間中に発生する金利の支払いを考慮に入れます。基本的に、デュレーションは債券または債券ポートフォリオからのすべての収益フローに対する加重平均された満期です。

投資家はデュレーションを使用して債券のボラティリティを測定します。通常、デュレーションが長くなれば（投資家は大部分が返済されるのをより長く待つ必要があります。）、金利の上昇局面で債券価格はより下落します。もちろん、追加リスクを取ることで、より大きな収益が期待されます。投資家が債券保有期間中に金利が下落すると予想する場合、長いデュレーションの債券のほうが短いデュレーションを持つ類似の債券よりも価格が上昇するため、長いデュレーションの債券のほうが魅力的となるでしょう。

限界

金利・価格感応度の測定値としてのデュレーションの限界の1つは、それが線型の測定値であることです。つまりデュレーションは、金利が特定のパーセンテージで変動すれば、市場価格も同等に変化することを前提としています。しかし金利が変動すると、債券価格は線型の変動ではなく、金利に対しいくらか曲線を描いて、または凸状に変動します。

感応度分析

2019年11月30日

ポートフォリオの市場価値合計90,941,050米ドルに基づき、修正デュレーションを8.38、金利の合理的な変動を1%とすると、ファンドの価値の変動は約7,620,860米ドルとなります。

下記は金利リスクに対するファンドのエクスポージャーの要約です。下記には、契約上の価格改定日または満期日の早い順に分類された、公正価値でのファンドの資産およびトレーディング負債が含まれています。

	2019年11月30日				
	1年未満 米ドル	1～5年 米ドル	5年超 米ドル	非利付商品 米ドル	現在合計 米ドル
現金および現金同等物	3,210,784	-	-	-	3,210,784
損益を通じて公正価値評価 される金融資産	1,011,350	13,162,266	76,767,434	88,096	91,029,146
未収利息	-	-	-	1,198,848	1,198,848
未収資本受益証券	-	-	-	43,850	43,850
前払金および未収金	-	-	-	8,659	8,659
資産合計	4,222,134	13,162,266	76,767,434	1,339,453	95,491,287
損益を通じて公正価値評価 される金融負債	-	-	-	(261,805)	(261,805)
未払資本受益証券	-	-	-	(40,277)	(40,277)
未払費用	-	-	-	(270,049)	(270,049)
負債合計（償還可能参加型 受益証券保有者に帰属する 純資産を除く）	-	-	-	(572,131)	(572,131)
金利感応度ギャップ	4,222,134	13,162,266	76,767,434	767,322	94,919,156

2018年11月30日

ポートフォリオの市場価値合計91,230,886米ドルに基づき、修正デュレーションを7.24、金利の合理的な変動を1%とすると、ファンドの価値の変動は約6,605,116米ドルとなります。

下記は金利リスクに対するファンドのエクスポージャーの要約です。下記には、契約上の価格改定日または満期日の早い順に分類された、公正価値でのファンドの資産およびトレーディング負債が含まれています。

	2018年11月30日				
	1年未満 米ドル	1～5年 米ドル	5年超 米ドル	非利付商品 米ドル	現在合計 米ドル
現金および現金同等物	6,283,105	-	-	-	6,283,105
損益を通じて公正価値評価 される金融資産	3,985,000	13,859,505	73,386,381	542,856	91,773,742
未収利息	-	-	-	1,494,449	1,494,449
未収資本受益証券	-	-	-	158,938	158,938
資産合計	10,268,105	13,859,505	73,386,381	2,196,243	99,710,234
損益を通じて公正価値評価 される金融負債	-	-	-	(89,674)	(89,674)
未払資本受益証券	-	-	-	(15,597)	(15,597)
未払費用	-	-	-	(293,076)	(293,076)
負債合計（償還可能参加型 受益証券保有者に帰属する 純資産を除く）	-	-	-	(398,347)	(398,347)
金利感応度ギャップ	10,268,105	13,859,505	73,386,381	1,797,896	99,311,887

（ ） 市場価格リスク

ファンドの負債証券は、当該商品の将来の価格に関する不確実性から生じる市場価格リスクに影響されます。市場リスクは、投資運用会社により毎日監視されています。

2019年11月30日および2018年11月30日現在、全般的な市場エクスポージャーは以下の通りです。

	公正価値 2019年 米ドル	純資産比率 2019年 %	公正価値 2018年 米ドル	純資産比率 2018年 %
公正価値評価が指定された欧州債券	35,745,660	37.67	32,332,614	32.55
公正価値評価が指定されたインドネシア債券	7,950,333	8.37	7,893,125	7.95
公正価値評価が指定されたメキシコ債券	11,062,606	11.65	10,965,409	11.04
公正価値評価が指定されたフィリピン債券	2,669,687	2.81	2,422,500	2.44
公正価値評価が指定された南アフリカ債券	1,394,089	1.47	433,750	0.44
公正価値評価が指定された南米債券	27,919,534	29.42	33,222,004	33.45
公正価値評価が指定された米国債券	4,199,141	4.42	3,961,484	3.99
合計	90,941,050	95.81	91,230,886	91.86

ファンドの主要な投資は債券であるため、市場リスクの感応度分析は金利リスクの感応度分析でカバーされます。

以下は、投資ポートフォリオにおける重要なセクター別の比率をまとめたものです。

	2019年11月30日	2018年11月30日
セクター	ファンドの債券ポートフォリオ（％）	ファンドの債券ポートフォリオ（％）
政府機関債	4.92％	5.42％
国債	95.08％	93.32％
地方債	-	1.26％
合計	100.00％	100.00％

(b) 流動性リスク

ファンドにより投資される投資対象のすべてが上場されまたは格付を付与されているわけではなく、その結果流動性が低いことがあります。さらに、一部の投資対象の買い集めおよび保有の処分には時間がかかることがあり、望ましくない価格で行わなければならないこともあります。不利な市場環境で流動性が制限された結果、ファンドが公正価格で資産の処分をすることが難しい場合もあります。証券売却のためにすべての買戻しには3営業日の通知期間が与えられています。しかし、市場が手薄になったり不利になったりした場合の予期しない大量の資金流出をカバーするために、ファンドの純資産総額の10％を上限としてザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンに当座貸越枠が設けられています。

受託会社は、その単独の裁量により、信託証書の条項の第7条および第14条に従い、ファンドの純資産価額の計算を停止し、ならびに／または当該ファンドの受益証券の発行および買戻しを停止することができます。ダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ・リミテッド（ケイマン）は、管理会社として、必要に応じ、突然のまたは予期せぬ状況に関する問題に対処するため、信託証書および英文目論見書に記載されている条項に従うものとします。

買戻しの通告は、毎日、ロンドン時間で3営業日で受領され、募集は4営業日かかる可能性もあります（アイルランド、英国、日本および該当する現地の通貨銀行の休日を除きます。）。制限条項はありません。証券は、買戻しの資金調達のために売却可能です。

ファンドの資産は主に容易に換金可能な証券で構成されています。投資運用会社は通常、時折発生する未払いの負債に充当するために現金も保有しています。すべての換金可能有価証券について表示している投資有価証券明細表を参照のこと。

流動性リスクは投資運用会社によって毎日監視されています。

下記は、2019年11月30日および2018年11月30日現在のファンドの債務を表しています。

	1 か月未満 米ドル	1 か月以上 米ドル
2019年11月30日現在		
損益を通じて公正価値評価される金融負債	(261,805)	-
ブローカーから受領した証拠金勘定	-	-
未払分配金	-	-
未払資本受益証券	(40,277)	-
ブローカーへの債務	-	-
未払費用	(270,049)	-
償還可能受益証券	(94,919,156)	-
金融負債合計	(95,491,287)	-
2018年11月30日現在		
損益を通じて公正価値評価される金融負債	(89,674)	-
未払資本受益証券	(15,597)	-
未払費用	(293,076)	-
償還可能受益証券	(99,311,887)	-
金融負債合計	(99,710,234)	-

(c) 信用リスク

ファンドが投資する投資対象の発行体が、当該投資対象に投資された金額または当該投資対象について期限の到来している支払いの一部または全部の損失をもたらす信用不安にさらされないことは保証できません。ファンドはまた、ファンドが取引を行いまたはデリバティブ金融商品取引に関して証拠金または担保を設定している取引相手方に関する信用リスクにもさらされ、取引相手方の債務不履行のリスクを負うこともあります。

2019年11月30日に終了した会計年度において、報告日現在の信用リスクに対するエクスポージャーは下記で分析されています。投資運用会社はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンに関して完全な資産精査を実施しています。これはファンドが運用を開始する前に実施され、投資運用会社はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンのダブリンおよびブリュッセル事務所への訪問も実施しています。投資運用会社はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン内のシステム、チーム構造などを詳細に記載した調査報告書をまとめました。

投資運用会社は、2年ごとにBNYダブリンに対してアンチ・マネーロンダリングの資産精査訪問を行っています。その間の年にはデスクトップレビューを行い、一切の情報に変更がないことを確認しています。さらに、投資運用会社は、毎年または隔年（通常は毎年）、BNYヴロツワフに対して価格設定および純資産価額算定管理訪問を実施しています。これらの訪問は、コンプライアンス・オフィサーおよび関連投資チームのメンバーが実施しています。さらに、コンプライアンス・オフィサーは毎年、BNYにISAE 3402の管理レポートを要求し、管理上の不備がないかレビューを行います。

2019年11月30日現在、信用リスクにさらされている為替先渡契約に係る未実現利益は88,096米ドル（2018年11月30日：542,856米ドル）です。

為替先渡契約は、評判のよい会社であり、高い信用格付を有しているザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンにより保有されています。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、S&Pグローバル・レーティングによるAA-、ムーディーズによるAa2およびフィッチによるAAの信用格付けを有しています。

2019年11月30日および2018年11月30日現在、現金および現金同等物はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンで保管されています。

2019年11月30日および2018年11月30日現在、国債は資産保管会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンで保管されています。

投資運用会社は、資産保管会社に付随するリスクが最小限であることに満足しています。

信用リスクは投資運用会社によって毎日監視されています。

2019年11月30日および2018年11月30日現在、ムーディーズおよびS&Pグローバル・レーティングによる債券ごとの格付の内訳は以下の通りです。

格付分類によるポートフォリオ	純資産比率	純資産比率
格付	2019年11月30日	2018年11月30日
Aaa	4.42	3.99
A3	10.62	12.99
B1	11.95	4.01
B2	5.52	11.05
Baa1	1.34	1.61
Baa2	21.05	9.57
Baa3	20.93	14.00
Ba1	-	6.41
Ba2	15.39	17.51
Ba3	-	10.23
Caa1	4.59	-
Caa2	-	0.49
合計	95.81	91.86

8. 損益を通じて公正価値評価される金融商品

公正価値見積り

ファンドは、測定時に用いられたインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類することが要求されます。

公正価値ヒエラルキーは、以下の通り分類しています。

レベル1 - 同一の資産または負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格

レベル2 - レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について、直接的（すなわち、価格として）もしくは間接的（すなわち、価格から算出されるもの）に観察可能なもの

レベル3 - 観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）

「観察可能」を構成するものを決定するには、ファンドによる重要な判断が要求されます。ファンドは、容易に入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性がありかつ検証可能な、独占的なものでない、および関連市場において積極的に関与している独立したソースによって提供される市場データを観察可能データとみなしています。

さらに、重大な観察不能なインプット（レベル3）である金融商品は、当該基準により以下を開示することが要求されます。レベル3への振替およびレベル3からの振替、期初および期末残高の調整表、包括利益計算書に認識した損益と総認識利得損失計算書を通じて認識した金額とに区分される当会計期間利得または損失の合計額、購入、売却、発行および決済額、ならびに公正価値のレベル3のポジションを決定する際に用いた仮定の感応度分析。

2019年11月30日および2018年11月30日現在、レベル2に分類される有価証券の価値は以下の通りです。

	2019年11月30日現在 レベル2 米ドル	2018年11月30日現在 レベル2 米ドル
損益を通じて公正価値評価されると指定されたもの		
金融資産		
政府機関債	4,482,202	4,946,482
国債	86,458,848	85,134,189
地方債	-	1,150,215
為替先渡契約に係る未実現利益	88,096	542,856
金融資産合計	<u>91,029,146</u>	<u>91,773,742</u>
金融負債		
為替先渡契約に係る未実現損失	(261,805)	(89,674)
金融負債合計	<u>(261,805)</u>	<u>(89,674)</u>

2019年11月30日および2018年11月30日に終了した会計年度において、レベル2として保有する証券のレベル間での移動はありませんでした。レベル2に分類された証券に関する評価方針は注記2.7に開示されています。

9. 実現および未実現純利益および損失

2019年11月30日および2018年11月30日に終了した会計年度の包括利益計算書に示された損益を通じて公正価値評価される金融資産および負債に係る純損益は以下のように分析されます。

	2019年11月30日に 終了した会計年度 米ドル	2018年11月30日に 終了した会計年度 米ドル
投資有価証券に係る実現純損失	(3,946,155)	(3,065,493)
外貨および為替先渡契約に係る実現純損失	<u>(994,921)</u>	<u>(420,976)</u>
純実現投資損失	<u>(4,941,076)</u>	<u>(3,486,469)</u>
投資有価証券に係る未実現利益 / (損失) の純変動	8,984,567	(11,728,753)
外貨および為替先渡契約に係る未実現損失の純変動	<u>(669,435)</u>	<u>(634,608)</u>
未実現投資利益 / (損失) の純変動	<u>8,315,132</u>	<u>(12,363,361)</u>
損益を通じて公正価値評価される金融資産および負債に係る 純利益 / (損失)	<u>3,374,056</u>	<u>(15,849,830)</u>

10. 関連当事者取引

ある当事者が別の当事者を支配するか、他の当事者が財務上または経営上の決定を行う際に重要な影響力がある場合、両当事者は関連しているとみなされます。2019年11月30日および2018年11月30日現在、関連当事者は以下の通りです。

管理会社 - ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

投資運用会社 - ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

投資助言会社および管理会社代行サービス会社 - 大和アセットマネジメント株式会社

販売会社、代行協会員および受益証券保有者 - 大和証券株式会社

取締役 - 3頁（注：原文）を参照してください。

受託会社および管理事務代行会社 - BNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド

副管理事務代行会社 - BNY メロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー

資産保管会社 - ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

上記に関する報酬の詳細は、注記3に記載されています。

2019年11月30日および2018年11月30日現在、以下の受益証券保有者がファンドに対して以下の投資を行い、関連当事者とみなされています。

トラス	受益証券保有者	2019年11月30日 現在保有受益証券 口数	2018年11月30日 現在保有受益証券 口数	受益証券 総口数に 対する 比率
ダイワ新興国債券ファンド - 通貨タワー - 米ドル・コース	大和証券株式会社	86,124	82,480	100%
ダイワ新興国債券ファンド - 通貨タワー - 豪ドル・コース	大和証券株式会社	168,754	186,043	100%
ダイワ新興国債券ファンド - 通貨タワー - NZドル・コース	大和証券株式会社	95,043	96,698	100%
ダイワ新興国債券ファンド - 通貨タワー - 南アフリカ・ラン ド・コース	大和証券株式会社	227,399	289,173	100%
ダイワ新興国債券ファンド - 通貨タワー - 日本円・コース	大和証券株式会社	44,329	56,195	100%
ダイワ新興国債券ファンド - 通貨タワー - トルコ・リラ・ コース	大和証券株式会社	450,348	465,300	100%
ダイワ新興国債券ファンド - 通貨タワー - 米ドル建 ブラジ ル・リアル・ヘッジコース	大和証券株式会社	33,699	45,443	100%
ダイワ新興国債券ファンド - 通貨タワー - 米ドル建 豪ドル・ ヘッジコース	大和証券株式会社	28,490	31,670	100%

11. 税金

現行のケイマン諸島の法律に基づき、トラストが支払うべき所得税、不動産税、法人税、キャピタルゲイン税、またはその他のケイマン諸島の税金はありません。従って、財務書類には納税引当金は設定されていません。トラストは一定の利息、配当およびキャピタルゲインに関し外国源泉徴収税の対象となる可能性があります。

12. 為替レート

外貨建取引は、取引日における換算レートを使用して、機能通貨へ換算されます。これらの取引の決済と外貨建貨幣性資産および負債を会計年度末日に換算替えすることにより生じる外貨換算差損益は、包括利益計算書で認識されます。

2019年11月30日現在、使用された為替レートは以下の通りです。

財政状態計算書		包括利益計算書および償還可能参加型受益証券 保有者に帰属する純資産変動計算書	
2019年11月30日現在		2019年11月30日に終了した会計年度の平均	
1.478415豪ドル	1米ドル	1.433670豪ドル	1米ドル
4.228300ブラジル・レアル	1米ドル	3.923715ブラジル・レアル	1米ドル
109.510000円	1米ドル	109.267473円	1米ドル
1.557875ニュージーランド・ドル	1米ドル	1.514013ニュージーランド・ドル	1米ドル
5.743500トルコ・リラ	1米ドル	5.636330トルコ・リラ	1米ドル
14.653000南アフリカ・ランド	1米ドル	14.428977南アフリカ・ランド	1米ドル

2018年11月30日現在、使用された為替レートは以下の通りです。

財政状態計算書		包括利益計算書および償還可能参加型受益証券 保有者に帰属する純資産変動計算書	
2018年11月30日現在		2018年11月30日に終了した会計年度の平均	
1.369394豪ドル	1米ドル	1.331869豪ドル	1米ドル
3.874800ブラジル・レアル	1米ドル	3.605677ブラジル・レアル	1米ドル
113.550000円	1米ドル	110.483315円	1米ドル
1.455816ニュージーランド・ドル	1米ドル	1.443566ニュージーランド・ドル	1米ドル
5.249350トルコ・リラ	1米ドル	4.721173トルコ・リラ	1米ドル
13.866250南アフリカ・ランド	1米ドル	13.153705南アフリカ・ランド	1米ドル

13. 購入および売却

ポートフォリオの変更にに関する全明細書は、受益者の要求に応じて入手可能となります。

14. 評価日

本財務書類は、2019年11月29日付で計算された当会計年度のファンドの最終評価日に基づき、同日付の価格で作成されています。2018年11月30日現在の比較数値は、2018年11月30日付で計算された前会計年度のファンドの最終評価日に基づき、同日付の価格で作成されています。

15. 当会計年度中の重要な事象

2018年12月15日付で、山部努氏が管理会社の取締役を辞任し、松葉恭明氏が管理会社の取締役に任命されました。

当会計年度中のその他の重要な事象はありませんでした。

16. 後発事象

2020年1月より、世界の金融市場は、COVID-19として知られる新型コロナウイルスの拡大による重大なボラティリティを経験しており、また今後も引き続き経験する可能性があります。COVID-19のアウトブレイクは、旅行および国境の制限、検疫、サプライ・チェーンの混乱、消費者需要の低迷ならびに一般的な市場の不確実性を招いています。COVID-19は、世界経済、特定の諸国および個々の発行体に悪影響を及ぼしており、また、今後も引き続き及ぼす可能性があり、これらすべてがファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

財務書類での開示が必要な当会計年度末以降のその他の後発事象はありませんでした。

17. 財務書類の承認

当財務書類は、2020年4月8日、受託会社によって承認されました。

（３）【投資有価証券明細表等】

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型） - 通貨タワー -
2019年11月30日に終了した会計年度の年次報告書および財務書類

投資有価証券明細表
2019年11月30日現在

名目	銘柄	時価	純資産
保有高		米ドル	比率
政府機関債（2018年11月30日：4,946,482米ドル）			
500,000	Comision Federal de Electricidad 'REGS' 4.750% 23/02/2027	525,020	0.55
700,000	Comision Federal de Electricidad 'REGS' 4.875% 15/01/2024	750,463	0.79
1,000,000	Petroleos Mexicanos 6.500% 13/03/2027	1,047,056	1.10
2,000,000	Petroleos Mexicanos 6.875% 04/08/2026	2,159,663	2.28
政府機関債合計		4,482,202	4.72
国債（2018年11月30日：85,134,189米ドル）			
2,000,000	Argentine Republic Government International Bond 6.625% 06/07/2028	810,000	0.85
2,000,000	Argentine Republic Government International Bond 6.875% 22/04/2021	900,000	0.95
2,500,000	Argentine Republic Government International Bond 7.125% 06/07/2036	1,006,250	1.06
4,000,000	Argentine Republic Government International Bond 7.500% 22/04/2026	1,745,000	1.84
2,000,000	Argentine Republic Government International Bond Step-Up Coupon 3.750% 31/12/2038	777,500	0.82
4,200,000	Brazilian Government International Bond 4.250% 07/01/2025	4,446,750	4.69
2,700,000	Brazilian Government International Bond 5.625% 21/02/2047	2,983,500	3.14
800,000	Brazilian Government International Bond 8.250% 20/01/2034	1,099,000	1.16
1,000,000	Brazilian Government International Bond 8.750% 04/02/2025	1,283,750	1.35
3,000,000	Colombia Government International Bond 2.625% 15/03/2023	3,004,500	3.17
1,000,000	Colombia Government International Bond 4.500% 28/01/2026	1,083,438	1.14
2,000,000	Colombia Government International Bond 5.625% 26/02/2044	2,455,000	2.59
2,000,000	Colombia Government International Bond 7.375% 18/09/2037	2,817,500	2.97
3,300,000	Croatia Government International Bond 'REGS' 5.500% 04/04/2023	3,644,206	3.84
1,000,000	Croatia Government International Bond 'REGS' 6.000% 26/01/2024	1,148,740	1.21
1,500,000	Hungary Government International Bond 7.625% 29/03/2041	2,449,687	2.58
2,000,000	Indonesia Government International Bond 'REGS' 4.625% 15/04/2043	2,233,070	2.35
1,500,000	Indonesia Government International Bond 'REGS' 5.250% 17/01/2042	1,796,280	1.89
2,000,000	Indonesia Government International Bond 'REGS' 6.750% 15/01/2044	2,870,080	3.02
700,000	Indonesia Government International Bond 'REGS' 7.750% 17/01/2038	1,050,903	1.11
3,000,000	Mexico Government International Bond 7.500% 08/04/2033	4,253,616	4.48
2,000,000	Mexico Government International Bond 'GMTN' 5.750% 12/10/2110	2,326,788	2.45
2,000,000	Peruvian Government International Bond 4.125% 25/08/2027	2,242,568	2.36
1,000,000	Peruvian Government International Bond 7.350% 21/07/2025	1,264,778	1.33
1,000,000	Philippine Government International Bond 5.500% 30/03/2026	1,189,687	1.25
1,000,000	Philippine Government International Bond 7.750% 14/01/2031	1,480,000	1.56
500,000	Republic of South Africa Government International Bond 4.300% 12/10/2028	485,867	0.51
1,000,000	Republic of South Africa Government International Bond 5.000% 12/10/2046	908,222	0.96
2,000,000	Romanian Government International Bond 'REGS' 4.875% 22/01/2024	2,190,000	2.31
2,600,000	Russian Foreign Bond - Eurobond 'REGS' 4.375% 21/03/2029	2,865,551	3.02
1,000,000	Russian Foreign Bond - Eurobond 'REGS' 5.000% 29/04/2020	1,011,350	1.07
1,800,000	Russian Foreign Bond - Eurobond 'REGS' 5.625% 04/04/2042	2,288,250	2.41
3,400,000	Russian Foreign Bond - Eurobond 'REGS' 5.875% 16/09/2043	4,454,000	4.69
2,700,000	Turkey Government International Bond 4.250% 14/04/2026	2,487,294	2.62

		有価証券報告書（外国投資信託受益証券）	
3,000,000	Turkey Government International Bond 4.875% 16/04/2043	2,373,831	2.50
1,500,000	Turkey Government International Bond 5.750% 22/03/2024	1,524,357	1.61
1,000,000	Turkey Government International Bond 7.375% 05/02/2025	1,079,805	1.14
2,750,000	Turkey Government International Bond 11.875% 15/01/2030	3,870,787	4.08
1,200,000	Ukraine Government International Bond 'REGS' 7.750% 01/09/2026	1,273,500	1.34
2,600,000	Ukraine Government International Bond 'REGS' 9.750% 01/11/2028	3,084,302	3.25
4,000,000	United States Treasury Note/Bond 2.375% 15/05/2029	4,199,141	4.42
国債合計		<u>86,458,848</u>	<u>91.09</u>
投資ポートフォリオ合計（注記7,8）		90,941,050	95.81
その他の純資産（為替先渡契約に係る未実現利益／（損失）を含む） （注記7,8）		<u>3,978,106</u>	<u>4.19</u>
償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産		<u><u>94,919,156</u></u>	<u><u>100.00</u></u>

添付の注記は当該財務書類と不可分なものです。

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements as at 30 November 2019

Statement of Financial Position

	Notes	30 November 2019 USD	30 November 2018 USD
Assets			
Cash and cash equivalents	2, 3, 4	3,210,784	6,283,105
Financial assets at fair value through profit or loss	7, 8	91,029,146	91,773,742
Interest income receivable	2.5	1,198,848	1,494,449
Capital units receivable	2.4	43,850	158,938
Prepayment and receivables		8,659	-
Total Assets		95,491,287	99,710,234
Liabilities			
Financial liabilities at fair value through profit or loss	7, 8	(261,805)	(89,674)
Capital units payable	2.4	(40,277)	(15,597)
Accrued expenses	2.6	(270,049)	(293,076)
Total liabilities (excluding net assets attributable to holders of redeemable participating units)		(572,131)	(398,347)
Net assets attributable to holders of redeemable participating units		94,919,156	99,311,887

	Notes	30 November 2019	30 November 2018
Units in issue USD	5	86,124	82,480
Units in issue AUD	5	168,754	186,043
Units in issue NZD	5	95,043	96,698
Units in issue ZAR	5	227,399	289,173
Units in issue JPY	5	44,329	56,195
Units in issue TRY	5	450,348	465,300
Units in issue USD (BRL hedged)	5	33,699	45,443
Units in issue USD (AUD hedged)	5	28,490	31,670
Net assets per redeemable participating unit USD	5	USD127.50	USD116.31
Net assets per redeemable participating unit AUD	5	AUD146.47	AUD135.05
Net assets per redeemable participating unit NZD	5	NZD145.24	NZD133.96
Net assets per redeemable participating unit ZAR	5	ZAR2,014.01	ZAR1,767.15
Net assets per redeemable participating unit JPY	5	JPY1,132	JPY1,067
Net assets per redeemable participating unit TRY	5	TRY268.94	TRY206.46
Net assets per redeemable participating unit USD (BRL hedged)	5	USD88.23	USD86.53
Net assets per redeemable participating unit USD (AUD hedged)	5	USD90.69	USD90.30

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Vincent Ternier - General Manager

On behalf of BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited

**Solely in its capacity as Trustee to Daiwa Fund Series - Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of
Currency**

Date: 8 April 2020

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Statement of Comprehensive Income

	Notes	For the financial year ended 30 November 2019 USD	For the financial year ended 30 November 2018 USD
Income			
Bond interest income	2.5	5,392,952	6,006,410
Bank interest income	2.5	8,240	-
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	2.8, 9	3,374,056	(15,849,830)
Total income/(loss)		8,775,248	(9,843,420)
Operating expenses			
Trustee and Administration fees	3	(98,360)	(114,171)
Management fees	3	(19,609)	(22,883)
Investment Management fees	3	(392,283)	(457,955)
Sub-Administration fees	3	(83,966)	(79,509)
Custody fees	3	(63,320)	(69,726)
Management Service Providing Company fees	3	(196,082)	(228,838)
Distributor fees	3	(490,213)	(572,093)
Agent Company fees	3	(98,035)	(114,418)
Audit fees		(24,902)	(23,018)
Legal fees	3	6,346	(26,839)
Other fees		(2,155)	(41,807)
Total operating expenses		(1,462,579)	(1,751,257)
Net income/(loss)		7,312,669	(11,594,677)
Bank interest expense		(15)	-
		(15)	-
Increase/(Decrease) in net assets attributable to holders of redeemable participating units from operations		7,312,654	(11,594,677)

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

All gains and losses arise solely from continuing operations.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units

		For the financial year ended 30 November 2019 USD	For the financial year ended 30 November 2018 USD
	Notes		
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at the beginning of the financial year		99,311,887	129,781,438
Increase/(Decrease) in net assets attributable to holders of redeemable participating units from operations		7,312,654	(11,594,677)
Unit Transactions			
Issue of redeemable participating units	5	6,350,704	7,192,884
Redemption of redeemable participating units	5	(18,225,990)	(25,091,411)
Equalisation	2.12	169,901	(976,347)
Net decrease in net assets from unit transactions		<u>(11,705,385)</u>	<u>(18,874,874)</u>
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at the end of the financial year		<u>94,919,156</u>	<u>99,311,887</u>

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

DAIWA FUND SERIES**Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency****Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019****Notes to the Financial Statements****1. Organisation**

Daiwa Fund Series (the “Trust”) is an open ended umbrella unit trust established by a Declaration of Trust (“Trust Deed”) dated 20 October 2008, under the laws of the Cayman Islands. Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency (the “Series Trust”) launched on 19 August 2010 and comprises a separate series of units of the Trust established in accordance with the Trust Deed and constitutes a sub-trust of the Trust. The Trust is registered as a Mutual Fund under the Mutual Funds Law (Revised) of the Cayman Islands and as such is regulated in accordance with such law.

The Trust has been established as an umbrella unit trust. A separate portfolio or Series Trust can be created and established to which assets and liabilities attributable to the relevant Series Trust will be applied. Units relating exclusively to each Series Trust will be issued. The details specific to each Series Trust will be set forth in a separate appendix to the Offering Memorandum.

The Trust Deed is governed by the laws of the Cayman Islands. All unitholders are entitled to the benefit of, are bound by, and are deemed to have notice of, the terms of the Trust Deed and any trust deed supplemental thereto. In the event of any conflict between: (a) the terms of the Offering Memorandum and the relevant Appendix relating to a Series Trust; and (b) the terms of the Trust Deed and the supplemental trust deed relating to such Series Trust, the terms of the latter documents will prevail.

The Series Trust is denominated in US dollars. Each class of units is denominated as follows (being the Class Base currency of the relevant class of units): USD units are denominated in US dollars; AUD units are denominated in Australian dollars; NZD units are denominated in New Zealand dollars; ZAR units are denominated in South African rand; JPY units are denominated in Japanese yen; TRY units are denominated in Turkish lira; USD (BRL Hedged) units are denominated in US dollars; and USD (AUD Hedged) units are denominated in US dollars.

The investment objective of the Series Trust is to seek to achieve stable returns and a steady rate of growth of its investments. The Investment Manager will invest for the account of the Series Trust mainly in US dollar denominated bonds issued by emerging market countries' governments, governmental agencies, state and local authorities (collectively "Emerging Market Bonds"), although it may also invest in non-US dollar denominated Emerging Market Bonds, bonds issued and/or guaranteed by the US government, governmental agencies, local authorities and/or supranational entities (collectively "Investable Bonds"). The Investment Manager invests for the account of the Series Trust in forward currency contracts. The Series Trust invests in forward currency contracts for the purpose of buying and selling underlying shares on the hedge classes. In general, the yield of US dollar denominated Emerging Market Bonds is comparatively higher than the yield on US Treasury Bonds because the credit risk of the former is higher than the latter.

Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman) is the Manager and is responsible under the Trust Deed for the management of the investment and re-investment of the assets of each Series Trust, the exercise of the power to borrow money in respect of each Series Trust and for the issue and repurchase of units of each Series Trust.

Daiwa Asset Management (Europe) Ltd is the Investment Manager and is responsible for managing the investment and reinvestment of the assets of the Series Trust.

BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited is the Trustee and is responsible for operational matters such as administration and compliance with local regulator and also monitors the Series Trust to ensure compliance with governing documents. The Trustee has delegated the administration of the Trust to BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company, the Sub-Administrator.

BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company is the Sub-Administrator of the Series Trust pursuant to the Servicing Agreement with the Trustee and carries out the day-to-day administration of the Series Trust.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

2. Significant Accounting Policies

2.1 Basis of Preparation

These annual audited financial statements for the financial year ended 30 November 2019 have been prepared in accordance with accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland, including Financial Reporting Standard ("FRS") 102 "the Financial Reporting standard applicable in the United Kingdom and the Republic of Ireland" ("generally accepted accounting practice in Ireland").

The Series Trust has availed of the exemption available to open ended investment funds that hold a substantial proportion of highly liquid and fair valued investments under Section 7 of FRS 102 and is not presenting cash flow statements.

The preparation of financial statements requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires management to exercise its judgement in the process of applying the Series Trust's accounting policies. The estimates and associated judgements are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates. Management makes estimates and assumptions concerning the future. The resulting accounting estimates will, by definition, seldom equal the actual results.

2.2 Financial Instruments at Fair Value through Profit or Loss

All instruments classified at fair value through profit or loss are measured at fair value with changes in their fair value recognised in the Statement of Comprehensive Income.

Purchases and sales of investments are recognised on a trade date basis - the date on which the Series Trust commits to purchase or sell the asset.

The Series Trust derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or it transfers the financial asset and the transfer qualifies for derecognition in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland. A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or has expired.

2.3 Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents are valued at face value, with interest accrued where applicable at relevant valuation point on the relevant business day. Cash equivalents include deposits held at call with banks and other short-term investments in an active market with original maturities of three days or less.

2.4 Capital Units Receivable and Payable

Capital units receivable and capital units payable represent receivables for issue of units and payables for redemption of units that have been contracted for but not yet delivered by the financial year end. Redemptions and issues paid after the financial year end, but based upon financial year end net asset values, are reflected as capital units receivable and capital units payable in the Statement of Financial Position as at 30 November 2019 and 30 November 2018.

2.5 Interest Income/Receivable

Bank deposit interest income and bond interest income is accounted for on an effective interest basis. Interest income due to the Series Trust is reported as interest receivable in the Statement of Financial Position.

2.6 Expenses

In accordance with the provisions of the Trust Deed, expenses are charged against income on an accruals basis.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

2. Significant Accounting Policies (continued)

2.7 Investments

FRS 102 requires a reporting entity in accounting for its financial instruments to apply either a) the full requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments, b) the recognition and measurement provisions of IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments, or c) the recognition and measurement provisions of IFRS 9 Financial Instruments and IAS 39 (as amended for IFRS 9) and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments. The Series Trust has chosen to implement the recognition and measurement provisions of IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments.

Quoted

The fair value of investments traded are based on quoted market prices at the Statement of Financial Position date. The investments are valued at mid price. The quoted market prices used for the financial assets held by the Trust are as at 4.00pm GMT in line with the Trust's Valuation policy.

In the case of an investment which is quoted but for any reason prices on that market may not be available, the value shall be the probable realisation value which must be estimated with care and in good faith by such competent person as may be appointed by the Manager and approved for the purpose by the Trustee.

Unquoted

Unquoted securities are priced based on information supplied by independent parties and must be estimated with care and in good faith by such competent person as may be appointed by the Manager and approved for the purpose by the Trustee. If a quoted price is not available on a recognised stock exchange or from a broker/dealer for non exchange-traded financial instruments, the fair value of the instrument is estimated using valuation techniques, including use of recent arm's length market transactions, reference to the current fair value of another instrument that is substantially the same, discounted cash flow techniques, option pricing models or any other valuation technique that provides a reliable estimate of prices obtained in actual market transactions.

2.8 Realised and Unrealised Gains and Losses

All realised and unrealised gains and losses arising during the financial year are included in the Statement of Comprehensive Income in arriving at the increase in net assets attributable to holders of redeemable participating units from operations for the financial year. In accordance with the Trust Deed net realised and unrealised gains on investments are not available for distribution.

2.9 Redeemable Participating Units

The Series Trust issues redeemable units which are redeemable at the holder's options and are classified as a liability.

2.10 Distributions to Holders of Redeemable Participating Units

The Trustee retains the discretion to make distributions of such amount (if any) as shall be determined by the Manager, in which event payment shall be paid first out of income and thereafter out of capital of the Series Trust. There were no distributions during the financial year ended 30 November 2019 (financial year ended 30 November 2018: USDNil).

2.11 Functional and Presentational Currency

The functional currency of the Series Trust is US dollars, which reflects the fact that the majority of the Series Trust's investments are in US dollars. The presentation currency is US dollars.

2.12 Equalisation

An equalisation account is maintained by the Series Trust so that the amount distributed on all classes of units will be the same for all units of the same type, notwithstanding different dates of issue. It is applied to prevent the dilution of current unitholders earnings. A sum equal to that part of the issue price of a unit which reflects income (if any) accrued up to the date of issue will be deemed to be an equalisation payment. It will be treated as repaid to unitholders with the first distribution or accumulation for the Series Trust to which the unitholder is entitled in the same accounting period as that in which the units are issued. Equalisation will not be operated in respect of the first issue of units by a Series Trust.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

3. Significant Agreements and Transactions with Affiliates

Manager

Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman) is the Manager of the Trust. The Manager will be entitled to receive 0.02% per annum of the net asset value of the Series Trust.

During the financial year, the Series Trust incurred management fees of USD19,609 (30 November 2018: USD22,883) of which USD1,503 (30 November 2018: USD1,640) was unpaid at the financial year end.

Trustee & Administrator

BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited has been appointed Trustee and Administrator to the Series Trust. The Trustee will be entitled to receive out of the assets of the Series Trust a trustee and administration fee at the rate of 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust, subject to a minimum fee of USD80,000 per annum, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears, provided that this minimum fee requirement does not apply for six months from the closing day.

During the financial year, the Series Trust incurred trustee and administration fees of USD98,360 (30 November 2018: USD114,171) of which USD40,741 (30 November 2018: USD24,259) was unpaid at the financial year end.

Investment Manager

The Manager has delegated to Daiwa Asset Management (Europe) Ltd the Manager's responsibility to manage the investment and reinvestment of the assets of the Series Trust. The Investment Manager will be entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.4% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

During the financial year, the Series Trust incurred investment management fees of USD392,283 (30 November 2018: USD457,955) of which USD30,057 (30 November 2018: USD32,713) was unpaid at the financial year end.

Investment Adviser

Daiwa Asset Management Co. Ltd. acts as Investment Adviser to the Series Trust in Japan and is responsible for providing discretionary investment advice to the Series Trust.

The Investment Adviser's fee will be payable by the Investment Manager and will not be payable out of the assets of the Series Trust.

Custodian

The Bank of New York Mellon acts as Custodian of the Series Trust. The Custodian will be entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.02% per annum of the value of the assets held in Euromarkets and 0.0125% per annum of the value of the assets held in the United States markets, subject to a minimum fee of USD12,000 per annum, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

During the financial year, the Series Trust incurred Custodian fees of USD63,320 (30 November 2018: USD69,726) of which USD24,857 (30 November 2018: USD20,483) was unpaid at the financial year end.

Management Service Providing Company

The Manager has appointed Daiwa Asset Management Co. Ltd. to act as the Management Service Providing Company. The Management Service Providing Company will be entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.2% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

During the financial year, the Series Trust incurred Management Service Providing Company fees of USD196,082 (30 November 2018: USD228,838) of which USD15,031 (30 November 2018: USD16,413) was unpaid at the financial year end.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

3. Significant Agreements and Transactions with Affiliates (continued)

Sub-Administrator

The Trustee has appointed BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company, as the sub-administrator of the Series Trust pursuant to the Servicing Agreement to carry out the day-to-day administration of the Series Trust. The Sub-Administrator will be entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee of USD8,400 multiplied by the number of classes of Unit in issue per annum, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears. In addition, the Sub-Administrator will be entitled to receive out of the assets of the Series Trust a transaction fee whenever units are subscribed or repurchased.

During the financial year, the Series Trust incurred Sub-Administrator's fees of USD83,966 (30 November 2018: USD79,509) of which USD32,986 (30 November 2018: USD20,100) was unpaid at the financial year end.

Distributor

The Distributor will be entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.5% per annum of the net asset value of the Series Trust, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

During the financial year, the Series Trust incurred distributor fees of USD490,213 (30 November 2018: USD572,093) of which USD37,576 (30 November 2018: USD41,029) was unpaid at the financial year end.

Agent Company

The Agent Company will be entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.1% per annum of the net asset value of the Series Trust, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

During the financial year, the Series Trust incurred agent company fees of USD98,035 (30 November 2018: USD114,418) of which USD7,515 (30 November 2018: USD8,205) was unpaid at the financial year end.

Legal

During the financial year, the Series Trust incurred legal fees of USD(6,346) (30 November 2018: USD26,839) of which USD5,784 (30 November 2018: USD 35,825) was unpaid at the financial year end.

4. Cash and Cash Equivalents

Cash is held with The Bank of New York Mellon at financial year end as follows:

	30 November 2019 USD	30 November 2018 USD
Cash at bank	3,210,784	6,283,105
	3,210,784	6,283,105

5. Units in Issue and NAV Per Unit

30 November 2019

							USD (BRL hedged)	USD (AUD hedged)
	USD	AUD	NZD	ZAR	JPY	TRY		

30 November 2019

	Class	Class	Class	Class	Class	Class	Class	Class
Units in issue 30 November 2018	82,480	186,043	96,698	289,173	56,195	465,300	45,443	31,670
Units issued	9,110	5,807	4,189	7,397	-	75,569	-	-
Units redeemed	(5,466)	(23,096)	(5,844)	(69,171)	(11,866)	(90,521)	(11,744)	(3,180)
Units in issue 30 November 2019	86,124	168,754	95,043	227,399	44,329	450,348	33,699	28,490

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

5. Units in Issue and NAV Per Unit (continued)

	USD	AUD	NZD	ZAR	JPY	TRY	USD (BRL USD (AUD hedged) hedged)	
NAV per Unit as at 30 November 2019	127.50	146.47	145.24	2,014.01	1,132	268.94	88.23	90.69

30 November 2018

	USD	AUD	NZD	ZAR	JPY	TRY	USD (BRL USD (AUD hedged) hedged)	
Class	Class	Class	Class	Class	Class	Class	Class	Class
Units in issue 30 November 2017	104,870	189,670	101,093	379,942	59,933	453,659	51,150	40,230
Units issued	6,139	12,445	3,716	6,706	-	92,088	360	-
Units redeemed	(28,529)	(16,072)	(8,111)	(97,475)	(3,738)	(80,447)	(6,067)	(8,560)
Units in issue 30 November 2018	82,480	186,043	96,698	289,173	56,195	465,300	45,443	31,670

	USD	AUD	NZD	ZAR	JPY	TRY	USD (BRL USD (AUD hedged) hedged)	
NAV per Unit as at 30 November 2018	116.31	135.05	133.96	1,767.15	1,067	206.46	86.53	90.30

Voting Rights

The Trustee will, when required to do so by the terms of the Trust Deed or at the request in writing of unitholders registered as holding units the aggregate net asset value per unit of which is not less than one-third of the net asset value of all Series Trusts if what is proposed is a unitholder's resolution or at the request in writing of unitholders registered as holding not less than one-third in number of units of the relevant Series Trust if what is proposed is a Series Trust Resolution, convene a meeting of all unitholders or unitholder's of a Series Trust, as the case may be, at such time and place set forth in the notice convening the meeting. Fifteen days written notice of every meeting, specifying the place, day and hour of the meeting and the terms of any resolution to be proposed at the meeting, will be posted to each unitholder in the case of a meeting of all unitholders or to unitholder's of the relevant Series Trust in the case of a meeting of unitholder's of such Series Trust by the Trustee. The record date for the meeting will be at least twenty-one days before the date specified in the notice concerning the meeting. The accidental omission to give notice to, or the non-receipt of notice by, any unitholder will not invalidate the proceedings at any meeting. Any director or other authorised official of the Trustee or of the Manager will be entitled to attend and speak at any meeting. The quorum requirements will be two unitholders unless there is only one unitholder in which case the quorum will be that one unitholder. At any meeting any resolution put to the vote of the meeting will be decided by a poll which will be taken in writing and if approved by unitholders holding units the aggregate net asset value per unit of which is at least 50% of the net asset value of all Series Trusts if what is proposed is a unitholder's resolution or the unitholders holding at least one half in number of units of the relevant Series Trust in issue if what is proposed is a Series Trust resolution, the result of a poll will be deemed to be the resolution of the meeting. The net asset value calculation with regard to the unitholder's resolution will be undertaken as at the valuation point on the relevant valuation day immediately preceding the day of the meeting. On a poll votes may be given either personally or by proxy.

Suspension of Units

The Trustee in its absolute discretion may suspend the calculation of the issue and repurchase of units of such Series Trust and/or extend the period for the payment of repurchase monies to persons who have submitted units of such Series Trust for repurchase for the whole or any part of a period:

- a) during which any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market on which any significant portion of the Investments of such Series Trust is listed, quoted, traded or dealt in is closed (other than customary weekend and holiday closing) or trading on any such exchange or market is restricted or suspended; or
- b) when circumstances exist as a result of which in the opinion of the Manager it is not reasonably practicable for such Series Trust to dispose of Investments or as a result of which any such disposal would be materially prejudicial to unitholder's of such Series Trust; or

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

5. Units in Issue and NAV Per Unit (continued)

Suspension of Units (continued)

- c) when a breakdown occurs in any of the means normally employed in ascertaining the value of Investments or the net asset value of such Series Trust or when for any other reason the value of any of the Investments or other assets or the net asset value of such Series Trust cannot in the opinion of the Manager reasonably or fairly be ascertained; or
- d) during which the redemption or realisation of such Series Trust's Investments or the transfer of funds involved in such redemption or realisation cannot in the opinion of the Manager be effected at normal prices or normal rates of exchange; or
- e) during which the business operations of the Trustee or the Manager in relation to the operations of such Series Trust are substantially interrupted or closed as a result of or arising from pestilence, acts of war, terrorism, insurrection, revolution, civil unrest, riot, strikes or acts of God.

All unitholders of such Series Trust will be notified in writing of any such suspension within 30 days of the suspension and will be promptly notified upon termination of such suspension.

6. Soft Commissions

There were no soft commission arrangements involving the Manager and the Administrator of the Series Trust during the financial years ended 30 November 2019 and 30 November 2018.

7. Financial Instruments and Associated Risks

The Series Trust's activities expose it to a variety of financial risks - market risk (including currency risk, interest rate risk and market price risk), credit/counterparty risk, and liquidity risk, which are discussed in this note.

Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman) is the Manager of the Series Trust. The Manager is responsible under the Trust Deed for the management of the investment and re-investment of the assets of each Series Trust, the exercise of the power to borrow money in respect of each Series Trust, for the issue and repurchase of units of each Series Trust and the risk management of each Series Trust.

(a) Market Risk

Market risk is the risk that the fair value of future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market prices. Market risk consists of three types of risk, interest rate risk, currency risk and market price risk.

The Series Trust trades in financial instruments, taking positions in traded and over-the-counter derivatives to take advantage of short-term market movements in bonds and in bond markets. The Series Trust may therefore buy or sell forwards currency contracts, options and financial futures. It may do so within defined limits.

For the financial year ended 30 November 2019 and 30 November 2018, the Series Trust held open derivative forward currency contract positions. Please refer to pages 20 and 21 for details of these.

All securities investments present a risk of loss of capital. The Investment Manager moderates this risk through a careful selection of securities and other financial instruments within specified limits as per the investment objective of the Series Trust. Maximum risk resulting from financial instruments is determined by the fair value of the financial instruments.

Market risk is monitored on a daily basis by the Investment Manager.

(i) Currency Risk

Currency risk is defined as the risk that the fair value of a financial instrument will fluctuate because of the changes in foreign exchange rates. The risk arises on financial instruments that are denominated in a currency other than the functional currency in which they are measured. The Investment Manager uses derivative instruments such as forward currency contracts to hedge against the currency risk of the non-base classes and/or to speculate on currencies other than the class base currencies. Any gains/losses on these forward currency contracts are allocated to these specific units in issue. All currency transactions are hedged via forward currency contracts with a maturity of between 1-3 months.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(i) Currency Risk (continued)

In connection with AUD, NZD, ZAR, JPY and TRY units, the Investment Manager will seek to reduce foreign exchange risk by selling US dollars and buying the base currency of the units using currency hedging transactions. For USD (BRL hedged) and USD (AUD hedged) units, currency hedging transactions will be entered into for the account of holders of such units by selling US dollars and buying the relevant hedged currency. As a result of such currency hedging transactions, investors in such classes of units will be exposed to the currency exchange rate between the relevant hedged currency and US dollars being the class base currency of such classes of units.

The following forward currency exchange contracts were held by the Series Trust as at 30 November 2019 and 30 November 2018.

30 November 2019

Forward currency exchange contracts - unrealised gains

Buy Currency	Buy Amount	Sell Currency	Sell Amount	Maturity Date	Unrealised Gain USD
AUD Class					
USD	9,460	AUD	13,937	30/12/2019	25
NZD Class					
NZD	13,733,925	USD	8,806,809	30/12/2019	13,568
USD (AUD hedged) Class					
USD	20,875	AUD	30,707	30/12/2019	86
USD (BRL hedged) Class					
USD	21,425	BRL	90,582	30/12/2019	37
ZAR Class					
ZAR	455,309,059	USD	30,857,033	30/12/2019	74,380
Total unrealised gain on forward currency exchange contracts					88,096

Forward currency exchange contracts - unrealised losses

Buy Currency	Buy Amount	Sell Currency	Sell Amount	Maturity Date	Unrealised Loss USD
AUD Class					
AUD	24,605,417	USD	16,726,976	30/12/2019	(68,464)
JPY Class					
JPY	49,934,085	USD	460,822	30/12/2019	(3,512)
TRY Class					
TRY	120,807,737	USD	21,025,427	30/12/2019	(166,881)
USD	102,863	TRY	598,066	30/12/2019	(409)
USD (AUD hedged) Class					

AUD	3,850,203	USD	2,617,402	30/12/2019	(10,723)
USD (BRL hedged) Class					
BRL	13,227,658	USD	3,135,077	30/12/2019	(11,798)
ZAR Class					
USD	7,461	ZAR	110,097	30/12/2019	(18)
Total unrealised loss on forward currency exchange contracts					(261,805)

The counterparty for all of the above forward currency exchange contracts is The Bank of New York Mellon.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(i) Currency Risk (continued)

30 November 2018

Forward currency exchange contracts - unrealised gains

Buy Currency	Buy Amount	Sell Currency	Sell Amount	Maturity Date	Unrealised Gain USD
AUD Class					
AUD	25,220,926	USD	18,317,025	28/12/2018	109,721
NZD Class					
NZD	12,971,575	USD	8,874,082	28/12/2018	40,138
TRY Class					
TRY	96,049,698	USD	17,741,971	28/12/2018	261,347
USD	15,591	TRY	81,872	28/12/2018	253
USD (AUD hedged) Class					
AUD	3,922,400	USD	2,848,694	28/12/2018	17,073
ZAR Class					
ZAR	513,998,357	USD	36,826,940	28/12/2018	114,324
Total unrealised gain on forward currency exchange contracts					542,856

Forward currency exchange contracts - unrealised losses

Buy Currency	Buy Amount	Sell Currency	Sell Amount	Maturity Date	Unrealised Loss USD
AUD Class					
USD	41,337	AUD	57,239	28/12/2018	(482)
JPY Class					
JPY	60,064,571	USD	532,708	28/12/2018	(2,092)
TRY Class					
USD	49,727	TRY	265,699	28/12/2018	(64)
USD (AUD hedged) Class					
USD	32,985	AUD	45,673	28/12/2018	(384)
USD (BRL hedged) Class					
BRL	15,582,790	USD	4,102,912	28/12/2018	(86,418)

USD	10,337	BRL	40,285	28/12/2018	(47)
ZAR Class					
USD	282,531	ZAR	3,933,760	28/12/2018	(187)
Total unrealised loss on forward currency exchange contracts					(89,674)

The counterparty for all of the above forward currency exchange contracts was The Bank of New York Mellon.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(i) Currency Risk (continued)

Currency Risk sensitivity analysis

At 30 November 2019 had the US dollar strengthened by 5% in relation to the Australian dollar, Brazilian real, Japanese yen, New Zealand dollar, Turkish lira and South African rand the net assets attributable to holders of redeemable participating units would have decreased/(increased) by the amounts shown below:

	Monetary	Non-Monetary	Currency Exposure	Sensitivity	2019
	USD	USD	USD	Movement	USD
				%	
AUD	19,280,072	-	19,280,072	5%	964,004
Total	19,280,072	-	19,280,072		964,004
	USD	USD	USD	%	USD
BRL	3,101,891	-	3,101,891	5%	155,095
Total	3,101,891	-	3,101,891		155,095
	USD	USD	USD	%	USD
JPY	491,358	-	491,358	5%	24,568
Total	491,358	-	491,358		24,568
	USD	USD	USD	%	USD
NZD	8,883,399	-	8,883,399	5%	444,170
Total	8,883,399	-	8,883,399		444,170
	USD	USD	USD	%	USD
TRY	20,941,384	-	20,941,384	5%	1,047,069
Total	20,941,384	-	20,941,384		1,047,069
	USD	USD	USD	%	USD
ZAR	31,153,909	-	31,153,909	5%	1,557,695
Total	31,153,909	-	31,153,909		1,557,695

The above sensitivity analysis is based on assumptions of a reasonable shift in foreign exchange rates, with all other variables held constant. Actual trading results may differ from the above sensitivity analysis and the difference could be material.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(i) Currency Risk (continued)

Currency Risk sensitivity analysis (continued)

At 30 November 2018 had the US dollar strengthened by 5% in relation to the Australian dollar, Brazilian real, Japanese yen, New Zealand dollar, Turkish lira and South African rand the net assets attributable to holders of redeemable participating units would have decreased/(increased) by the amounts shown below:

	Monetary	Non-Monetary	Currency Exposure	Sensitivity	2018
	USD	USD	USD	Movement	USD
				%	
AUD	21,273,509	-	21,273,509	5%	1,063,675
Total	21,273,509	-	21,273,509		1,063,675
	USD	USD	USD	%	USD
BRL	4,006,111	-	4,006,111	5%	200,306
Total	4,006,111	-	4,006,111		200,306
	USD	USD	USD	%	USD
JPY	563,092	-	563,092	5%	28,155
Total	563,092	-	563,092		28,155
	USD	USD	USD	%	USD
NZD	8,982,506	-	8,982,506	5%	449,125
Total	8,982,506	-	8,982,506		449,125
	USD	USD	USD	%	USD
TRY	18,246,517	-	18,246,517	5%	912,326
Total	18,246,517	-	18,246,517		912,326
	USD	USD	USD	%	USD
ZAR	36,958,915	-	36,958,915	5%	1,847,946
Total	36,958,915	-	36,958,915		1,847,946

The above sensitivity analysis is based on assumptions of a reasonable shift in foreign exchange rates, with all other variables held constant. Actual trading results may differ from the above sensitivity analysis and the difference could be material.

(ii) Interest Risk

The majority of the Series Trust's financial assets are interest bearing. As a result the Series Trust is subject to exposure to fair value interest rate risk, which is the risk that the fair value of financial assets will change due to fluctuations in the prevailing

levels of market interest rates. The Series Trust relies on economic data to enable the Series Trust to take an interest rate view. This is gathered via Bloomberg and monitored daily. In addition to this, the views of various sources including investment banks, central banks and other asset managers are taken into account. Technical analysis is used to a lesser degree and would be useful when analysing interest rate reliant instruments such as treasury bond prices, swap prices and currencies. This extra data would be looked at as part of the bigger picture along with current economic developments. Interest rate risk would be managed depending on which stage of the economic cycle the Series Trust is in and whether current investing yields reflect the view on the future direction of interest rates. Generally, it is the policy to have a balanced portfolio with a moderate tilt towards a particular view point. In doing this unexpected shocks to the portfolio can be minimised and as the interest rate environment becomes clearer the Series Trust can add to positions as and when the Series Trust feels there is value to be gained.

Interest rate exposure is calculated by calculating the portfolio duration. Duration deviations from the benchmark are compared and addressed daily by the Investment Manager.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)(a) Market Risk (continued)(ii) Interest Risk (continued)**Modified Duration**

This is the change in the value of a fixed income security that will result from a percentage change in interest rates. Duration is stated in years. For example, a 8.38 year duration means the bond will decrease in value by 8.38% if interest rates rise by 1% and increase in value by 8.38% if interest rates fall by 1%. Duration is a weighted measure of the length of time the bond will pay out. Unlike maturity, duration takes into account interest payments that occur throughout the course of holding the bond. Basically, duration is a weighted average of the maturity of all the income streams from a bond or portfolio of bonds.

Investors use duration to measure the volatility of the bond. Generally, the higher the duration (the longer an investor needs to wait for the bulk of the payments), the more its price will drop as interest rates go up. Of course, with the added risk comes greater expected returns. If an investor expects interest rates to fall during the course of time the bond is held, a bond with a long duration would be appealing because the bond's price would increase more than comparable bonds with shorter durations.

Limitations

One of the limitations of duration as a measure of interest rate/price sensitivity is that it is a linear measure. That is, it assumes that for a certain percentage change in interest rates that an equal change in market value will occur. However as interest rates change the price of a bond is not likely to change linearly but instead would change over some curved or convex function of interest rates.

Sensitivity Analysis**30 November 2019**

Given a Modified Duration of 8.38, a reasonable shift in interest rates of 1%, based on the portfolio's total market value of USD90,941,050 would cause the value of the Series Trust to change by approximately USD7,620,860.

The following table summarizes the Series Trust's exposure to interest rate risks. Included in the table are the Series Trust's assets and trading liabilities at fair values, categorized by the earlier of contractual re-pricing or maturity dates.

	Up to 1 year	1 to 5 years	Over 5 years	Non-interest bearing	Total as at 30 November 2019
	USD	USD	USD	USD	USD
Cash and cash equivalents	3,210,784	-	-	-	3,210,784
Financial asset at fair value through profit or loss	1,011,350	13,162,266	76,767,434	88,096	91,029,146
Interest income receivable	-	-	-	1,198,848	1,198,848
Capital units receivable	-	-	-	43,850	43,850
Prepayments and receivables	-	-	-	8,659	8,659
Total assets	4,222,134	13,162,266	76,767,434	1,339,453	95,491,287
Financial liabilities at fair value through profit or loss	-	-	-	(261,805)	(261,805)

	Up to 1 year	1 to 5 years	Over 5 years	Non-interest bearing	Total as at 30 November 2019
	USD	USD	USD	USD	USD
Capital units payable	-	-	-	(40,277)	(40,277)
Accrued expenses	-	-	-	(270,049)	(270,049)
Total liabilities (excluding net assets attributable to holders of redeemable participating units)	-	-	-	(572,131)	(572,131)
Interest sensitivity gap	4,222,134	13,162,266	76,767,434	767,322	94,919,156

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(ii) Interest Risk (continued)

Sensitivity Analysis (continued)

30 November 2018

Given a Modified Duration of 7.24, a reasonable shift in interest rates of 1%, based on the portfolio's total market value of USD91,230,886 would cause the value of the Series Trust to change by approximately USD6,605,116.

The following table summarises the Series Trust's exposure to interest rate risks. Included in the table are the Series Trust's assets and trading liabilities at fair values, categorised by the earlier of contractual re-pricing or maturity dates.

	Up to 1 year USD 1 to 5 years USD		Over 5 years USD	Non-interest bearing USD	Total as at 30 November 2018 USD
Cash and cash equivalents	6,283,105	-	-	-	6,283,105
Financial asset at fair value through profit or loss	3,985,000	13,859,505	73,386,381	542,856	91,773,742
Interest income receivable	-	-	-	1,494,449	1,494,449
Capital units receivable	-	-	-	158,938	158,938
Total assets	10,268,105	13,859,505	73,386,381	2,196,243	99,710,234
Financial liabilities at fair value through profit or loss	-	-	-	(89,674)	(89,674)
Capital units payable	-	-	-	(15,597)	(15,597)
Accrued expenses	-	-	-	(293,076)	(293,076)
Total liabilities (excluding net assets attributable to holders of redeemable participating units)	-	-	-	(398,347)	(398,347)
Interest sensitivity gap	10,268,105	13,859,505	73,386,381	1,797,896	99,311,887
(iii) Market price risk					

The Series Trust's debt securities are susceptible to market price risk arising from uncertainties about future prices of the instruments. Market risk is monitored on a daily basis by the Investment Manager.

At 30 November 2019 and 30 November 2018, the overall market exposures were as follows:

	% of Net Assets		% of Net Assets	
	Fair Value	at Fair Value	Fair Value	at Fair Value
	2019	2019	2018	2018
	USD	%	USD	%
European Bonds designated at fair value	35,745,660	37.67	32,332,614	32.55
Indonesian Bonds designated at fair value	7,950,333	8.37	7,893,125	7.95
Mexican Bonds designated at fair value	11,062,606	11.65	10,965,409	11.04

	% of Net Assets		% of Net Assets	
	Fair Value	at Fair Value	Fair Value	at Fair Value
	2019	2019	2018	2018
	USD	%	USD	%
Philippine Bonds designated at fair value	2,669,687	2.81	2,422,500	2.44
South African Bonds designated at fair value	1,394,089	1.47	433,750	0.44
South American Bonds designated at fair value	27,919,534	29.42	33,222,004	33.45
United States Bonds designated at fair value	4,199,141	4.42	3,961,484	3.99
Total	90,941,050	95.81	91,230,886	91.86

As the Series Trust holds the majority of its investments in fixed income securities the market risk sensitivity analysis is covered by the interest rate risk sensitivity analysis.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(iii) Market price risk (continued)

The table below is a summary of significant sector concentrations within the portfolio of investments.

Sector	30 November 2019 Series Trust's bond portfolio (%)	30 November 2018 Series Trust's bond portfolio (%)
Government Agency Bonds	4.92%	5.42%
Government Bonds	95.08%	93.32%
Regional Government Bonds	-	1.26%
Total	100.00%	100.00%

(b) Liquidity Risk

Not all investments invested in by the Series Trust will be listed or rated and consequently liquidity may be low. Moreover, the accumulation and disposal of holdings in some investments may be time consuming and may need to be conducted at unfavourable prices. The Series Trust may also encounter difficulties in disposing of assets at their fair price due to adverse market conditions leading to limited liquidity. There is a three working day notice period given of all redemptions to enable the sale of the securities. However, there is an overdraft facility with The Bank of New York Mellon of up to 10% of the Series Trust's NAV which enables the Series Trust to cover any exceptionally large outflow when markets are thin or unfavourable.

The Trustee in its absolute discretion may suspend the calculation of NAV of the Series Trust and /or the issue and repurchase of the Units of such Series Trust pursuant to Clauses 7 and 14 of the Trust Deed. Daiwa Asset Management Services Ltd (Cayman) in its capacity as the Manager would follow the clauses mentioned in the Trust Deed and the Offering Memorandum to deal with the issues related to sudden or unexpected situations arising if need be.

Redemption notifications are received T-3 London time and subscriptions T-4 potentially on a daily basis (apart from on Irish, UK, Japanese and the relevant local currency bank holidays). There is no holdback provision. Securities can be sold to fund redemptions.

The Series Trust's assets comprise mainly readily realisable securities. The Investment Manager will normally keep an allocation of cash to meet pending liabilities that may arise from time to time. Please see pages 33 to 34 for Portfolio Statements which show all realisable securities.

Liquidity risk is monitored on a daily basis by the Investment Manager.

The table below sets forth the payables of the Series Trust as at 30 November 2019 and 30 November 2018.

	Less than 1 month USD	Over 1 month USD
As at 30 November 2019		
Financial liabilities at fair value through profit or loss	(261,805)	-
Margin account received from broker	-	-
Distribution payable	-	-

Capital units payable	(40,277)	-
Due to brokers	-	-
Accrued expenses	(270,049)	-
Redeemable units	(94,919,156)	-
Total financial liabilities	(95,491,287)	-

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

(b) Liquidity Risk (continued)

	Less than 1 month	Over 1 month
As at 30 November 2018	USD	USD
Financial liabilities at fair value through profit or loss	(89,674)	-
Capital units payable	(15,597)	-
Accrued expenses	(293,076)	-
Redeemable units	(99,311,887)	-
Total financial liabilities	(99,710,234)	-

(c) Credit Risk

There can be no assurance that issuers of the Investments in which the Series Trust invests will not be subject to credit difficulties, leading to the loss of some or all of the sums invested in such investments or payments due on such investments. The Series Trust will also be exposed to a credit risk in relation to the counterparties with whom it trades or places margin or collateral in respect of transactions in financial derivative instruments and may bear the risk of counterparty default.

The exposure to credit risk as at the reporting date is analysed on the table overleaf for the financial year ended 30 November 2019. The Investment Manager has undertaken a full due diligence of The Bank of New York Mellon. This was undertaken before the Series Trust launched and entailed a visit by the Investment Manager to the Dublin and Brussels offices of The Bank of New York Mellon. The Investment Manager compiled a due diligence report detailing systems, team structures etc within The Bank of New York Mellon.

The Investment Manager undertakes AML due diligence visits to BNY Dublin every second year. Every alternate year, desktop reviews are undertaken to confirm that none of the information has changed. Additionally, the Investment Manager undertakes Pricing and NAV calculation control visits to BNY Wroclaw every year/every other year (usually annually). The visits are undertaken by the Compliance Officer and a member of the relevant investment team. In addition, the Compliance Officer requests ISAE 3402 control reports from BNY annually and reviews these for any noted control deficiencies.

There is an unrealised gain of USD88,096 on forward currency exchange contracts at 30 November 2019 (30 November 2018: USD542,856) which is subject to credit risk.

The forward currency contracts are held with The Bank of New York Mellon, which is a reputable company and has a strong credit rating. The Bank of New York Mellon has a credit rating of AA- with S&P Global Ratings, Aa2 with Moody's and AA with Fitch.

At 30 November 2019 and 30 November 2018, cash and cash equivalents are placed in custody with The Bank of New York Mellon.

At 30 November 2019 and 30 November 2018 the government bonds are held by the custodian which is The Bank of New York Mellon.

The Investment Manager is satisfied that the risk associated with the custodian is minimal.

Credit risk is monitored on a daily basis by the Investment Manager.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

(c) Credit Risk (continued)

As at 30 November 2019 and 30 November 2018 the break-down of bond's credit rating provided by Moody's and S&P Global Ratings was as follows:

Portfolio by rating category	% of Net Assets	% of Net Assets
Rating	30 November 2019	30 November 2018
Aaa	4.42	3.99
A3	10.62	12.99
B1	11.95	4.01
B2	5.52	11.05
Baa1	1.34	1.61
Baa2	21.05	9.57
Baa3	20.93	14.00
Ba1	-	6.41
Ba2	15.39	17.51
Ba3	-	10.23
Caa1	4.59	-
Caa2	-	0.49
Total	95.81	91.86

8. Financial Instruments at Fair Value through Profit or Loss

Fair value of Estimation

The Series Trust is required to classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements.

The fair value hierarchy has the following levels:

Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;

Level 2 - Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (as prices) or indirectly (derived from prices); and

Level 3 - Inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgement by the Series Trust. The Series Trust considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

Furthermore, for those instruments which have significant unobservable inputs (Level 3), the standard requires disclosures on the transfers into and out of Level 3, a reconciliation of the opening and closing balances, total gains and losses for the financial period split between those recognised in the Statement of Comprehensive Income and recognised through the

statement of total recognised gains and losses, purchases, sales, issues and settlements, and a sensitivity analysis of assumptions used in determining the fair value of Level 3 position.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

8. Financial Instruments at Fair Value through Profit or Loss (continued)

Fair value Estimation (continued)

The value of securities classified as Level 2 at 30 November 2019 and 30 November 2018 is as follows:

	As at 30 November 2019 Level 2 USD	As at 30 November 2018 Level 2 USD
Designated as at fair value through profit or loss		
Financial Assets		
Government Agency Bonds	4,482,202	4,946,482
Government Bonds	86,458,848	85,134,189
Regional Government Bonds	-	1,150,215
Unrealised Gain on forward currency exchange contracts	88,096	542,856
Total financial assets	91,029,146	91,773,742

	As at 30 November 2019 Level 2 USD	As at 30 November 2018 Level 2 USD
Financial Liabilities		
Unrealised Loss on forward currency exchange contracts	(261,805)	(89,674)
Total financial liabilities	(261,805)	(89,674)

There were no transfers between levels for securities held during the financial year ended 30 November 2019 and 30 November 2018. The valuation policy for securities classified as Level 2 is disclosed in Note 2.7.

9. Net Realised and Unrealised Gain and Loss

The net gain or loss on financial assets and liabilities at fair value through profit and loss shown in the Statement of Comprehensive Income for the financial year ended 30 November 2019 and 30 November 2018 can be analysed as follows:

	Financial Year ended 30 November 2019 USD	Financial Year ended 30 November 2018 USD
Net realised loss on investment securities	(3,946,155)	(3,065,493)
Net realised loss on foreign currencies and forward currency exchange contracts	(994,921)	(420,976)
Net realised investment loss	(4,941,076)	(3,486,469)
Net change in unrealised gain/(loss) on investment securities	8,984,567	(11,728,753)
Net change in unrealised loss on foreign currencies and forward currency exchange contracts	(669,435)	(634,608)
Net change in unrealised investment gain/(loss)	8,315,132	(12,363,361)

Financial Year ended	Financial Year ended
30 November 2019	30 November 2018
USD	USD

Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or
loss

3,374,056	(15,849,830)
-----------	--------------

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

10. Related Party Transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. At 30 November 2019 and 30 November 2018 the related parties were as follows:

Manager - Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman)

Investment Manager - Daiwa Asset Management (Europe) Ltd

Investment Adviser and Management Service Providing Company - Daiwa Asset Management Co. Ltd.

Distributor, Agent Company and Unitholder - Daiwa Securities Co. Ltd.

Directors - Refer to General Information on page 3.

Trustee and Administrator - BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited.

Sub-Administrator - BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company.

Custodian - The Bank of New York Mellon.

The details of the fees for the above are included in Note 3.

At 30 November 2019 and 30 November 2018, the following unitholders had made the following investments in the Series Trust which were deemed to be related parties:

Trust	Unitholder	No of Units held at 30 November 2019	No of Units held at 30 November 2018	% of Total Units
Daiwa Emerging Bond Fund - The Tower of Currency USD	Daiwa Securities Co. Ltd.	86,124	82,480	100%
Daiwa Emerging Bond Fund - The Tower of Currency AUD	Daiwa Securities Co. Ltd.	168,754	186,043	100%
Daiwa Emerging Bond Fund - The Tower of Currency NZD	Daiwa Securities Co. Ltd.	95,043	96,698	100%
Daiwa Emerging Bond Fund - The Tower of Currency ZAR	Daiwa Securities Co. Ltd.	227,399	289,173	100%
Daiwa Emerging Bond Fund - The Tower of Currency JPY	Daiwa Securities Co. Ltd.	44,329	56,195	100%
Daiwa Emerging Bond Fund - The Tower of Currency TRY	Daiwa Securities Co. Ltd.	450,348	465,300	100%
Daiwa Emerging Bond Fund - The Tower of Currency USD (BRL hedged)	Daiwa Securities Co. Ltd.	33,699	45,443	100%
Daiwa Emerging Bond Fund - The Tower of Currency USD (AUD hedged)	Daiwa Securities Co. Ltd.	28,490	31,670	100%

11. Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, corporation, capital gains, or other Cayman Islands taxes payable by the Trust. As a result, no provision for taxes has been made in the financial statements. The Trust may be subject to foreign withholding taxes on certain interest, dividends and capital gains.

12. Exchange rates

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at financial year end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognized in the Statement of Comprehensive Income.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

12. Exchange rates (continued)

At 30 November 2019 the exchange rates used were as follows:

Statement of Financial Position			Statement of Comprehensive Income and Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units	
At 30 November 2019			Average for the financial year ended 30 November 2019	
AUD	1.478415	USD1	AUD	1.433670
BRL	4.228300	USD1	BRL	3.923715
JPY	109.510000	USD1	JPY	109.267473
NZD	1.557875	USD1	NZD	1.514013
TRY	5.743500	USD1	TRY	5.636330
ZAR	14.653000	USD1	ZAR	14.428977
			USD1	

At 30 November 2018 the exchange rates used were as follows:

Statement of Financial Position			Statement of Comprehensive Income and Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units	
At 30 November 2018			Average for the financial year ended 30 November 2018	
AUD	1.369394	USD1	AUD	1.331869
BRL	3.874800	USD1	BRL	3.605677
JPY	113.550000	USD1	JPY	110.483315
NZD	1.455816	USD1	NZD	1.443566
TRY	5.249350	USD1	TRY	4.721173
ZAR	13.866250	USD1	ZAR	13.153705
			USD1	

13. Purchase and Sales

A complete statement of changes of the portfolio will be made available to unitholders on request.

14. Valuation Date

The financial statements have been prepared on the last fund's valuation date of the financial year which has been calculated on 29 November 2019 with a price of that date. Comparatives at 30 November 2018 have been prepared based on the last fund's valuation date of the preceding financial year which were calculated on 30 November 2018 with a price of that date.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Notes to the Financial Statements (continued)

15. Significant events during the financial year

On 15 December 2018, Mr. Tsutomu Yamabe resigned as Director of the Manager and Mr. Yasuaki Matsuba was appointed as Director of the Manager.

There were no other significant events during the financial year.

16. Post Statement of Financial Position events

Beginning in January 2020, global financial markets have experienced and may continue to experience significant volatility resulting from the spread of a novel coronavirus known as COVID-19. The outbreak of COVID-19 has resulted in travel and border restrictions, quarantines, supply chain disruptions, lower consumer demand and general market uncertainty. The effects of COVID-19 have and may continue to adversely affect the global economy, the economies of certain nations and individual issuers, all of which may negatively impact the Fund's performance.

There were no other subsequent events since the financial year end, which require disclosure in the financial statements.

17. Approval of financial statements

The financial statements were approved by the Trustee on 8 April 2020.

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Portfolio Statement
as at 30 November 2019

Nominal Holding	Description	Market Value USD	% of Net Assets
Government Agency Bonds (30 November 2018: USD4,946,482)			
500,000	Comision Federal de Electricidad 'REGS' 4.750% 23/02/2027	525,020	0.55
700,000	Comision Federal de Electricidad 'REGS' 4.875% 15/01/2024	750,463	0.79
1,000,000	Petroleos Mexicanos 6.500% 13/03/2027	1,047,056	1.10
2,000,000	Petroleos Mexicanos 6.875% 04/08/2026	2,159,663	2.28
	Total Government Agency Bonds	4,482,202	4.72
Government Bonds (30 November 2018: USD85,134,189)			
2,000,000	Argentine Republic Government International Bond 6.625% 06/07/2028	810,000	0.85
2,000,000	Argentine Republic Government International Bond 6.875% 22/04/2021	900,000	0.95
2,500,000	Argentine Republic Government International Bond 7.125% 06/07/2036	1,006,250	1.06
4,000,000	Argentine Republic Government International Bond 7.500% 22/04/2026	1,745,000	1.84
2,000,000	Argentine Republic Government International Bond Step-Up Coupon 3.750% 31/12/2038	777,500	0.82
4,200,000	Brazilian Government International Bond 4.250% 07/01/2025	4,446,750	4.69
2,700,000	Brazilian Government International Bond 5.625% 21/02/2047	2,983,500	3.14
800,000	Brazilian Government International Bond 8.250% 20/01/2034	1,099,000	1.16
1,000,000	Brazilian Government International Bond 8.750% 04/02/2025	1,283,750	1.35
3,000,000	Colombia Government International Bond 2.625% 15/03/2023	3,004,500	3.17
1,000,000	Colombia Government International Bond 4.500% 28/01/2026	1,083,438	1.14
2,000,000	Colombia Government International Bond 5.625% 26/02/2044	2,455,000	2.59
2,000,000	Colombia Government International Bond 7.375% 18/09/2037	2,817,500	2.97
3,300,000	Croatia Government International Bond 'REGS' 5.500% 04/04/2023	3,644,206	3.84
1,000,000	Croatia Government International Bond 'REGS' 6.000% 26/01/2024	1,148,740	1.21
1,500,000	Hungary Government International Bond 7.625% 29/03/2041	2,449,687	2.58
2,000,000	Indonesia Government International Bond 'REGS' 4.625% 15/04/2043	2,233,070	2.35
1,500,000	Indonesia Government International Bond 'REGS' 5.250% 17/01/2042	1,796,280	1.89
2,000,000	Indonesia Government International Bond 'REGS' 6.750% 15/01/2044	2,870,080	3.02
700,000	Indonesia Government International Bond 'REGS' 7.750% 17/01/2038	1,050,903	1.11
3,000,000	Mexico Government International Bond 7.500% 08/04/2033	4,253,616	4.48
2,000,000	Mexico Government International Bond 'GMTN' 5.750% 12/10/2110	2,326,788	2.45
2,000,000	Peruvian Government International Bond 4.125% 25/08/2027	2,242,568	2.36
1,000,000	Peruvian Government International Bond 7.350% 21/07/2025	1,264,778	1.33
1,000,000	Philippine Government International Bond 5.500% 30/03/2026	1,189,687	1.25
1,000,000	Philippine Government International Bond 7.750% 14/01/2031	1,480,000	1.56
500,000	Republic of South Africa Government International Bond 4.300% 12/10/2028	485,867	0.51
1,000,000	Republic of South Africa Government International Bond 5.000% 12/10/2046	908,222	0.96
2,000,000	Romanian Government International Bond 'REGS' 4.875% 22/01/2024	2,190,000	2.31
2,600,000	Russian Foreign Bond - Eurobond 'REGS' 4.375% 21/03/2029	2,865,551	3.02
1,000,000	Russian Foreign Bond - Eurobond 'REGS' 5.000% 29/04/2020	1,011,350	1.07

1,800,000	Russian Foreign Bond - Eurobond 'REGS' 5.625% 04/04/2042	2,288,250	2.41
-----------	--	-----------	------

DAIWA FUND SERIES

Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Annual Report and Financial Statements for the financial year ended 30 November 2019

Portfolio Statement (continued)

as at 30 November 2019

Nominal Holding	Description	Market Value USD	% of Net Assets
Government Bonds (30 November 2018: USD85,134,189) (continued)			
3,400,000	Russian Foreign Bond - Eurobond 'REGS' 5.875% 16/09/2043	4,454,000	4.69
2,700,000	Turkey Government International Bond 4.250% 14/04/2026	2,487,294	2.62
3,000,000	Turkey Government International Bond 4.875% 16/04/2043	2,373,831	2.50
1,500,000	Turkey Government International Bond 5.750% 22/03/2024	1,524,357	1.61
1,000,000	Turkey Government International Bond 7.375% 05/02/2025	1,079,805	1.14
2,750,000	Turkey Government International Bond 11.875% 15/01/2030	3,870,787	4.08
1,200,000	Ukraine Government International Bond 'REGS' 7.750% 01/09/2026	1,273,500	1.34
2,600,000	Ukraine Government International Bond 'REGS' 9.750% 01/11/2028	3,084,302	3.25
4,000,000	United States Treasury Note/Bond 2.375% 15/05/2029	4,199,141	4.42
	Total Government Bonds	86,458,848	91.09
	Total Portfolio of Investments (Note 7, 8)	90,941,050	95.81
	Other Net Assets (including unrealised gain/(loss) on forward currency exchange contracts (Note 7, 8))	3,978,106	4.19
	Net assets attributable to holders of redeemable participating units	94,919,156	100.00

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<米ドル・コース>

(2020年3月末日現在)

	米ドル（ を除く ）	千円（ 、 を除く ）
資産総額	11,586,483	1,260,957
負債総額	1,864,500	202,914
純資産総額（ - ）	9,721,983	1,058,043
発行済口数	82,602口	
1口当たり純資産価格（ / ）	117.70	12,809円

<豪ドル・コース>

(2020年3月末日現在)

	豪ドル（ を除く ）	千円（ 、 を除く ）
資産総額	20,666,314	1,365,837
負債総額	5,121	338
純資産総額（ - ）	20,661,194	1,365,498
発行済口数	157,002口	
1口当たり純資産価格（ / ）	131.60	8,697円

<NZドル・コース>

(2020年3月末日現在)

	ニュージーランド・ドル （ を除く ）	千円（ 、 を除く ）
資産総額	12,607,462	816,459
負債総額	10,818	701
純資産総額（ - ）	12,596,644	815,759
発行済口数	95,631口	
1口当たり純資産価格（ / ）	131.72	8,530円

<南アフリカ・ランド・コース>

(2020年3月末日現在)

	南アフリカ・ランド （ を除く ）	千円（ 、 を除く ）
資産総額	414,109,123	2,505,360
負債総額	5,014,325	30,337
純資産総額（ - ）	409,094,799	2,475,024
発行済口数	221,162口	
1口当たり純資産価格（ / ）	1,849.75	11,191円

<日本円・コース>

（2020年3月末日現在）

	円（ を除く）
資産総額	44,946,013
負債総額	554
純資産総額（ - ）	44,945,459
発行済口数	43,329 口
1口当たり純資産価格（ / ）	1,037円

<トルコ・リラ・コース>

（2020年3月末日現在）

	トルコ・リラ（ を除く）	千円（ 、 を除く）
資産総額	112,703,063	1,862,982
負債総額	2,383,829	39,405
純資産総額（ - ）	110,319,234	1,823,577
発行済口数	439,935口	
1口当たり純資産価格（ / ）	250.76	4,145円

<米ドル建 ブラジル・リアル・ヘッジコース>

（2020年3月末日現在）

	米ドル（ を除く）	千円（ 、 を除く）
資産総額	934,745	101,728
負債総額	26,904	2,928
純資産総額（ - ）	907,841	98,800
発行済口数	14,170口	
1口当たり純資産価格（ / ）	64.07	6,973円

<米ドル建 豪ドル・ヘッジコース>

（2020年3月末日現在）

	米ドル（ を除く）	千円（ 、 を除く）
資産総額	2,075,539	225,881
負債総額	486	53
純資産総額（ - ）	2,075,053	225,828
発行済口数	27,960口	
1口当たり純資産価格（ / ）	74.22	8,077円

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

（１）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりです。

取扱機関 BNY メロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン 1、I.F.S.C.、ギルド・ストリート、ドックランド・セントラル 1

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（２）受益者集会

受託会社は、純資産総額の 3 分の 1 以上に相当する受益者または合計で発行済ファンド証券の 3 分の 1 以上の受益者から要請があった場合、かかる集会を招集しなければなりません。15 日以上前の通知が、受益者に送付されなければなりません。

すべての受益者集会についての出席、定足数および多数決に関する条件および受益者の議決権は、信託証書に記載されているとおりです。受益者は、各ファンド証券毎に 1 議決権を有します。

（３）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外があります。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部 【特別情報】**第1 【管理会社の概況】****1 【管理会社の概況】****（1）資本金の額（2020年3月末日現在）**

資本金の額は5,000万円です。なお、一株当たり1円の株式5,000万株を発行済です。

設立日（2005年8月8日）以降本書の日付現在まで資本金の額の増減はありません。

（2）会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の管理・運用を行うことを主たる目的とします。

信託証書において規定されているとおり、管理会社の業務は、ファンド証券の登録名義書換事務、純資産総額の計算等の管理事務代行業務を含みます。

2020年3月末日現在、管理会社は、以下の通り投資信託の管理および運用を行っています。

（2020年3月末日現在）

国別（設立国）	種類 （基本的性格）	本数	純資産額の合計 （通貨別）
ケイマン諸島	オープン・エンド契約型	6	3,380万豪ドル 3億8,775万米ドル 203億円 1,938万ニュージーランド・ドル 4億8,471万南アフリカ・ランド 2億1,140万トルコ・リラ

3 【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の財務諸表は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第131条第 5 項本文を適用し、我が国において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- b . 下記財務諸表は、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

貸借対照表

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

（単位：円）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	196,937,761	217,764,605
未収収益	2,259,829	1,870,268
前払費用	606,583	1,383,164
流動資産合計	199,804,173	221,018,037
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	31,872	33,297
投資その他の資産合計	31,872	33,297
固定資産合計	31,872	33,297
資産合計	199,836,045	221,051,334
負債の部		
流動負債		
未払費用	1,424,800	1,874,800
流動負債合計	1,424,800	1,874,800
負債合計	1,424,800	1,874,800
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000,000	50,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	148,413,030	169,176,894
利益剰余金合計	148,413,030	169,176,894
株主資本合計	198,413,030	219,176,894
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,785	360
評価・換算差額等合計	1,785	360
純資産合計	198,411,245	219,176,534
負債・純資産合計	199,836,045	221,051,334

（２）【損益計算書】

損益計算書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

（単位：円）

	前事業年度 〔 自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日 〕	当事業年度 〔 自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日 〕
営業収益		
運用管理報酬	20,611,155	21,699,274
営業収益合計	20,611,155	21,699,274
販売費及び一般管理費		
運用管理費用	990,586	962,359
支払報酬手数料	5,269,893	4,524,793
通信費	1,250	665
租税公課	52,730	57,622
販売費及び一般管理費合計	6,314,459	5,545,439
営業利益	14,296,696	16,153,835
営業外収益		
為替差益	-	4,235,074
受取利息	343,023	374,955
営業外収益合計	343,023	4,610,029
営業外費用		
為替差損	8,701,916	-
営業外費用合計	8,701,916	-
経常利益	5,937,803	20,763,864
税引前当期純利益	5,937,803	20,763,864
当期純利益	5,937,803	20,763,864

株主資本等変動計算書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

前事業年度 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日

（単位：円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		その他	利益剰余金 合計				
		利益剰余金					
繰越 利益剰余金							
当期首残高	50,000,000	142,475,227	142,475,227	192,475,227	-	-	192,475,227
当期変動額							
当期純利益		5,937,803	5,937,803	5,937,803			5,937,803
株主資本以外 の項目の 当期変動額 （純額）					1,785	1,785	1,785
当期変動額 合計	-	5,937,803	5,937,803	5,937,803	1,785	1,785	5,936,018
当期末残高	50,000,000	148,413,030	148,413,030	198,413,030	1,785	1,785	198,411,245

当事業年度 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

（単位：円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		その他	利益剰余金 合計				
		利益剰余金 繰越 利益剰余金					
当期首残高	50,000,000	148,413,030	148,413,030	198,413,030	1,785	1,785	198,411,245
当期変動額							
当期純利益		20,763,864	20,763,864	20,763,864			20,763,864
株主資本以外 の項目の 当期変動額 （純額）					1,425	1,425	1,425
当期変動額 合計	-	20,763,864	20,763,864	20,763,864	1,425	1,425	20,765,289
当期末残高	50,000,000	169,176,894	169,176,894	219,176,894	360	360	219,176,534

注記事項

（重要な会計方針）

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	50,000,000	-	-	50,000,000
合 計	50,000,000	-	-	50,000,000

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	50,000,000	-	-	50,000,000
合 計	50,000,000	-	-	50,000,000

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、外国投資信託等に係る管理に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（2018年3月31日現在）

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	196,937,761	196,937,761	-
資産計	196,937,761	196,937,761	-

当事業年度（2019年3月31日現在）

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	217,764,605	217,764,605	-
資産計	217,764,605	217,764,605	-

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：円）

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
(１) 其他有価証券 投資証券	31,872	33,297

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、ファンド運用管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

外国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

該当事項はありません。

２．親会社に関する注記

大和アセットマネジメント株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）		当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	
1株当たり純資産額	3円97銭	1株当たり純資産額	4円38銭
1株当たり当期純利益	0円12銭	1株当たり当期純利益	0円42銭

（注１）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注２）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
当期純利益（円）	5,937,803	20,763,864
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000,000	50,000,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務書類

- a. 管理会社の間接財務諸表は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）第76条第4項本文を適用し、我が国において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- b. 下記中間財務諸表は、独立監査人の中間監査を受けておりません。

貸 借 対 照 表

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ・リミテッド（ケイマン）

（単位：円）

	前中間会計期間末 （2018年9月30日現在）	当中間会計期間末 （2019年9月30日現在）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	214,509,205	68,080,448
未収収益	1,782,603	2,278,715
前払費用	202,201	461,072
流動資産合計	216,494,009	70,820,235
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	34,071	32,376
投資その他の資産合計	34,071	32,376
固定資産合計	34,071	32,376
資産合計	216,528,080	70,852,611
負債の部		
流動負債		
未払費用	937,400	937,400
流動負債合計	937,400	937,400
負債合計	937,400	937,400
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000,000	50,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	165,590,266	19,916,492
利益剰余金合計	165,590,266	19,916,492
株主資本合計	215,590,266	69,916,492
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	414	1,281
評価・換算差額等合計	414	1,281
純資産合計	215,590,680	69,915,211
負債・純資産合計	216,528,080	70,852,611

損 益 計 算 書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

（単位：円）

	前中間会計期間 〔 自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 9 月30日 〕	当中間会計期間 〔 自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日 〕
営業収益		
運用管理報酬	10,496,104	10,774,787
営業収益合計	10,496,104	10,774,787
販売費及び一般管理費		
運用管理費用	404,382	711,552
支払報酬手数料	2,063,658	1,255,880
通信費	665	515
租税公課	28,173	29,170
販売費及び一般管理費合計	2,496,878	1,997,117
営業利益	7,999,226	8,777,670
営業外収益		
為替差益	8,994,046	-
受取利息	183,964	190,479
営業外収益合計	9,178,010	190,479
営業外費用		
為替差損	-	8,228,551
営業外費用合計	-	8,228,551
経常利益	17,177,236	739,598
税引前当期純利益	17,177,236	739,598
当期純利益	17,177,236	739,598

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービシズ・リミテッド（ケイマン）

前中間会計期間 自 2018年4月1日 至 2018年9月30日

（単位：円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越 利益剰余金					
当期首残高	50,000,000	148,413,030	148,413,030	198,413,030	1,785	1,785	198,411,245
当期変動額							
当期純利益		17,177,236	17,177,236	17,177,236			17,177,236
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)					2,199	2,199	2,199
当期変動額合計	-	17,177,236	17,177,236	17,177,236	2,199	2,199	17,179,435
当期末残高	50,000,000	165,590,266	165,590,266	215,590,266	414	414	215,590,680

当中間会計期間 自 2019年4月1日 至 2019年9月30日

（単位：円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越 利益剰余金					
当期首残高	50,000,000	169,176,894	169,176,894	219,176,894	360	360	219,176,534
当期変動額							
剰余金の配当		150,000,000	150,000,000	150,000,000			150,000,000
当期純利益		739,598	739,598	739,598			739,598
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)					921	921	921
当期変動額合計	-	149,260,402	149,260,402	149,260,402	921	921	149,261,323
当期末残高	50,000,000	19,916,492	19,916,492	69,916,492	1,281	1,281	69,915,211

注記事項

（重要な会計方針）

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度期首 株式数	前中間会計期間 増加株式数	前中間会計期間 減少株式数	前中間会計期間 株式数
発行済株式				
普通株式	50,000,000	-	-	50,000,000
合 計	50,000,000	-	-	50,000,000

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 株式数
発行済株式				
普通株式	50,000,000	-	-	50,000,000
合 計	50,000,000	-	-	50,000,000

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、外国投資信託等に係る管理に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前中間会計期間（2018年9月30日現在）

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	214,509,205	214,509,205	-
資産計	214,509,205	214,509,205	-

当中間会計期間（2019年9月30日現在）

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	68,080,448	68,080,448	-
資産計	68,080,448	68,080,448	-

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：円）

区分	前中間会計期間 （2018年9月30日現在）	当中間会計期間 （2019年9月30日現在）
（１）その他有価証券 投資証券	34,071	32,376

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、ファンド運用管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

外国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

該当事項はありません。

２．親会社に関する注記

大和アセットマネジメント株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

前中間会計期間 （自 2018年4月 1 日 至 2018年9月30日）		当中間会計期間 （自 2019年4月 1 日 至 2019年9月30日）	
１株当たり純資産額	4円31銭	１株当たり純資産額	1円40銭
１株当たり中間純利益	0円34銭	１株当たり中間純利益	0円01銭

（注１）潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注２）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前中間会計期間 （自 2018年4月 1 日 至 2018年9月30日）	当中間会計期間 （自 2019年4月 1 日 至 2019年9月30日）
中間純利益（円）	17,177,236	739,598
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000,000	50,000,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

投資家は、以下の利益相反の可能性について注意しなければなりません。

受託会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社、ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「利害関係者」といいます。）はそれぞれ、ファンドと利益の相反を時折生じる可能性がある他の金融活動、投資活動またはその他の専門的活動に関与することができます。当該活動には、他のファンドの受託会社、管理事務代行会社、資産保管会社、管理会社または販売会社としての行為、および他のファンドもしくは他の会社の取締役、役員、助言者または代理人としての業務提供が含まれます。特に、管理会社は、組入証券の売買、仲介業務、ファンドと類似するまたは重複する投資目的を有する他の投資ファンドの運用または助言業務の提供に関与することがあります。管理会社は、ファンドに提供される業務に類似する業務を第三者に提供することができるものとし、また、利害関係者は、当該活動から得られる利益に関し説明責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社は、適切な場合には、当該利益相反の公正な解決を確保するよう努力します。

受託会社または法人である受託会社の関連会社は、ファンドに関して、得られる利益に関して説明責任を負うことなく、顧客と締結した条件と同じ条件に基づき、銀行として行為し、かつ業務を遂行することができます。また、受託会社は、業務のために関連会社のいずれかに口座を開設しかつ契約を締結することができます。

受託会社は、信託証書または一般法上認められる取引を開始する権限または裁量権を行使し、かつ当該取引を履行することができます。ただし、受託会社は、権限もしくは裁量権を行使するかまたは取引を履行する方法または結果について異なるまたは相反する一定の利害関係（個人的な利害関係であるかまたは他の決済に係る単独の受託者もしくは受託者の一人としての利害関係であるかを問いません。）を有する可能性があり、また、その結果かかる地位において取得または派生した利益について説明責任を負いません。ただし、受託会社は、自ら異なるまたは相反する利害関係を有する事項について単なる形式上の当事者である場合を除き、当事者として行為することを放棄することができます。

受託会社ならびにその役員および従業員は、ファンドに何らかの関係を有する法人、機関または会社の役員、従業員、代理人または顧問として獲得した合理的な報酬またはその他の合理的な特典について説明責任を負いません。ただし、その状況または任務は、受託会社としての立場、またはファンドに何らかの形で帰属するかもしくは関連する持分、株式、財産、権利または権限を権利として、それを用いてまたはそれを理由として取得、または保有もしくは維持されることができます。

適用法上定められるところに従い、管理会社は、ファンドの勘定で、利害関係者または当該者により助言を受け、運用される投資信託もしくは勘定から証券を取得するか、または当該利害関係者等に証券を処分することができます。利害関係者（受託会社を除きます。）は、受益証券を保有し、自ら適切とみなすところにより当該受益証券を処理することができます。利害関係者は、類似する投資対象がファンドにより保有される可能性があるにもかかわらず、自らの勘定で、投資対象を売却、保有および処理することができます。

利害関係者は、受益者またはファンドによりもしくはファンドの勘定で証券を保有する事業体と金融取引またはその他の取引に関する契約を締結するかまたは当該契約もしくは取引を履行することができます。更に、利害関係者は、ファンドの勘定で自ら行うファンドの投資対象の売却または購入に関して協議を行う手数料および利益（ファンドの利益となるかまたは利益とならないことがあります。）を受領することができます。

5 【その他】

(a) 取締役の変更

取締役は、普通決議株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選されます。取締役に特定の任期はありません。

(b) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主資本の増加等一定の事項を除き、株主総会の特別決議が必要です。

(c) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ケイマン諸島法の一般原則に基づき、C I M Aの事前承認を得て、ケイマン諸島の投資信託を管理運用する権限を授与されている他の会社に、事業譲渡を行うことができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続します。

(d) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は３月31日に終了する１年です。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（「投資運用会社」）

(Daiwa Asset Management (Europe) Ltd)

資本金の額

2020年3月末日現在、50万英ポンド（約6,666万円）

事業の内容

ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドは、英国の法律に基づき、大和アセットマネジメント株式会社の子会社として1987年3月27日に設立された会社です。2020年3月末日現在、投資運用会社は2,608百万英ポンドを超える投資信託の管理および投資運用業務を提供しています。

（2）BNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド（「受託会社」および「管理事務代行会社」）

(BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited)

資本金の額

2019年12月末日現在、60万米ドル（約6,530万円）

事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2020年改訂）に基づく信託免許を有しており、また、投資信託の管理業務を遂行するため、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社としての資格を有しています。受託会社は、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な全額出資子会社です。

（3）BNY メロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー（「副管理事務代行会社」）

(BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company)

資本金の額

2019年12月末日現在、254,000ユーロ（約3,037万円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2020年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場（1ユーロ＝119.55円）によります。

事業の内容

副管理事務代行会社は、有限責任会社として正式に登録されていましたが、2014年会社法に基づいて特定活動会社に転換されました。副管理事務代行会社は、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な全額出資子会社です。

（4）ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（「資産保管会社」）

(The Bank of New York Mellon)

資本金の額

2019年12月末日現在、11億3,500万米ドル（約1,235億円）（普通株式）

事業の内容

資産保管会社は、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの最大の銀行子会社であり、ニューヨーク州で信託業および銀行業の免許を有しており、ニューヨーク州ニューヨーク市に本店を置いています。資産保管会社は連邦準備制度のメンバーであり、ニューヨーク連邦準備銀行およびニューヨーク州金融サービス省の規制・監督下にあります。

資産保管会社は、投資期間全体を通じて顧客の金融資産の運用を支援することを専門とするグローバルな投資会社です。機関、企業または個人投資家に提供するいずれの金融サービスに関しても、資産保管会社は、35か国および100を超える市場において十分な情報に基づく投資運用および投資サービスを提供しています。資産保管会社は、投資資産の創出、取引、保有、管理、運用、分配または再構築を望む顧客に対する単一の窓口となることができます。

（5）大和アセットマネジメント株式会社（「管理会社代行サービス会社」および「投資助言会社」）

資本金の額

2020年3月末日現在、151億7,427万2,500円

事業の内容

大和アセットマネジメント株式会社は、1959年12月に設立され、金融商品取引法に基づく投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

(6) 大和証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

資本金の額

2020年3月末日現在、1,000億円

事業の内容

株式会社大和証券グループ本社の100%子会社。1999年4月26日に株式会社大和証券グループ本社より国内リテール部門の営業譲渡を受け、同日付で営業を開始。日本において金融商品取引業を行っています。

2 【関係業務の概要】

(1) ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド(「投資運用会社」)

ファンドに対し、投資運用業務を提供します。

(2) BNY メロン・ファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド(「受託会社」および「管理事務代行会社」)

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務および管理事務代行業務を行います。

(3) BNY メロン・ファンド・サービシズ(アイルランド)デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー(「副管理事務代行会社」)

受託会社の任命に基づき、副管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を行います。

(4) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(「資産保管会社」)

受託会社の任命に基づき、保管業務を行います。

(5) 大和アセットマネジメント株式会社(「管理会社代行サービス会社」および「投資助言会社」)

管理会社の任命に基づき、管理会社代行サービス業務を、また、投資運用会社の任命に基づき、投資助言業務を行います。

(6) 大和証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

大和証券株式会社は、代行協会員として行為し、またファンド証券の販売および買戻しの取扱いを行います。

3 【資本関係】

管理会社は、管理会社事務代行サービス会社および投資助言会社である大和アセットマネジメント株式会社の全額出資子会社であり、また管理会社および投資運用会社の最終的な親会社は株式会社大和証券グループ本社です。

第3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2020年改訂）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理法（2019年改訂））の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2018年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,992（2,946のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2020年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記の(i)および(ii)に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない。かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の(iii)に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報お

よび会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、

36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2020年改訂）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない。その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2020年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

- (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないと約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合

(e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに
適正かつ正当な者ではない場合

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

(a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること

(b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること

(c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと

(d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。

(a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

(b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること

(c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること

(d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること

(e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。

(b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

(c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

(a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

(b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

(c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること

(d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること

(e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのににもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2020年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2019年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第

7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
 - (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること

- (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含ま

れない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2020年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社

もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。

(vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。

(f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

(i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

(ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。

(iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。

(g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

(i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合

(ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

(iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

(h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

(a) 本規則パートVIIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

(b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

(c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

(a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

(b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

(c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。

(d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

(a) 本規則パートIは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

(b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (v) 監査人の氏名および住所
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xxi) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定

(C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間内において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2019年5月31日 有価証券届出書／有価証券報告書（第9期）

2019年8月30日 有価証券届出書の訂正届出書／半期報告書（第10期中）

第5 【その他】

該当事項はありません。

別紙

定 義

決算日	毎年11月30日または、管理会社が受託会社と協議の上で随時ファンドについて定めるその他の日をいいます。
計算期間	前決算日の翌暦日（ただし、第1計算期間については当初設定5コースの設定日）から決算日までの期間をいいます。
管理事務代行会社	BNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドをいいます。
代行協会員	大和証券株式会社をいいます。
豪ドル・コース 受益証券	オーストラリア・ドル建の豪ドル・コース受益証券と指定されている受益証券をいいます。
監査人	プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島をいいます。
豪ドルおよび／または オーストラリア・ドル	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいいます。
ブラジル・レアル	ブラジルの法定通貨であるブラジル・レアルをいいます。
営業日	(a) 米ドル・コースにつき、日本、ダブリン、ロンドンおよびニューヨークの銀行ならびに日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除きます。） (b) 豪ドル・コースにつき、日本、オーストラリア、ダブリン、ロンドンおよびニューヨークの銀行ならびに日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除きます。） (c) NZドル・コースにつき、日本、ニュージーランド、ダブリン、ロンドンおよびニューヨークの銀行ならびに日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除きます。） (d) 南アフリカ・ランド・コースにつき、日本、ヨハネスブルグ、ダブリン、ロンドンおよびニューヨークの銀行ならびに日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除きます。） (e) 日本円・コースにつき、日本、ダブリン、ロンドンおよびニューヨークの銀行ならびに日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除きます。） (f) トルコ・リラ・コースにつき、日本、トルコ、ダブリン、ロンドンおよびニューヨークの銀行ならびに日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除きます。）をいいます。 (g) 米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースにつき、日本、ダブリン、ロンドンおよびニューヨークの銀行ならびに日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除きます。）をいいます。 (h) 米ドル建 豪ドル・ヘッジコースにつき、日本、ダブリン、ロンドンおよびニューヨークの銀行ならびに日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除きます。）をいいます。 または管理会社が、受託会社と協議の上、各コースについて随時決定するその他の日をいいます。
コースの基準通貨	コースの受益証券が表示されている通貨をいい、米ドル・コースについては米ドル、豪ドル・コースについては豪ドル、NZドル・コースについてはニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランド・コースについては南アフリカ・ランド、日本円・コースについては日本円、トルコ・リラ・コースについてはトルコ・リラ、米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースについては米ドル、米ドル建 豪ドル・ヘッジコースについては米ドルをいいます。

設定日	当初設定 5 コースについては、2010年 8 月19日をいい、追加設定 3 コースについては、2011年 9 月22日をいいます。
資産保管会社	ファンドに関してあらゆる証券および現金の資産保管会社としての地位を有するザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンまたは随時ファンドの資産保管会社として任命されるその他の者をいいます。
資産保管契約	2010年 7 月 9 日付で受託会社と資産保管会社との間で締結された資産保管契約をいいます。
取引日	各コースの受益証券について、当該コースの営業日（当該コースの設定日を初日とします。）および／または管理会社が、受託会社と協議の上、各コースについて随時決定するその他の日をいいます。
日本における販売会社	ファンドの受益証券の日本における販売会社としての地位を有する大和証券株式会社をいいます。
適格投資家	(a)米国の市民もしくは居住者、米国で設立されもしくは存続するパートナーシップまたは米国法に基づき設立されもしくは米国で存続する会社、信託その他の法主体、または米国人（1933年米国連邦証券法のレギュレーションSに定義される者をいいます。）またはかかる米国人のために受益証券を保有しもしくは保有する意図を有する者、会社または法主体、(b)ケイマン諸島の市民もしくは居住者（公益信託もしくは公益権の対象である者またはケイマン諸島の免除会社もしくは非居住会社を除きます。）、(c)適用法に違反することなく受益証券を申込みまたは保有することができない者、または(d)上記(a)から(c)に記載された者、会社もしくは法主体のための保管人、名義人または受託者、のいずれにも該当しない者、会社または法主体をいい、または管理会社がファンドにつき随時決定するその他の者、会社もしくは法主体をいいます。
金融商品取引法	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））をいいます。
金融庁	日本の金融庁をいいます。
英ポンド	英国の法定通貨であるポンドをいいます。
重過失	ある者について、当該者が別の者に対して負っている注意義務違反という結果をもたらす任務懈怠である過失を超えた行動基準をいいます。
取引対象通貨	米ドル・コース、豪ドル・コース、NZドル・コース、南アフリカ・ランド・コース、日本円・コースおよびトルコ・リラ・コースにつき各コースの基準通貨、米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコースにつきブラジル・レアル、ならびに米ドル建 豪ドル・ヘッジコースにつき豪ドルをいいます。
投資対象	株式、ストック、債券、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ・ユニット、パートナーシップの持分、シェア・オプションもしくはストック・オプションもしくは先物契約、通貨スワップもしくは金利スワップ、先渡為替契約、レボ取引およびリバース・レボ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパー、またはいずれかの者、団体（法人格の有無を問いません。）、投資信託、信託、いずれかの国の政府もしくは機関、世界の国もしくは地域により発行されたあらゆる種類の有価証券（デリバティブを含みます。）もしくはそれらに対して貸し付けられたローン（もしくはパーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似スキームの参加権、および短期金融市場における収益を生じる短期投資対象もしくは預金（定期預金、銀行引受手形およびその他の銀行債務を含みますがそれらに限りません。）をいいます。

投資助言会社	大和アセットマネジメント株式会社または随時ファンドの投資助言会社として任命されるその他の者をいいます。
投資運用契約	投資運用会社がファンドに関して投資運用業務を提供することを合意した、管理会社と投資運用会社との間で締結された投資運用契約をいいます。
投資運用会社	ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドまたは随時ファンドの投資運用会社として任命されるその他の者をいいます。
投信法	日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号（改正済））をいいます。
日本円および／または円	日本の法定通貨である日本円をいいます。
日本円・コース受益証券	日本円建の日本円・コース受益証券と指定されている受益証券をいいます。
関東財務局	日本の財務省関東財務局をいいます。
運用ファンド	ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド法人または類似のオープン・エンド型投資法人もしくはその他類似のオープン・エンド型投資ビークルをいいます。
管理会社代行サービス会社	大和アセットマネジメント株式会社または随時管理会社代行サービス会社として任命されるその他の者をいいます。
管理会社	ダイワ・アセット・マネジメント・サービシズ・リミテッド（ケイマン）をいいます。
基本信託証書	受託会社および管理会社の間の2008年10月20日付基本信託証書をいい、随時改訂または補足されることがあります。
純資産総額	「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価」の項で要約されているとおり、基本信託証書の要項に従い計算された、ファンドの全資産から当該ファンドの全負債を控除した額をいいます。
ファンド	受託会社および管理会社の間で締結された基本信託証書および2010年7月9日付追補信託証書に従い設定されたトラストのサブ・ファンドであるダイワ・ファンド・シリーズ - ダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型） - 通貨タワー - をいいます。
ファンドの純資産総額	ファンドの基準通貨で表示されるファンドの純資産総額をいいます。
ファンドの基準通貨	ファンドが表示されている通貨である米ドルをいいます。
コースの純資産総額	特定のコースに帰属するファンドの純資産総額をいいます。ファンドの基準通貨以外の通貨で表示されるコースに帰属するファンドの純資産総額は、管理会社と協議の上、受託会社が定めた為替レート基準に基づいて各評価日に当該通貨に交換されます。

基準価額	特定のコースに帰属するファンドの純資産総額を評価日に発行済みの当該コースの受益証券口数で除して、英文目論見書の規定に関わらず、日本円・コース以外のコースについては、小数第3位で四捨五入し、日本円・コースについては小数第1位で四捨五入した価額をいいます。ファンドの基準通貨以外の通貨で表示されるコースに帰属するファンドの純資産総額は、管理会社と協議の上、受託会社が定めた為替レート基準に基づいて各評価日に当該通貨に交換されます。ファンドの基準通貨以外の通貨で表示されるコースの基準価額は、ファンドの純資産総額のうち当該コースに帰属する部分を（当該通貨に交換した上で）発行済みの当該コースの受益証券口数で除して計算するものとします。ファンドの基準通貨で表示されるコースの基準価額は、ファンドの純資産総額のうち当該コースに帰属する部分を発行済みの当該コースの受益証券口数で除して計算するものとします。
ニュージーランド・ドル	ニュージーランドの法定通貨であるニュージーランド・ドルをいいます。
NZドル・コース受益証券	ニュージーランド・ドル建のNZドル・コース受益証券と指定されている受益証券をいいます。
英文目論見書	随時改定または補足される2009年7月付のダイワ・ファンド・シリーズの英文目論見書をいいます。
買戻日	各コースの受益証券について、当該コースの取引日および／または管理会社が、受託会社と協議の上、各コースについて随時決定するその他の日をいいます。
ファンド決議	ファンドの発行済受益証券口数の2分の1以上の保有者が書面で同意した決議、または発行済みの当該ファンドの受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により当該ファンドの受益者総会で可決された決議をいいます。
南アフリカ・ランド	南アフリカの法定通貨である南アフリカ・ランドをいいます。
業務提供契約	2007年6月27日付で受託会社と副管理事務代行会社との間で締結され随時変更または補足された契約をいいます。
副管理事務代行会社	BNY メロン・ファンド・サービス（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーまたは随時ファンドの副管理事務代行会社として任命されるその他の者をいいます。
トラスト	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストであるダイワ・ファンド・シリーズをいいます。
受託会社	BNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドをいいます。
トルコ・リラ・コース受益証券	トルコ・リラ建のトルコ・リラ・コース受益証券と指定されている受益証券をいいます。
トルコ・リラ	トルコの法定通貨であるトルコ・リラをいいます。
受益証券	ファンドの受益証券、および、文脈上別の意味に解すべき場合を除き、発行済みのすべてのコースの受益証券を含みます。
受益者	受益証券の当該時点の登録保有者（共同登録者を含みます。）をいいます。

受益者決議	受益証券1口当たり純資産価格の合計が、全ファンドの純資産総額の50%以上に当たる受益証券の保有者が書面で同意した決議、または受益証券1口当たり純資産価格の合計が全ファンドの純資産総額の50%以上に当たる受益証券を保有する受益者により受益者総会において可決された決議をいいます。
米国	アメリカ合衆国、その領域および領土をいいます。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいいます。
米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコース受益証券	米ドル建の米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコース受益証券と指定されている受益証券をいいます。
米ドル建 豪ドル・ヘッジコース受益証券	米ドル建の米ドル建 豪ドル・ヘッジコース受益証券と指定されている受益証券をいいます。
米ドル・コース受益証券	米ドル建の米ドル・コース受益証券と指定されている受益証券をいいます。
評価日	各営業日または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。
評価時点	各評価日の午後4時（ロンドン時間）、または管理会社が、受託会社と協議の上、随時決定する日のその他の日時をいいます。
南アフリカ・ランド・コース受益証券	南アフリカ・ランド建の南アフリカ・ランド・コース受益証券と指定されている受益証券をいいます。
当初設定5コース	米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券および日本円・コース受益証券を、個別にまたは総称していいます。
追加設定3コース	トルコ・リラ・コース受益証券、米ドル建 ブラジル・レアル・ヘッジコース受益証券および米ドル建 豪ドル・ヘッジコース受益証券を、個別にまたは総称していいます。

独立監査人の報告書

ダイワ・ファンド・シリーズのサブ・ファンドであるダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型） - 通貨タワー - の受託会社であるBNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド

監査意見

我々の意見では、財務書類は、財務報告基準（FRS）第102号「英国およびアイルランド共和国において適用可能な財務報告基準」を含む、財務報告評議会が発行しかつアイルランドの勅許会計士協会が公表した会計基準に準拠して、2019年11月30日時点のダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型） - 通貨タワー - （ダイワ・ファンド・シリーズのサブ・ファンド）（以下「ファンド」といいます。）の財政状態、同日に終了した年度の経営成績について、すべての重要な点において適正に表示していると認めます。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成されます。

- ・ 2019年11月30日現在の財政状態計算書
- ・ 2019年11月30日現在の投資有価証券明細表
- ・ 同日に終了した年度の包括利益計算書
- ・ 同日に終了した年度の償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（ISAs）に準拠して監査を行いました。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されています。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断しています。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（IESBA規定）に従ってファンドから独立した立場にあります。我々はIESBA規定に従って他の倫理的な義務も果たしています。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（ファンドの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれません。）に関して責任を負います。

ファンドの財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しません。

ファンドの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することです。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務があります。この点に関し、我々に報告すべき事項はありません。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、財務報告基準（FRS）第102号「英国およびアイルランド共和国において適用可能な財務報告基準」を含む、財務報告評議会が発行しかつアイルランドの勅許会計士協会が公表した会計基準に準拠して財務書類を作成し公正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽の表示のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負います。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢

がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負います。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することです。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされます。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っています。また、以下も実行します。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得ます。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高くなります。
- ・ ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得ます。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。
- ・ 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務があります。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づきます。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがあります。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価します。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告します。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのBNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はありません。当該意見を述べるにあたり、我々は、書面により予め我々が明示的に承諾している場合を除いて、いかなる他の目的に関しても、または本書を呈示されるもしくは入手できるいかなる他の人物に対しても責任を受け入れず、また引き受けません。

プライスウォーターハウスクーパース

2020年4月8日

Independent Auditor's Report

To BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency (a series trust of Daiwa Fund Series) (the Series Trust) as at 30 November 2019, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland, including Financial Reporting Standard (FRS) 102 "the Financial Report Standard applicable in the United Kingdom and the Republic of Ireland".

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of financial position as at 30 November 2019;
 - the portfolio statement as at 30 November 2019;
 - the statement of comprehensive income for the year then ended;
 - the statement of changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units for the year then ended; and
 - the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.
-

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Series Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Series Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

Independent Auditor's Report (continued)

To BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

In connection with our audit of the Series Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland, including Financial Reporting Standard (FRS) 102 "the Financial Report Standard applicable in the United Kingdom and the Republic of Ireland", and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

Independent Auditor's Report (continued)

To BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Daiwa Emerging Bond Fund (Currency Select) - The Tower of Currency

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

8 April 2020

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書届出代理人が別途保管しています。

独立監査人の監査報告書

2019年 6 月14日

Daiwa Asset Management Services Ltd.(Cayman)

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬 友未
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井 康治
--------------------	-------	-------

当監査法人は、会社の求めに応じて、Daiwa Asset Management Services Ltd.(Cayman)の2018年4月1日から2019年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Daiwa Asset Management Services Ltd.(Cayman)の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

